

IV 地域の元気づくり

1 人と企業の地方移転の促進

(1) 多極分散の国土構造への転換

【内閣官房、内閣府、総務】

① 人と企業の地方移転の促進

- 東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。この度の新型コロナ禍では、東京等の大都市部に人口が集中する我が国の脆弱性を浮き上がらせた。その一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、東京一極集中から多極分散の国土構造へと転換するためにも、中央省庁の地方移転はもとより、人と企業の地方分散を促進する大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

[本県の社会移動の状況（総務省 住民基本台帳移動報告、日本人）]

- 転入超過数：▲7,260人、全国44位（H30：▲6,088人、全国41位）
（東京圏に対する転入超過数）

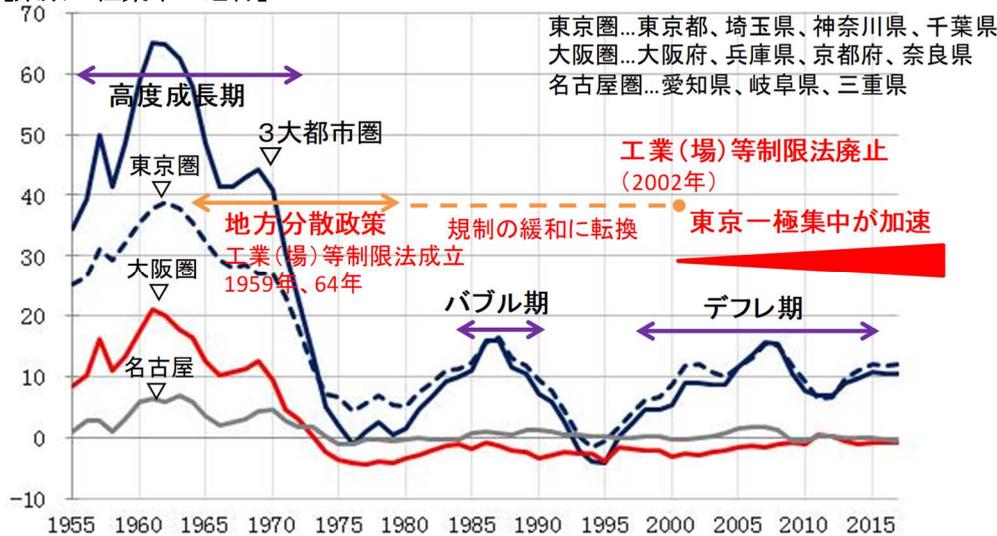
	H29	H30	R1
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲8,716人
；(うち東京都)	(▲4,742人)	(▲5,260人)	(▲5,465人)

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(世代別の転入超過数)

	H29	H30	R1
0～19歳	217人	767人	475人
20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲7,098人
30～39歳	▲694人	▲27人	▲542人
40歳以上	▲189人	▲138人	▲95人
計	▲6,657人	▲6,088人	▲7,260人

[東京一極集中の進行]



② 情報通信基盤の強化(再掲)

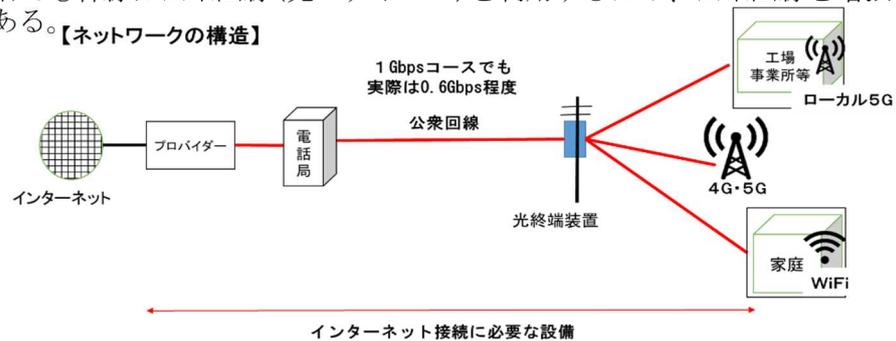
- ・ 5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転など Society5.0を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること
- ・ 上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※1)以上の大容量高速通信ができる環境を整備することが必要である。

国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、大容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線(光ファイバー)の増強や5G基地局の整備支援対象エリアの拡充等(※2)により、情報通信基盤整備を一層強化すること

- ※1 1Gbps：ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度
- ※2 現行の国補助金の対象 公衆回線：新規整備のみ(増強は対象外)
5G基地局：非居住エリアのみ(居住エリアは対象外)

【提案の背景】

- ・ 情報通信技術の発展は、都市部に限らず多自然地域など地域活性化のための重要なインフラとなるものである。
- ・ しかし、多くの1Gbps接続サービスはベストエフォート型(想定する最大速度)であり、実効最大速度はこれを下回る。(概ね0.6Gbpsとの公表あり。通信事業者や都市部・郡部の違い、戸建て・集合住宅の別、通信時間帯などにより、更に下回ることもある。)
- ・ 5G等の無線通信でも幹線は公衆回線(光ファイバー)を利用するため、公衆回線を増強することが不可欠である。



(2) 東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産】

- ・ 地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置が講じられたが、これと同様に、本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること

【工業等制限法(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律)の概要】

目的	既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る。
制限対象	①面積500㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新增設 ②面積1,500㎡以上の大学及び高等専門学校の教室の新增設 ③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新增設

(3) 地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務、国交】

- 高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること

(4) 人と企業の地方移転を促進する制度の充実・強化【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産、厚労、国交】

① 地方拠点強化税制の充実・強化

ア 施設整備計画の認定要件の適正化

- 税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみの増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- 本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

イ オフィス減税等の拡充

- オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること
- 本社機能移転に伴う社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること(現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設)
- 支援対象地域について、既成都市区域は平成30年6月の制度拡充により国の移転型事業(東京23区からの本社機能移転)の対象になったものの、拡充型事業(東京23区以外からの本社機能の移転・増設)においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること

【オフィス減税と雇用促進減税の併用不可となった想定される理由】

- 支援対象外地域の除外や雇用要件の緩和など、制度の拡充がなされたことから、同じ税目である法人税から重ねて控除する両優遇措置の併用は、過度な優遇として不可となったと考えられる。
- 一方、東京一極集中を是正する観点から、移転型の上乗せ部分は併用可として残った。
- なお、本県13社認定(R1まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

[地方拠点強化税制の概要]

地方に所在する 本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※ 併用は不可	
東京23区から地方 へ本社機能を移転 (移転型)	雇用促進税制	雇用増1名につき30万の税額控除(最大)
	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
		※ 併用は原則不可(上乗せ分30万円のみ併用可)
		雇用促進税制 (雇用増1名につき50万円+上乗せ分40万円×3年の税額控除(最大))

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

② 企業の地方移転を促す地域別税率制度の導入

- 地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること

[大企業本社の所在地シェア (H26年)] (資本金 50 億円以上)				
■ 東京都 (56.0%) ■ 大阪府 (10.2%) ■ 兵庫県 (2.8%) ■ その他 (31.0%)				
[法人県(都) 民税・事業税の税率比較 (超過税率含む)]				
区 分	兵庫県		東京都	
	R1. 9. 30迄に開始する事業年度	R1. 10. 1以後に開始する事業年度	R1. 9. 30迄に開始する事業年度	R1. 1. 1以後に開始する事業年度
法人県(都)民税	4.0%	1.8%	4.2%	2.0%
法人事業税	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍

③ 企業誘致のため地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

- 人と企業の地方移転を促進するため独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること

[本県が実施している「産業立地促進制度による税軽減」(設備投資、71st等への入居の場合)の概要]			
		サプライチェーン対策事業	その他の事業
法人事業税	促進地域	3/4軽減 (5年間)	1/2軽減 (5年間)
	一般地域	1/2軽減 (5年間)	1/2、1/3軽減 (5年間)
不動産取得税	促進地域	3/4軽減 (2億円限度)	1/2軽減 (2億円限度)
	一般地域	1/2軽減 (2億円限度)	1/2軽減 (2億円限度) ※指定拠点地区への立地又は本社機能立地に限る。

※促進地域：但馬、丹波、淡路各地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域に限る)、宍粟市、上郡町、佐用町

2 兵庫の強みを生かした産業の育成

(1) 起業・創業、新事業展開の活性化 【内閣官房、内閣府、金融、総務、経産】

主①「スタートアップ支援・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援(再掲)

ア スタートアップの集積を推進する取組への財政支援等

- ・六甲山へのITベンチャーの拠点形成(※1)や、スタートアップビザ制度を活用した外国人起業家受入のための相談・支援体制の整備(※2)など、「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定を受け、優れたスタートアップの集積を更に推進する取組に対して、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

＜県・神戸市の支援事業＞

- ※1 ・新たに事業所を開設するIT起業家等に対し、建物改修費や賃借料等の一部を補助
・コワーキングスペースを新たに開設する事業者等に建物改修費等の一部を補助
- ※2 起業の場や交流拠点を備えた「起業プラザひょうご」に相談窓口を設置し、外国人起業家の起業活動にかかる相談に対応するとともに、生活面の相談に対応するひょうご多文化共生総合相談センター等とも連携し、県内での外国人の起業を支援

- ・世界的なアクセラレーション・プログラムやピッチコンテストなどイベント誘致によるノウハウの蓄積、世界への情報発信の強化、海外投資家の招致など、選定された拠点都市が世界のスタートアップに選ばれる魅力的な拠点都市に成長していくために必要な支援施策を着実に実施すること
- ・拠点都市におけるスタートアップ・エコシステムを構築し、海外の拠点都市と渡り合えるよう継続的に進化させていくため、今後3年間の集中支援期間の経過後も長期的な支援を実施すること
- 新・国際金融都市形成の動きも見据え、神戸市と連携して取り組む金融・スタートアップ関連等の外国・外資系企業や人材の誘致促進に向け税負担の軽減や、在留資格等の緩和など環境整備への支援を行なうこと

イ 中小企業基盤整備機構の官民連携投資ファンドへの出資要件弾力化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でリスクマネー供給が減少する中、スタートアップの資金需要に応えるため、県市協調で組成する投資ファンドへの中小企業基盤整備機構による出資の弾力化(※)を行うこと

- ※ 中小企業基盤整備機構による投資ファンドへの出資条件
 - ・中小企業基盤整備機構を含む公的機関の出資額がファンド全体の1/2以下
 - ・「ひょうご新産業創造ファンド」(H23.8～R3.6)におけるIPO実績が1件以上
 - ・「ひょうご新産業創造ファンド」での出資額が毀損しない程度の運用実績

[「内閣府スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定]

- ・内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、神戸商工会議所、兵庫県、神戸市、大学、民間組織等で構成する「ひょうご・神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」が、大阪、京都の各コンソーシアムと連名で申請し、本年7月14日、「グローバル拠点都市」に選定された。
- ・京阪神が連携することで、多様かつ力強いシナジー効果を発揮し、関西の将来、日本の将来を担う真の「グローバル拠点都市」の形成を目指す。

主② UNOPS・GIC Japan(Kobe)に対する支援(再掲)

- ・国連機関であるUNOPS・GIC Japan(Kobe)の運営について、国として積極的な財政支援を行うこと

※ UNOPS・GIC Japan(Kobe) [R2.11.6 開設 (三井住友銀行神戸本部ビル2階)]

- ・スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のグローバル・イノベーション・センター(世界で3拠点目、アジアでは初)

主③ 起業・創業等への支援(再掲)

- ・起業プラザひょうご(※)を拠点に活動する起業家をはじめ、地域で活動する起業家が事業の拡大や首都圏・海外等への販路拡大をめざす際に活用できる新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

※ 起業プラザひょうご

- ・起業の場や交流機能を備えた拠点として、平成29年10月、サンパル内に開設
- ・本年9月、産業振興にかかる協定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転
- ・同行との官民連携により、新たな起業支援の取組を推進するとともに、併設されたUNOPS・GIC Japan(Kobe)との連携・交流も推進
- ・起業プラザひょうごの成果や起業の盛り上がりを全県に波及させるため、本年7月、エリア拠点として「起業プラザひょうご尼崎」「起業プラザひょうご姫路」を開設

主④ ひょうごメタルベルトコンソーシアムへの支援(再掲)

- ・次世代ものづくり産業において世界的に注目されている金属3D積層造形技術及び国産金属3Dプリンタについて、より一層の普及を図る必要がある。このため、本県では、金属素材製造・加工産業の高付加価値化を図り、新素材の研究・開発を行う拠点として、平成31年4月に金属新素材研究センターを開設し、電子ビーム型とレーザービーム型の2種類の国産金属3Dプリンタを導入した。

同センターの運営や、同センターを拠点として産学連携により取り組む「ひょうごメタルベルトコンソーシアム」の研究・開発について、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと。

【提案の背景】

- ・金属3D積層造形技術は、次世代のIoT技術に適合しやすい画期的な金属造形技術として注目を集めている。近畿経済産業局による「3D積層造形によるモノづくり革新拠点化構想」など、実用化に向けて開発・研究が進められているが、日本の技術は世界に遅れている。
- ・海外メーカーの金属3Dプリンタは、材料粉末が指定され、新素材開発に支障が生じるほか、指定企業とのメンテナンス契約を締結する必要があるが、使用データやノウハウが、海外に流出する懸念がある。

⑤ 航空産業非破壊検査員の育成に対する支援

- ・国の航空機産業の競争力強化に必要な、航空産業非破壊検査員の育成を産業政策、雇用政策の両面から推し進めるため、非破壊検査員養成講習の受講に対する助成金等の支援を拡充すること
- ・非破壊検査員資格取得に必要なOJTを受け入れる企業が増えるよう、指導にあたるスタッフの人件費助成等、効果的な施策を講ずること

【提案の背景】

- ・非破壊検査員養成訓練に係る受講料について、県内企業はひょうご次世代産業高度化プロジェクト「航空機分野人材育成支援事業」により、全額を補助している。(財源：全額国庫)
一方、県外企業は、厚生労働省「人材開発支援助成金」の活用が可能であるが、受講料の一部(3割)を補助するにすぎない。(参考：受講者(H29からの合計)：38人(うち県外20人))
- ・中小企業が国内で国際基準に準拠した航空産業に係る非破壊検査技術者の資格を取得するには、有資格者のいる企業においてOJTを受講する必要があるが、受け入れ企業が少なく、資格取得の障害となっている。

【航空産業非破壊検査トレーニングセンターの概要】

- ・航空機産業における非破壊検査員を養成することを目的として、平成29年11月、県立工業技術センターに航空産業非破壊検査トレーニングセンターを開設
※ 国際認証規格(NAS410)に準拠した訓練機関としては、国内初
- ・非破壊検査のうち浸透探傷(PT)、磁粉探傷(MT)、超音波探傷(UT)のトレーニングを実施(講習費用)

区分	基礎講習	応用講習	計
浸透探傷(PT)	235,000円	141,000円	376,000円
磁粉探傷(MT)	380,000円	290,000円	670,000円
超音波探傷(UT)	447,000円	205,000円	652,000円

⑥ 創業・事業継承の促進

- ・起業の支援に関する予算を増額確保すること

【本県が実施している「若手・女性・ミドル・シニア起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業」の制度の概要】

対象経費	事務所開設費、備品費、広告宣伝費等		
補助上限額	100万円(若手・女性・ミドル・シニア起業家支援事業) 200万円(ふるさと起業・移転促進事業) ※空き家を活用する場合別途100万円加算		
補助率	1/2		
申請・採択件数			
		採択枠	申請
		採 択	
	H28	120	325
	H29	130	319
	H30	150	384
	H31	180	660
	R2	195	627

※H31年度よりミドル起業家支援事業を新設

⑦ わくわく地方生活実現政策パッケージの起業支援に関する運用等の見直し

- ・前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること
- ・交付決定日以降(今年度は8月1日交付決定)となっている補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること

【提案の背景】

- ・本県の起業家支援事業と比べ起業時期の期間が短いため、支援対象となる起業家が限定される。
- ・補助対象期間が「交付決定日（概ね8月1日頃）以降」と定められており、4～8月に起業する者にとって最も経費を要する時期（事業所開設に係る改修費、初度備品費等）が対象とならない。

【国のわくわく地方生活実現政策パッケージとの概要】

起業時期	公募開始日以降、補助事業期間完了日まで（R2.4.1～R3.1.31）
補助対象期間	交付決定日（R2.8.1）～R3.1.31
分野	社会性のある事業に限定

【本県の起業家支援事業の概要】

起業時期	前年度4.1～当年度1.31（H31.4.1～R3.1.31）
補助対象期間	R2.4.1～R3.1.31
分野	ほぼ限定なし

※本県では、起業の裾野を拡大するため、できるだけ多くの起業家を支援する見地から、起業時期については前年度分を対象とするとともに、補助対象期間については、4月1日以降としている。

⑧ I T 企業の進出支援

- ・ I T 企業の事業所の開設にあたり、一定期間、建物改修費、賃貸料、事務機器取得費などを支援する助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ IT企業は、情報インフラさえあれば場所を選ばないことから、事業所開設を支援することにより、新たな産業振興や若年者等のUJIターンなどを通じて地域の活性化につながる。
- ・ 骨太の方針2020でも、ポストコロナ時代の新しい未来へ向け、「新たな日常」構築の原動力となるデジタルトランスフォーメーションを推進するとともに、テレワークの推進、サテライトオフィスの設置、デジタル産業等の起業等により地方への新たな人の流れを創出することとしており、その役割を担うIT企業の誘致を地方が行う場合への支援が必要である。

【本県が実施している「IT企業への進出支援事業」の概要】

対象経費	補助率	補助上限額		
		IT事業所	高度IT事業所	ITリマ誘致
賃借料(3年間)	1/2以内	600千円/年	900千円/年	
通信回線使用料(3年間)		600千円/年		
人件費(3年間)	定額	1,000千円/年人	2,000千円/年人	10,000千円/年人
建物改修費(1回)	1/2以内	1,000千円 空き家加算あり+1,000千円		
事務機器取得費(1回)		500千円		
助成総額(3年間)		8,100千円	12,000千円	36,000千円
助成総額(3年間) 空き家加算あり		9,100千円	13,000千円	37,000千円

【助成実績】

企業名	本社	主な事業計画
シリコンバレー・ベンチャー・アント・イノベーション	アメリカ	IT起業家の育成、世界展開支援 等
株式会社ノヴィータ	日本	女性を対象としたキャリア開発支援、在宅ワーク支援 等
株式会社アキュフォーメーション	日本	ITツールを活用可能な高齢者の育成、若手IT起業家誘致 等

主① 計算科学研究教育拠点の形成とスーパーコンピュータの産業利用の促進

ア 「富岳」の本格稼働と「FOCUSスパコン」に対する支援(再掲)

i) 早期の「富岳」本格稼働

- ・ 試行的運用(R2. 4～)により実施した新型コロナウイルス対策のための飛沫シミュレーションや治療薬候補同定等において、「富岳」の最先端の能力が活用されたことを踏まえ、早期の本格稼働を図ること

<室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測 (R2. 10. 13)>

[オフィス内の湿度の影響]

湿度30%の場合は飛沫の粒子が小さく、湿度60%の場合と比べて、1. 8m先に届く飛沫の量は2倍以上

[飲食店での会話による影響]

4人がけのテーブルで、正面の相手にかかる飛沫を1とした場合、隣席の相手は5倍で、斜め前は1/4

<新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告 (R2. 7. 3)>

- ・ 分子シミュレーション(分子動力学計算)により、2, 128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
→ 数十種類の候補薬を選択

<TOP500世界ランキング1位獲得>

- ・ 毎年6月と11月に公表されるスーパーコンピュータの計算速度ランキング「TOP500」において、日本勢として9年ぶりに世界1位を獲得
- ・ 計算速度のほか3部門でも世界1位を獲得し(史上初の4冠)、汎用性の高さも証明

ii) 「FOCUSスパコン」増強に対する財政支援

- ・ 産業界のニーズを十分に把握し、「FOCUSスパコン」の機能強化(現行の10倍程度の速度)を図ること

【提案の背景】

- ・ Arm系スパコンである「富岳」は汎用性が高く使い勝手がよいとされるが、産業界ではIntel系を利用している者も多い。「FOCUSスパコン」はIntel系
- ・ しかし、R3概算要求ではFOCUSスパコンの増強費は計上されていない。「富岳」の産業利用の裾野拡大のためには、「富岳」へのステップアップ機として、「FOCUS」スパコンの機能強化も図る必要がある。

iii) (公財) 計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

- ・ 「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること
- ・ 申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築・運用すること

- 新
- ・ 「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、財団が「富岳」を活用した産業界ユーザー向けのトレーニング事業を実施できるようにすること(「富岳」の一部資源を産業入門枠として財団に供与)

【提案の背景】

- ・ 「富岳」は、計算能力や画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、ビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。

＜「富岳」の整備スケジュール＞

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度～ (R3～)
「京」	運用 (2012年9月～)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

② 大型放射光施設「SPring-8」の高度化

- 新材料開発など放射光を活用した国際的な研究開発での優位性を保つため、国家プロジェクトとして次世代「SPring-8」の開発整備の検討を開始すること

【提案の背景】

- 各国で新たな放射光施設の建設や整備計画が検討されている中、供用開始から20年以上が経過し老朽化が進むSPring-8の優位性の低下が懸念されている。

③ 大型放射光施設「SPring-8」・X線自由電子レーザー施設「SACLA」の利用促進

ア 「SACLA」の新たなビームラインの整備推進

- 「SACLA」を活用した最先端研究を促進するため、新たなビームラインの整備を推進すること

【提案の背景】

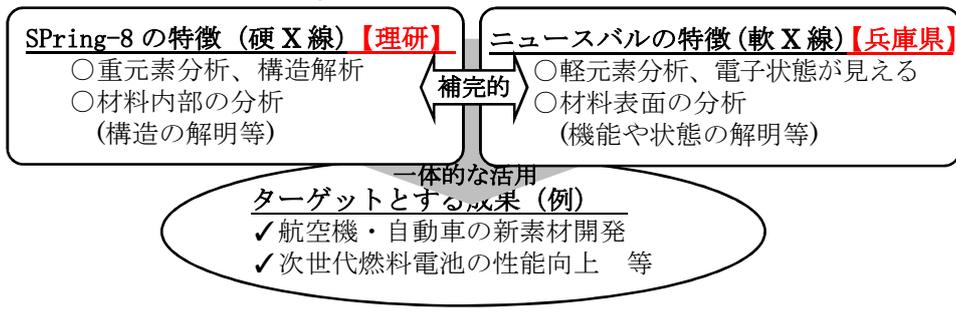
- 世界中から利用者が集まるSACLAにおいて、新材料、創薬開発など産業界における利用を促進するためには、新たなビームライン整備によりビームタイムを増加させることが必要である。

イ 「SPring-8」と「ニュースバル」を相互活用するための機能強化

- 「SPring-8」の硬X線と県（県立大学）が管理運営する「ニュースバル」の軟X線の双方を活用し、企業の先端複合材料などの研究開発を促進するため、産業利用窓口の一本化、「ニュースバル」産業用ビームラインの新設・運営など、相互活用するための機能強化を支援すること

【提案の背景】

- 「SPring-8」と「ニュースバル」の双方の特徴を活かし、「SPring-8」利用企業が、カーボンナノファイバーなど先端複合材料の表面の分析などの研究開発に「ニュースバル」も合わせて利用したいというニーズがある。



④ 健康“生き生き”羅針盤リサーチコンプレックス事業終了後の取組への支援

- 「健康“生き生き”羅針盤リサーチコンプレックス」の事業終了後においても、神戸を中心に展開されるグローバル・オープンイノベーション・プラットフォームの構築、研究開発、人材育成等の取組に対する支援を継続すること

【提案の背景】

- ・ 健康分野において、「富岳」など世界最高水準の計算科学基盤や大学・研究機関、医療関係企業等の集積を効果的に活用し、世界に先駆けたイノベーションと新産業の創出を図るためには、神戸リサーチコンプレックス事業終了後においても国の継続的な支援が必要である。

⑤ 理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点の機能充実

- ・ 理研科学技術ハブ推進本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるよう、責任者やコーディネーターなど体制を充実すること

【提案の背景】

- ・ 健康・医療分野をはじめ様々な新産業の持続的な創出に向け、異分野の産学連携による継続的な研究開発の展開を目指す理研科学技術ハブ推進本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるようにする必要がある。

【理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点の概要】

- ・ 理研科学技術ハブ推進本部関西拠点を中心に、理研関西地区の研究センターや神戸事業所研究支援部等、複数の大学、異分野の研究機関、病院、異業種の企業、地元自治体等による産学官のネットワークを構築
- ・ 「神戸リサーチコンプレックス」の円滑な推進をはじめ産学官共同で研究開発等の諸活動を絶え間なく継続して展開することにより、関西広域での産学連携、イノベーションの創出を目指す

(3) 中小企業等への支援の充実

【総務、経産、中企、国交、環境】

① 小規模企業者への支援に関する財源措置の拡充

- ・ 経営指導員等の設置経費に対する財源措置について、業務増にあわせて十分に拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 商工会・商工会議所では、経営発達支援計画を策定して国の認定を受けた際に、計画に位置付けた事業に対して経費補助が受けられる。
- ・ 計画の作成や事業実施に関する業務が増加し、これに対応する経営指導員等が不足する状況になっているが、人件費については補助対象となっていない。

② 中小企業が取り組むIoT・AI等を活用した研究開発の促進

- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業の予算を増額すること

【提案の背景】

- ・ 兵庫経済の元気づくりには、国内外の競争に勝ち抜く力を持った中小企業の育成が不可欠である。
- ・ 資金力に乏しい中小企業の積極的な取組を支援するため、予算の増額が必要である。

【戦略的基盤技術高度化支援事業の概要】 (R2予算：地域未来投資促進事業143億円の内数)

- ・ 情報処理、精密加工、バイオ等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援 (補助上限額：1件あたり4,500万円 (ものづくり))

③ 地場産業に対する総合的な支援

ア 地場産業に特化した支援制度の創設

- ・ 新製品や新技術開発、国内外の販路開拓に対する支援など地場産業に特化した支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 郷土の歴史と伝統に培われ、地域において重要な役割を果たしている播州織、淡路瓦などの地場産業の振興には、既存の支援制度では不十分のため、特化した支援制度を創設すべきである。

イ 皮革関連予算の拡充

- ・ 「皮革産業振興対策事業」などの皮革関連予算を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 皮革産業は、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増等による天然皮革の消費低迷など、経営環境の悪化から製造品出荷額や企業数が減少の一途を辿っている。
- ・ マーケットインの視点等による高付加価値化、ブランド力の強化及び販路開拓を進めるため、消費者ニーズに対応した取組強化や「ひょうご天然皮革」のブランド化が必要である。

ウ 皮革排水の処理に要する経費への財政支援の充実

- ・ 皮革排水の処理に関する支援制度を充実すること
 - 関係市町の財政負担を軽減する特別交付税措置の継続
 - 補助金の創設 等

【提案の背景】

- ・ 皮革排水は汚濁度が高く、多額の処理経費を要する。特別交付税措置もあるが、十分ではなく、関係市町の負担軽減のため、県単独の補助制度を設けている。

④ 信用補完制度の安定的な運営

- ・ 信用保証協会の保証料率を全体に引き下げ、信用保証料の負担を軽減すること
- ・ 日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額することにより、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料率を引き下げること

【提案の背景】

- ・ 金融機関から資金調達する際、相対的に高止まった保証料が中小企業等の負担となっている。
- ・ 中小企業の資金需要に適時適切に対応し、経営の安定と地域経済の発展に資する。

(4) 規制緩和による成長戦略の推進

【内閣官房、内閣府、文科、厚労、農水、経産、国交】

① 関西圏国家戦略特区の推進

関西における医療等の国際イノベーション拠点の形成及び国際的ビジネス拠点の形成に向けて企業が機動的に事業展開できるよう、以下のような大胆な規制緩和等を講じること

ア 農用地区域内への簡易宿泊施設設置の容認

- ・ 農用地区域内の農家レストランに簡易宿泊施設を併設する場合には、農業用施設扱いとし、簡易宿泊施設の農用地区域内への設置を容認すること

【提案の背景】

- ・ 農用地区域内の農業用施設用地には、原則農業用施設しか建設できない。簡易宿泊施設の設置が可能となれば、6次産業化による所得向上や雇用確保等を図ることができる。

イ 神戸医療産業都市の高度専門病院群の特例対象医療機関の認定

- ・ 神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群全体を保険外併用療養の特例対象医療機関として認定すること

ウ 国際企業（外国・外資系企業）の業務実態に応じた労務規制の緩和

- ・ 国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること

【提案の背景】

- ・ 外国に本社や取引先のある国際企業においては、時差のある外国と業務を実施していることから、労使間の合意を前提に、割増賃金を必要としない勤務形態を提供することが必要である。

② 養父市国家戦略特区の推進

- ・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業を追加すること

【提案の背景】

- ・ 高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域の活性化の全国モデルとして、特区を活用した農業・地域振興を迅速かつ効果的に実現することが必要である。
- ・ そのため、農地所有適格法人や中小企業の農業に参入を推進しているが、中小企業信用保険制度の対象業種に農業がないことから、資金調達に支障が生じている。

【中小企業信用保険制度の概要】

- ・ 担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者が金融機関からの借入等により事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証について保険を行う制度

③ あわじ環境未来島特区（地域活性化総合特区）の推進

「あわじ環境未来島特区」の推進に向けて、以下のような税制・財政・金融上の支援措置を講じること

ア 発電・蓄電設備の設置等への支援の充実

- ・ 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を重点的に促進するため、以下のような発電・蓄電設備の設置等への支援措置を充実すること
 - 蓄電やその制御技術開発のための実証実験
 - 蓄電設備設置への補助
 - 設備投資に対する特別償却又は税額控除制度の創設

【提案の背景】

- ・ エネルギー自立のためには、発電した電気を広域的なマネジメントのもとで自家消費する仕組みを確立する必要があること。また、そのための設備費用についても現状では高額であり、普及促進の妨げとなっている。

イ 調査・実証実験・設備整備の予算確保

- ・ 再生可能エネルギー活用のための調査・実証実験・設備の整備に要する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 未だ十分に活用されていない風力、潮力、バイオマス等の様々な再生可能エネルギー源を実用化していく必要がある。

ウ 再生可能エネルギー活用促進制度の充実

- ・ 再生可能エネルギー活用促進制度について、以下のように充実すること
 - 竹資源を活用したバイオマスボイラー設置への補助
 - 発電に関する固定価格買取制度での木質バイオマス価格の適用

エ 次世代環境対応車の普及等のための支援措置の充実

- ・ 電気自動車等の次世代環境対応車の普及及び充電インフラの整備のための支援措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 持続する環境の島の実現に向け、運輸部門における環境問題への対応や省エネルギーの実現等を促進しているが、CO2排出量の抑制に効果の高い次世代自動車の普及には、ガソリン車と遜色のないレベルの充電インフラ施設の整備が求められている。

3 農林水産業の振興

(1) 貿易自由化への対応

【内閣官房、農水】

- ・ EPAやFTAなど貿易自由化の進展に対して以下のような適切な対応に努めること
 - 貿易自由化に関する交渉の内容や状況、国内への影響等について、国民へ正確かつ迅速な情報発信
 - 「総合的なTPP等関連政策大綱」の確実な実行はもとより、状況の変化を柔軟に捉えた対策の機動的な実施

(2) 農業の経営基盤の強化

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

① 多様な農業の担い手育成

ア 新規就農者に対する支援の充実

i) 土地利用型農業の採算性改善に資する制度の創設

- ・ 土地利用型農業の採算性の改善に資する農地や機械を取得する際に要する費用への助成などの支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 稲、麦、大豆等の土地利用型作物において、サラリーマン並みの所得を確保するためには、大規模な農地の確保、高価な大型機械の導入が必要であることなど、新規参入するためのハードルが高く、就農希望者が少ない。

ii) 就農研修事業に対する支援策の充実

- ・ 農業経営者育成教育事業の就農研修について、スマート農業、グローバルGAPなど新たな分野を学ぶカリキュラムだけでなく、土づくりや育苗等の基礎的なカリキュラムも含めて体系的に学べるよう一体的に支援を行うこと

【本県の楽農生活センターの成果（就農率82%の実績）】

- ・ 就農希望者の研修後の効果的な就農・定着を図り、早期経営確立を促進するため、農業生産技術から販売手法等を体系的に学ぶカリキュラムによる就農研修を行うことにより、平成18年度の開設以来、受講生204名のうち167名が就農(就農率：82%)するという高い成果を上げている。

イ 法人化に対する支援の強化

- ・ 農業経営法人化支援事業について、複数経営体による法人化だけでなく、認定農業者や認定新規就農者が個別に法人化する場合についても対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 農業経営法人化支援事業は、集落営農組織や複数の経営体で法人化する場合に活用できる。
- ・ 農業経営の基盤強化のため、個別経営体についても規模拡大や経営の多角化等により収益力を高めることが重要であり、資金の調達、人材の獲得等に有利な法人化の更なる推進が必要である。

【個別経営体(認定農業者、認定新規就農者)も対象とする場合の助成対象となり得る者】

2,738 (認定農業者数：2,459、認定新規就農者数：279) ※ R1年度末現在

【本県が実施する「法人化促進総合対策事業」の概要】

- ・ 農業の基幹産業化に向け、平成30年度から令和2年度までの3カ年を「法人化強化期間」と位置づけ、農業経営体の法人化や法人経営体の経営強化を強力に推進している。

支援メニュー	事業対象者の要件	事業内容	補助率
①法人化・高度化促進施設整備事業	○法人格を有しない個別経営体 単独又は他の農業経営体と共同で法人を設立すること	経営の多角化・高度化に必要な農業機械・施設の整備を支援	1/3以内
②法人経営新ビジネス展開支援事業	○法人格を有する個別経営体 雇用の拡大を行う又は他の農業法人と合併・統合や収益力の強化を行うこと	経営の多角化・高度化のために行う新品目の生産等の取組を支援	1/2以内
③法人運営プロフェッショナル雇用事業		企画調整・事務処理等、法人設立に必要な能力を有する者を雇用又は業務委託する経費を支援	1/2以内

ウ 企業の農業参入の推進

i) 法人農地取得事業の一般制度化

- ・ 養父市国家戦略特区の法人農地取得事業を一般制度化すること

【提案の背景】

- ・ 農業の担い手が不足する中山間地域では、多様な担い手の確保・育成が急務であり、参入企業が地域に根ざし長期安定的な農業経営の実現を図るための農地取得のニーズにも対応が必要である。
- ・ 現在特区で農地取得した法人は、取得農地を適切に活用できており、特区以外の市町での事業導入も可能と考える。
- ・ 本県でのリース方式による一般法人の農業参入数は増加傾向であり、特区以外の市町においても事業活用の可能性が見込まれる (R2.4現在の参入数195社)。

【養父市国家戦略特区で行われている「法人農地取得事業」の概要】

- ・ 農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能(法施行後5年間に限り手続きができる)
 - 農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
 - 業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる 等

<法人農地取得事業の流れ>



【農地取得を行う法人(H28.11.9、H29.2.21、H30.3.9、R2.3.18計画認定)】

法人名	生産作物	元会社
(株)Amnak	酒米を生産	山陽Amnak(株) (外壁タイル施工、住宅リフォーム等)
ナカバヤシ(株)	ニンニクを生産	印刷製本、アルバム製造等
(株)やぶの花	リンドウを生産	姫路生花卸売市場(花卉)
住環境システム協同組合	レタス等の水耕栽培	木材・住宅関連会社による協同組合
(株)マイファームハニー	蜜源レンゲ等	(株)マイファーム(農業サービス業)
養父町開発(株)	桑の栽培	養父市・マルゴ緑化園(株)等

ii) 機械・施設の導入等への支援制度の創設

- 企業が農業参入する場合に必要な機械・施設の導入、技術習得に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- 参入企業の多くが生産技術の未確立や機械・設備導入コスト高により不安定な農業経営となっている。長期安定的な農業経営には機械・設備の導入や生産技術の習得・向上への支援が必要である。

【本県が実施する「企業の農業参入推進事業」の概要】

- 業態の転換等を指向する農業参入に意欲のある企業の円滑な営農定着に資する各取組及び雇用拡大に向けた経営発展の取組を支援する。

支援メニュー	事業内容	補助率(補助上限)
①参入定着支援(H22~)	新規参入企業の農業経営の確立、経営安定を支援	県1/2以内(上限:500千円/企業)
②経営力向上支援(H30~)	雇用者を増加させる企業の新たな事業拡大の取組を支援	県1/2以内(上限:400千円/企業)

[R1実績] 1企業(補助金500千円) [H22年度~R1年度事業実施企業:48企業]
[事業効果] ブランド力向上(1企業:高糖度トマト)

エ 農業における施設等貸与制度の創設

- 市町や組合が施設・設備、機械を購入・保有し、利用者に貸与する制度を創設すること

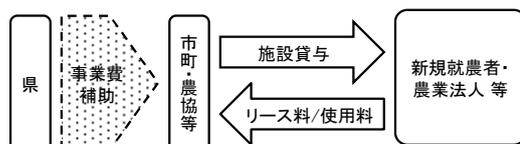
【提案の背景】

- 新規就農者や参入企業にとって生産性向上のためには農業施設や機械など大きな初期投資が必要となるが、金融機関等からの融資は農業経営にとって大きなリスクとなる。
- また、就農直後の未熟な栽培技術への対応や露地野菜への対象拡大、中山間地域における新規就農者への支援が必要である。

【本県が実施する「農業施設貸与事業」の概要】

事業主体	農協、市町等
利用者	新規就農者、農業法人、定年帰農者等
対象施設	園芸用ハウス及び附帯設備
助成内容	対象施設の整備を県が補助することで新規就農者等が支払うリース料・使用料を軽減 ※利用者は貸与の方法としてリース方式(利用者が希望する仕様の施設を貸与。リース期間終了後、利用者は取得可能)又はレンタル方式(事業主体の標準仕様施設を貸与。年間使用料はリース方式と比較して一般的に低額)の選択可
補助率	新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3、定年帰農者向け1/3

<イメージ図>



[H31実績] 21経営体(補助金額132,350千円)

[事業効果] 県内施設面積:211a増加、
生産額:109百万円増加(見込)

オ 農福連携への支援

- 農業者側での農福連携の取組を進めるため、さらなる事例収集及び発信を図ること

【提案の背景】

- 近年、少子高齢化の進行等により、全産業において労働力不足の状況にあるが、農福連携は、農業現場の労働力確保、障害者の生きがい創出の双方に利点があり、取組の裾野を広げていくには、全国的に先進的な事例の共有や発信が必要である。

主② スマート農業の推進

- ・大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域でスマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入・普及支援に関する予算額を大幅に拡充すること

<スマート農業関連実証事業の採択状況(R1補正・R2当初)>

- ・全国 応募：144件 → 採択：52件
(うち兵庫 5件 → なし)

[兵庫県における実績 (R1採択・養父市能座地区)]

- ・実証課題名：持続的営農を目指した山間部水田作地域におけるスマート農業の実証
- ・実証グループ：養父市アムナック スマート農業実証コンソーシアム
(アムナック(農業生産法人)、京都大学、ソフトバンク 等)
- ・実証面積：約11ha
- ・実施内容：衛星測位技術を使ったロボットトラクターの自動運転、無線遠隔草刈り機の導入(急傾斜の法面の除草管理)

③ 施設園芸の推進に対する支援

ア 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の予算の確保

- ・都市近郊の立地を活かした野菜や果樹等の生産を拡大する以下の取組の推進を可能とするため、強い農業担い手づくり総合支援交付金等の予算を確保すること
 - 大規模な耐候性ハウスの整備
 - 温度、湿度、二酸化炭素等をコントロールできる環境制御型の施設園芸の推進

【提案の背景】

- ・農業所得の向上や地域雇用の促進を図るためには、耐候性ハウスや環境制御による園芸施設など天候に左右されず安定的な作物生産が可能となる施設の整備が必要である。
- ・産地生産基盤パワーアップ事業の継続が不透明な中、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の予算拡充が不十分である。
- ・特に、環境制御装置等、機器類のみの導入支援は、産地生産基盤パワーアップ事業の継続がなくなれば既存の補助事業のメニューでは乏しい状況となる。

【加西市の次世代施設園芸団地の概要(当該モデル団地の設置により施設園芸の機運が高まっている)】

整備・所有	公益社団法人 兵庫みどり公社
運営主体	株式会社 兵庫ネクストファーム (構成員) JA兵庫みらい、(株)兵庫みらいアグリサポート、(株)サラダボウル、(株)ハルディン
運営体制	正社員16名、パート約100名 (R2.8)
所在地	加西市鶉野町・野条町(敷地面積 約8ha)
施設の概要	連棟温室 3.6ha、集出荷施設0.4ha、CO2発生及び暖房用ボイラー等
栽培概要	(1)品 目：トマト(栽培面積3.6ha) (2)生産量：4作目(H30.9~R1.8) 大玉・中玉588t、ミニ291t 計879t

イ 中小規模の環境制御型施設整備事業の創設

- ・ 条件不利地域等で産地の規模に関わらず、中小規模でも環境制御型の施設園芸に取り組むことができるよう、新たな施設整備事業を創設すること

【提案の背景】

- ・ 兵庫県における1戸・経営体あたりの平均経営耕地面積は1.08ha(全国2.54ha、北海道26.51ha)[※]で小規模経営体が多い。 ※2015農林業センサ
- ・ 3.0ha以上の経営耕地規模を持つ農家も全体の2.8%と少なく、条件不利地域等を中心に国交付金の下限面積(5ha(中山間地域3ha))を満たす産地規模の確保も困難となっている。
- ・ これら経営体の収益性向上を図るためには、安定生産が可能な中小規模での環境制御型施設園芸の普及・拡大が必要である。

主④ 畜産物の生産振興に対する支援

ア 但馬牛飼育システムの世界農業遺産の認定に向けた協力体制の構築

- ・ 但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し、地域の活性化を図る「但馬牛飼育システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関(FAO)への働きかけや協力体制を構築すること

[世界農業遺産 認定申請の概要]

- ・ 申請者 美方郡産但馬牛世界・日本農業遺産推進協議会(会長:香美町長)
- ・ 申請日 R1.10.8(農林水産省を通じて、国連食糧農業機関(FAO)に申請)
- ・ システム名 「人と牛が共生する但馬牛の飼育システム」
 - 全国に先駆けて「牛籍簿(ぎゅうせきぼ)」(牛の戸籍簿)を整備
 - 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

イ 生産基盤の強化への支援

- ・ 初期投資が軽減されるアパート牛舎の整備等を推進するため、畜産クラスター事業や強い農業づくり交付金の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 但馬牛の生産や酪農などの安定的な経営の持続には、規模拡大や糞尿処理に関する施設整備や機械、家畜の導入支援などによる生産性向上、生産コスト低減及び環境保全の促進が必要である。

⑤ 農畜水産物等のブランド化の推進

ア 生産・加工・流通・消費対策、担い手育成まで一貫して支援する制度の創設

- ・ 生産・加工・流通・消費対策とその担い手育成をパッケージにしたブランド化を支援する事業を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 輸出に向けては、産地形成等に向けた計画づくりや国際的な認証取得等を支援する制度はあるが、県が実施する販路開拓プロモーション活動を支援する制度はない。
- ・ オールジャパンの先導的ブランド製品の育成には、全国展開や輸出を見据えたパッケージ化した支援が必要である。

【本県の取組】

- ・ 本県では、神戸ビーフ、淡路島たまねぎなど、産品ごとに、生産、流通、消費を一連のものと見据えたブランド戦略を策定・推進し、出口となる販路開拓・販売促進まで積極的な取組を進めている。

【全国展開や先導的ブランド製品の対象となり得る本県のブランド製品の例】

コウノトリ育むお米	コウノトリを野生復帰させるプロジェクトを支える環境創造型農業の取組により誕生したお米。
丹波黒大豆	大粒でもっちりとした食感、糖度も高く、お節料理の煮豆用以外に、洋菓子を含めた様々な用途がある。

イ 海外における我が国の地理的表示（G I）製品の保護・侵害対策の強化

- ・ 地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護の推進や海外におけるG Iマークの商標登録を通じて、海外においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られるようにすること

【提案の背景】

- ・ 地理的表示法は日本国内でしか効力を有しないため、登録されても、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。

ウ 大規模・中核的施設の整備促進のための予算確保

- ・ 穀類乾燥調製施設等の再編整備など大規模・中核的施設の整備を促進する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 本県では、産地競争力の強化に向け、産地に点在する老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用により、産地構造の効率化・合理化を推進するための調整をしているが、今後、全国的に事業量の増加が予想される。

⑥ 農畜水産物の輸出促進

ア 輸出相手国への要請

i) 輸出障壁の撤廃

- 新**・ 中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること

【輸出国別の規制品目の例】

中国	リンゴ・ナシ・米以外の農産物すべて：輸出不可 家きん類・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可 水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要
シンガポール	牡蠣（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可）：輸出不可 牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可
米国	畜肉・家きん肉（加工品含む）・乳製品・その他農林水産物 ：許可証発行が必要など、様々な規制あり 水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅糍）は使用不可
E U	畜産物（豚肉・鶏肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可 水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅糍）は使用不可

ii) 都道府県が行う販売促進活動等への支援

- 新**・ オールジャパンで行う輸出促進の取組に加え、地方が独自で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、財政支援を行うこと

iii) 海外ECサイトでの販売機会の提供

- 新**・ 多様な都道府県食材を集めて販売する海外ECサイトを国が創設し、海外の消費者が常時購入出来るようにすること

iv) 輸出用米への産地交付金の運用改善

- 新・水田活用の直接支払交付金における産地交付金「新市場開拓用米」について、個人の取組としての支援だけでなく、産地としての取組を支援できる仕組みに拡充すること

【提案の背景】

- ・現状制度は、個人を特定せず産地として取り組んだ米の一部を輸出用に出荷する場合、産地交付金の対象外となる。
- ・産地としての輸出の取組を後押しするためには、JA等による共同(プール)計算を可能にする必要がある。

【産地交付金「新市場開拓用米」の概要】

産地交付金の地域の取組に応じた配分として、「新市場開拓用米」を基幹作として作付けた場合、20,000円/10aを当年作付面積に基づき生産者に交付。

v) 牛肉の月齢制限の撤廃

- ・牛肉輸出相手国との間で定められた月齢制限の早期撤廃を要請すること

【提案の背景】

- ・依然として台湾で牛海綿状脳症(BSE)を理由に、月齢制限(30か月齢未満)が行われている。(R2.7月末時点)
- ・但馬牛の能力を最大限に引き出し、神戸ビーフを最高のおいしさに仕上げる月齢は、30か月齢を超えるとされており、平成30年度の平均出荷月齢は、去勢31.3か月、雌33.3か月となっている。
- ・このため、現行の月齢制限下では、本来のブランド価値が損なわれる状況にあり、輸出頭数の更なる増加のためにも月齢制限の撤廃が不可欠である。

vi) 産地証明書の要求等の緩和・撤廃

- ・福島第一原子力発電所の事故以降行われている諸外国の輸入規制(産地証明書の要求等)の緩和・撤廃を継続的に要請すること

【提案の背景】

- ・本提案内容を反映した事業は平成25年度から予算化されているが、18の国(地域)[R2.11月時点]で輸入規制が継続して実施されており、輸出促進の阻害要因となっている。

【令和2年度国事業名：輸出環境整備推進事業】

原発事故に伴う諸外国の輸入規制等の撤廃・緩和を図るため、政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析等を実施。また、日本の既存添加物等が米国等で認められるためにデータ収集を行う等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を行う

イ 輸出関係国でのアンテナショップの設置

- ・都道府県が共同利用できる現地商談機能も備えたアンテナショップを輸出関係国へ設置すること

【提案の背景】

- ・本県では、香港フード・エキスポやUAE・ドバイのガルフードへの出展などの機会を捉えて、海外に直接出向いたプロモーションを行っているが、我が国の農畜水産物の一層の輸出促進のためには、各都道府県の特色ある産品を海外の現地において継続的にプロモーションできる場が必要である。

⑦ 卸売市場の整備の推進

- ・ 卸売市場の施設更新に当たって、生鮮食品の品質管理の高度化や物流の効率化等を図るために行う施設整備を支援する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 神戸市卸売市場、姫路市卸売市場、姫路生花卸売市場が、施設全体の移転再整備などの大規模な施設整備を予定しており、事業主体の負担軽減を図る必要がある。

⑧ 水田農業の活性化の推進と経営安定対策の充実

ア 需要に応じた米生産と水田フル活用の推進

i) 適切な作付誘導の推進に向けた産地交付金の改善

- ・ 需要に応じた米の生産を推進し、地域の特色ある産地づくりを進めるため、引き続き産地交付金の予算を確保するとともに、地域への配分額を早期に決定すること

【提案の背景】

- ・ 産地交付金は、米の需給調整だけでなく地域特産物等の高収益作物への作付誘導による特色ある産地づくりのためにも重要な制度である。
- ・ しかし、国から県段階への当初配分が4月と秋以降の2段階方式で配分され、生産者へのメニューや単価の提示が5月以降、単価等の確定が秋以降となる。
- ・ 効果的に作付誘導を行うためには、引き続き必要な予算を確保するとともに、生産者の作付判断が的確にできるよう、早期の配分額内示が必要である。

【産地交付金の概要】

県や市町段階で作成する作物振興の設計図「水田フル活用ビジョン」に基づき、戦略作物への上乗せや地域振興作物への助成、二毛作や耕畜連携への助成、新技術や新品種の導入など、地域の判断で各地域での施策誘導に資する使途や単価を設定できる仕組み。

ii) 地域独自の取組への支援の充実

- ・ 地域の実情に応じた取組ができるよう経営所得安定対策等推進事業の支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 国は経営所得安定対策等推進事業で県農業活性化協議会と市町の地域農業再生協議会の活動を支援しているが、現状の予算額では作付状況の確認など最低限必要な事務経費を賄うにとどまる。
- ・ IT等を活用した効率的な現地確認や需要に応じた生産のための実需者とのマッチング等、地域独自の活動を行うためには予算の拡充が必要である。

イ 農業の経営安定対策の充実

i) 畑作物の直接支払交付金の充実

- ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払について、自然条件等の都道府県間の生産条件の格差を踏まえた制度とすること

【提案の背景】

- ・ 稲、麦、大豆等による二毛作や2年3作など水田の高度利用の一層の促進が必要である。
- ・ 現行基準では全国一律の単価となっているが、土質や自然条件など生産者の努力だけでは改善しがたい条件から生じる、地域ごとの平均収量の差を踏まえた単価設定や加算措置が必要である。

【畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)の概要(対象品目：麦、大豆、そば、なたね)】

(ア)数量払

- a) 標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位数量当たりの全国一律単価で交付
- b) 単価については、品質による格差を設けた単価表に基づき増減（品質加算）

(イ)営農継続支払

営農を継続するための最低限の経費相当額として、全国一律に2万円/10a(そばは1.3万円)を当年産の作付面積に基づき交付

ii) 飼料用大麦への支援制度の拡充

- 新**・新型コロナウイルス感染症拡大影響により需要が落ち込んでいる麦茶用大麦を需要のある飼料用として作付転換する場合にも経営所得安定対策等の中で支援が受けられるよう制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け需要が落ち込んでいる麦茶用大麦を需要のある飼料用として転換した場合は、畑作物の直接支払交付金の対象外となり、農家所得が大きく減少する。
- ・飼料用大麦についても、畑作物の直接支払交付金あるいは飼料用米と同様の水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）での支援が必要。

【畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)の概要(対象品目：麦、大豆、そば、なたね)】

対象品目に大麦は含まれるが主食用大麦が対象であり、飼料用大麦は対象外となる。

⑨ 農地の有効活用の促進

主ア 不耕作農地を活用するための総合的な支援制度の創設

- ・不耕作農地の発生防止と解消のため、地域での話し合いによる農地利用図の作成や生産から消費まで一貫して担うJA子会社等の活動や機械導入、人材確保等を総合的に支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加しているが、農業者等は優良農地のまともった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「地域農地管理事業」の概要】

- ・優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、JAの子会社等により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

支援メニュー 【事業主体】	事業内容	補助単価（補助率）
①農業機械の導入支援 〔JA等(支援対象:集落営農法人等)〕 ≪農業施設貸与事業≫	不耕作農地等を借受けて経営規模を拡大する際に必要となる農業機械の導入を支援	1/3以内 等
②人材確保への支援 〔JA出資法人、集落営農法人等〕	不耕作農地等を活用して作物の生産・販売を行うための人材確保を支援	1年目：2,400千円/人 2年目：1,200千円/人
③耕作条件の改善支援 〔JA出資法人、市町等〕	農地集約の障壁となる耕作条件を改善（畦畔除去、暗渠排水設置）する取組を支援	1/2以内 (上限25千円/10a)
④農地集積・活用支援 〔JA出資法人、集落営農法人等〕 ≪条件不利農地集積奨励事業≫ ・条件不利農地等集積奨励型 ・分散農地活用奨励型	条件不利農地（未整備農地）及び既経営団地から離れた農地（分散農地）を借受けて当該農地を長期活用する取組を支援	条件不利農地等集積奨励型 20千円/10a 等 分散農地活用奨励型 10千円/10a
⑤小規模農家サポート体制整備 〔JA出資法人等〕	小規模農家と地域のオペレーターをマッチングするJA出資法人等によるサポート体制を支援	1年目：1,483千円/人 2年目：742千円/人

イ 人・農地プランの実質化への継続支援

- 新・人・農地プランの実質化の取組を推進できるよう、人・農地プラン作成を支援する人・農地問題解決加速化支援事業の予算を令和3年度以降も引き続き確保するとともに事業要件を緩和すること。

【提案の背景】

- 令和2年度末までの人・農地プランの実質化を目指し、推進してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域での話し合いが難しくなっており、令和2年度末の実質化が難しい状況である。このため、令和2年度までとなっている人・農地問題解決加速化支援事業を令和3年度以降も引き続き予算措置するよう要望する。
- また、人・農地問題解決加速化支援事業が令和2年度から年度内に実質化した地区にかかる活動経費のみ認められる成果報酬型となっているが、アンケートの実施、地図による現況把握など実質化に至るまでの市町の活動経費のすべてが認められるよう事業要件を緩和すること。

〔「人・農地問題解決加速化支援事業」の概要〕

R2国予算概算決定額：503百万円（R1国予算 257百万円）

対象者	市町、県
補助内容	人・農地プランの実質化に取り組む市町の行程表に基づくアンケートの実施、地図による現況把握及び地域での話し合い等にかかる実質化に向けた活動経費を定額支援。 (配分上限額：市町1,000千円、県300千円)

ウ 実行性ある農地中間管理事業の制度充実

i) 担い手への農地集積の促進につながる施策の充実

- まとまった農地を機構を通じて担い手に貸し付ける取組が促進されるよう、機構集積協力金交付事業をはじめとした施策の充実と機構運営に要する予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- 農地中間管理機構への農地の貸付割合に応じ地域へ交付される地域集積協力金は、担い手への農地集積を促進する上で効果的に活用されている。

【機構集積協力金及び機構運営に要する予算】

機構集積協力金交付事業	R2国予算概算決定額：57億円（R1国予算：82億円） ・地域集積協力金：機構にまとまった農地を貸し付ける地域への支援 ・集約化タイプ：担い手同士の農地交換を支援 ・経営転換協力金：経営転換やリタイアする個々の出し手への支援 等
農地中間管理機構事業	R2国予算概算決定額：63億円（R1国予算：67億円） ・機構の運営や業務委託に必要な経費の支援

ii) 条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度の創設

- 農地中間管理事業を活用し、条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- 区画が不整形で狭小なことや草刈等の作業負担が大きい長大法面の多い条件不利農地を抱える地域においても、条件不利農地を含めた利用集積を進めることができる制度が必要である。

〔「条件不利農地集積奨励事業」の概要〕

対象者	農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた経営体
補助内容	・条件不利農地：20,000円/10a（{ほ場整備未整備地） ・悪条件農地：40,000円/10a（急傾斜地(1/20以上)の農地、進入路が狭く機械作業が困難な農地等）

エ 農業委員会等の機能と体制の強化

- 「農地等の利用の最適化の推進」を図るため、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構（農業会議）の機能強化と体制整備に必要な財政措置を講じること
 - 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の予算の拡充
 - 地方交付税交付金に関する農業委員会費の充実

【提案の背景】

- 農業委員会が、業務と組織運営を円滑に実施し、農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、事務局の体制整備・強化、農業委員会ネットワーク機構（農業会議）による活動・運営支援強化と、これらの業務の内容を的確に踏まえた財源の確保が必要である。

【「農地等の利用の最適化の推進」とは】

- 農地等の利用の最適化の推進とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱とした活動。
- 改正農業委員会法(平成28年4月1日施行)で農業委員会の最も重要な事務に位置付けられた。

オ 開拓道路の舗装整備の推進

- 農業利用より一般利用が多くなった開拓道路については、市町が譲与を受けるまでの間、安全確保のための道路舗装に国交付金の活用を可能とすること

【国制度の問題点】

- 開拓道路は、将来の市町への管理換（譲与）を予定して一時的に国（県）で管理してきた。
- 市町は未舗装や幅員が狭いこと等から開拓道路の譲与を受けることに躊躇し、国（県）の管理対象として多くが残っているが、市街化による交通量の増加等に伴い一般利用が増えたことから、県民からは安全確保のための道路舗装の要望が出ている。
- しかしながら、開拓道路は未舗装が本来の状態であるとされ、国有農地の管理及び処分促進を目的とする国交付金では、道路舗装を対象としていない。

【開拓道路とは】（県内の開拓道路・水路：139.7ha（R2.3.31現在））

- 戦後の開拓事業の一環として農水省が買収した土地に所在する農業利用のための道路。
- 機能管理は地元市町に委ねられている。

⑩ 農地・農業用水の保全及び整備の推進

ア 農業の競争力強化を図るためのほ場整備などの推進

i) 農業競争力強化農地整備事業等の予算確保

- 作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化を計画的に推進するため、下表の地区における農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の予算を当初予算で確保すること

[本県のほ場整備等計画地区]

区分	地区名	受益農地	予定工期	総事業費(百万円)
継続	養宜（南あわじ市）ほか23地区	830ha	H23～R7	23,077
R3新規	にしやまやなぎさわひがし 西山柳沢東（淡路市）ほか3地区	94ha	R3～R11	3,225
計		924ha	H23～R11	26,302

【提案の背景】

- 農業競争力強化農地整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業は、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換（同一農地において、水稻と畑作物を交替生産する利用方式）による農地の有効利用の促進等を実現する生産基盤の整備を進めるために活用している。
- しかし、R2予算は要望額に対してほぼ100%の充当率であったが、補正と当初の割合は6:4と補正予算に頼っている状況であり、計画的な事業執行に支障が生じている。

ii) 農地中間管理機構関連農地整備事業の制度拡充

- 農地中間管理機構関連農地整備事業の受益面積要件について、地域を一体的に整備できるように、同一集落内および同一水利系統等の農地についても対象となるよう、制度を拡充すること

【国制度の問題点】

- 現行制度では、おおむね1ha以上のまとまりのある農地に限り事業対象（平場の場合）とされているが、地形条件等に起因して要件を満たさない農地（飛び地）についても、地域農業の更なる合理化を図る上で、県単事業等の活用などにより一体的に整備する必要がある。
- 一方、県単事業等を併用して整備を実施した場合、換地計画を一体的に策定することができず、これまでからは場整備の実施に向けて事業採択をめざしてきた地域では、所有権の集約化を図れないことで地域内の不公平感が生じるなど合意形成の支障となっている。
- このため、同一集落内および同一水利系統の農地等については、政令に定められた集団的に存在する農地と見なし、面積要件（1ha以上の団地）に関わらず、農地中間管理機構関連農地整備事業として一体的に整備・換地が実施できるよう制度拡充が必要である。



iii) 水利施設等保全高度化事業の要件緩和

- 水利施設等保全高度化事業（特別型）における産地形成支援事業（支援費）の事業主体要件について、事業実施地区は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されるが交付対象水田となるよう要件緩和すること。

【国制度の問題点】

- 水利施設等の農業生産基盤を整備することにより、高収益作物の作付面積割合が5割以上となる場合、農業者の費用負担分を支援する産地形成支援事業（支援費）が創設された。しかし、本事業を実施した場合、水田活用の直接支払交付金の対象水田から除外される。
- 本県は、水田率が9割と高く田畑輪換を推進しており、交付金の対象外では事業活用が困難であるため、実施地域においても交付金対象となるよう拡充が必要である。
- 産地形成支援事業（支援費）は、基盤整備に伴う農業者の費用負担分を支援する一時的なものである。一方、水田活用の直接支払交付金は作付する作物に応じて交付されるもので恒久的なものであることから、農地所有者の理解を得ることが困難であるため、実施地区においても交付金の対象となるよう拡充が必要である。

イ 農業水利施設の維持保全

i) 国営土地改良事業「東播用水二期地区」の完成

- 国営土地改良事業「東播用水二期地区」（H25～R3年）を完成させること

【東播用水二期地区の取組状況】

	H25～R1	R2	R3	総事業費	R2～3の主な工事
事業費(百万円)					
上段：農水負担	9,972	1,145	3,423	14,540	中央幹線水路改修工（1号サイホン・2号トンネル）、呑吐ダム満水面保護工、淡河幹線水路（御坂サイホン）耐震対策工
下段：全体（上水含む）	15,273	950	2,467	18,690	
進捗率(%)	82%	87%	100%		

ii) 国営土地改良事業「東条川二期地区」の計画的な実施

- ・ 国営土地改良事業「東条川二期地区」の更新整備事業を計画どおりに着工(R3年)し、早期に完成させること

[東条川二期地区の事業計画 (令和3年度着工予定)]	
主要工事	①鴨川ダム、安政池、船木池、昭和池の改修 ②幹線水路改修 16 k m ③ため池耐震補強 (小野大池、権現池、東実大池、曾我新池)
事業期間	令和3年度～令和14年度 (12年間)
受益面積	3,413 ha (受益者数6,125戸)
概算事業費	約140億円 [農水129.8億円：上水10.2億円]
農水負担率(%)	国：県：市町：農家＝66.6：19.4(30)：9.0(3.4)：5.0(0) ※()書は耐震対策

iii) 国営農地開発事業北淡路地区の基幹水利施設の老朽化対策

- ・ 国営事業で造成した水利施設の老朽化の進行により、維持補修にかかる土地改良区の負担が増大し、また機能不全に陥る危機が迫っていることから、地区の営農に支障を及ぼさないよう国営事業により早急に施設の応急対策、長寿命化対策を実施すること
 - 国営かんがい排水事業の実施要件を拡充し、末端受益面積によらず国営事業による水利システム全体の早期の更新整備を実施
 - 国営土地改良施設突発事故復旧事業の実施要件を拡充し、事故の規模によらず突発事故発生時における迅速・的確な対応を実施
 - 基幹水利施設管理事業の実施要件を拡充し、国営事業による維持補修を実施

[北淡路地区における主な国営造成施設]		
施設名	設備名	造成年度
常磐ダム (国有施設)	取水設備、放流設備、揚水機場等	S48
谷山ダム (国有施設)	取水設備、放流設備、揚水機場等	S48
中央管理所 (国有施設)	鉄筋コンクリート造 (複層塗材吹付)	H元
幹線送水路 (国有施設)	幹線水路16km DCIP, SGP φ200～300 等	S43～H元
支線送水路 (改良区有施設)	支線水路32km DCIP, SGP, VP φ75～150 等	

【提案の背景】

- ・ 近年、企業参入が相次いでおり (令和元年度までの30事業者が参入)、観光農業や施設園芸等、新しい農業分野へのチャレンジが始まっている。国営事業で造成した水利施設は北淡路地区の営農を支える重要な施設となっている一方、平成28年9月に送水管の破裂により市道が陥没、復旧に2ヶ月を要し、その後も揚水機の故障が発生する等、突発事故発生による営農被害への懸念が高まっている。

【国制度の問題点】

- ・ 当該地区の施設は、基幹水利施設管理事業の実施要件 (ダム設計洪水量300m³/s以上または貯水量2,500千m³以上、幹線通水量5 m³/s以上等) を満たさず、維持補修に対する土地改良区の負担が大きいことから当該事業の実施要件の拡充が必要。
- ・ 施設造成から30～40年が経過し、幹線送水路の末端部分は国営かんがい排水事業の受益面積の要件 (畑100ha以上等) を満たさないことから、すべてが国営事業の対象となるよう制度の拡充が必要。
- ・ 近年、国有水利施設において部分的な機器の故障が発生しており、事故の規模によっては国営土地改良施設突発事故復旧事業の実施要件 (事業費2,000万円以上等) を満たさないことから、規模によらず国営事業の対象となるよう制度の拡充が必要。

ウ 多面的機能支払交付金の安定的な実施

- ・ 多面的機能支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度であり、要望額に応じた予算を確保すること
- ・ 活動組織の広域化のインセンティブとなるよう、運営・管理に要する経費を広域化の取組内容に応じて支援する加算制度を創設すること
- ・ 高齢化にも対応できるよう事務処理及び制度を抜本的に簡素化すること

【提案の背景】

- ・ 令和2年度資源向上支払(長寿命化)の要望額に対する内示率等は、減少し続けている。(農地維持支払及び資源向上支払(共同)の要望額に対する内示率は100%)
○資源向上支払(長寿命化) (内示率) H30:90.3% → H31:83.7% → R2:74.4%
- ・ 今後の集落営農など地域営農の展開を踏まえ、活動組織の広域化を促進する必要があるが、事務局経費を支払交付金から支出するには活動組織への負担が大きく、経費の確保が課題となっている。また、昨年度の制度改正により広域化(対象面積200ha未満)への支援額が減少(40万円→20万円)するなど、活動組織に対する広域化のメリットが減少している。については、広域化へのインセンティブとなるよう事務局運営に要する職員等の人件費の支援や、人・農地プランの広域化等先進的な取組へ誘導するための加算制度を創設することが必要である。
- ・ 事務負担が大きく制度が煩雑なため、高齢者には対応が困難となっており、多くの組織が活動継続できない状況にある。(活動は実施しているのに交付金が受けられない状況あり)

エ 農地・農業用施設災害関連事業の充実・強化

- ・ 農地・農業用施設の災害関連事業の国庫補助率の嵩上げなど制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 災害関連事業は国庫補助率が50%となっており、残りは市町及び農家の負担となる。
- ・ 激甚災害に指定された場合、別途補助率の嵩上げ(80%~92%)はあるものの、農地災害関連区画整理事業の農地は、補助率の嵩上げ対象外となっており、国庫補助率が著しく低くなっている。

オ 農業生産を支える農地防災施設のインフラ長寿命化対策の推進

- ・ 小規模な修繕・更新にも補助事業が適用できるよう制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 堤防の修繕、水門設備の更新などの小規模な農地海岸の老朽化対策などでは、要領に記されている総事業費(高潮・浸食対策:10,000万円以上、海岸耐震・海岸堤防等老朽化対策:5,000万円以上)に満たないことが多く、小規模な修繕・更新等のきめ細やかな対策を実施できない。

⑪ 中山間地域等直接支払交付金等の予算確保

- ・ 中山間地域等直接支払交付金と、きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金の予算を確保すること
- ・ 集落での地域活動等に安心して取り組めるよう、年度当初に満額で内示すること

【国制度の問題点】

(中山間地域等直接支払交付金)

- ・ 本県では、本交付金を活用しつつ、集落での地域活動や農業生産活動等の取組に対する支援を行い、中山間地域における農地の保全に取り組んでいる。
- ・ 当交付金は農業生産条件が不利な地域で適正な農業生産活動を継続するために必要不可欠であり、集落への満額交付に努める必要がある。しかしながら例年、年度当初に満額内示されないことが市町や各集落において本制度に対する不安につながっている。

(きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金)

- ・ 平成31年度は、要望額の62%であった。市町の人員が減少する中、交付金の交付対象面積が増加し、実施状況の確認事務が増加しているにも関わらず、推進交付金が不足している。

⑫ 環境保全型農業直接支払交付金の安定的な実施

ア 十分な予算の確保

- ・ 要望額に応じた交付金を全額交付できるよう引き続き十分に予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 要望を満たす配分がされていないことがあった。
(要望に対する配分率 H30:94%→R1:96%、R2:100%)

【「環境保全型農業支払交付金」の概要】

(R3国予算概算要求:25億円(県要望予定額:8千万円、R2国予算:25億円))

趣 旨	農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援
対象取組	全国共通取組:カバークロップ、緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業(国際基準) (R2より)リビングマルチ、早生栽培等 地域特認取組:冬期湛水、中干延期等
その他	全国共通取組に優先配分され、残額が地域特認取組に配分される。 また、国際基準GAPの取組が必須要件となっている。

イ 制度の簡素化

- ・ 高齢化にも対応できるよう事務処理及び制度を抜本的に簡素化すること

【提案の背景】

- ・ 事務負担が大きく制度が煩雑なため、特に高齢者には対応が困難となっており、取組申請をあきらめる生産者がいる。
- ・ R2から、新たな事務(有機農業取組者に対する新たな書類作成等)が追加され、より複雑さを増した。

⑬ 農山漁村地域整備交付金の予算確保

- ・ 下表の地区における農山漁村地域整備事業の予算を確保すること

[令和3(2021)年度 農山漁村地域整備交付金 主な事業計画]

(単位:百万円)

事業名		地区	所要額(国費)
農業農村基盤整備	農地整備	倭文長田(南あわじ市)ほか8地区	427
	水利施設整備	稲美天満(稲美町)ほか6地区	181
	農村整備(農業集落排水整備等)	野中(神戸市)ほか24地区	334
	計	40地区	942
森林基盤整備	治山事業	西服山(神戸市)ほか21地区	550
	林道改良事業	瀨川・氷ノ山線(香美町)ほか5路線	74
	林道点検診断・保全整備事業	島北谷線(猪名川町)ほか16路線	32
	森林空間総合整備事業	六甲山地区(神戸市)	19
	花粉発生源対策促進事業	山之内地区(姫路市)ほか7地区	68
	計	37地区	655
水産基盤整備	漁村再生交付金事業	南あわじ地区(南あわじ市)ほか1地区	31
	漁業集落環境整備事業	阿那賀(南あわじ市)ほか2地区	81
	計	5地区	112
海岸保全施設整備	海岸保全施設整備事業(漁港)	家島(姫路市)ほか2地区	123
	計	3地区	123
合計		85地区	1,832

⑭ 地方創生道整備推進交付金の予算確保

- ・ 広域農道・林道整備事業を推進する地方創生道整備推進交付金の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 予算不足による整備待ちの状態の解消が進めば、農山村地域の活性化に不可欠な広域農道と「第3期ひょうご林内路網1,000km整備プラン」に基づく林道の整備の着実な推進に寄与する。
- ・ 林業の収益性向上が図られ、低コストかつ安定的な原木供給体制の整備が進む。

【第3期ひょうご林内路網1,000km整備プランの概要】

大型製材工場、木質バイオマス発電施設が稼働開始するなど、大幅な木材需要の増加が見込まれることから、木材の安定供給体制の一層の強化を図るため、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間で新たに1,000kmの林道・作業道の路網整備と、効率的な木材生産を可能とする概ね65haをひとまとまりとする「低コスト原木供給団地」を150団地設定する取組

⑮ ウメ輪紋病対策の推進

ア 新たな防除対策の早期の提示

- ・ 令和2年度末の緊急防除対策の終了や令和3年度以降の新たな対応について、その内容等を早期に提示し、苗木等の生産者や住民に対しての十分な説明を行うこと

【提案の背景】

- ・ 国は令和2年度末で緊急防除対策を終了するが、令和3年度、新たに局長通知を発出し、国と県が協力し、苗木等検査を実施する予定。
- ・ ウメ輪紋ウイルスに感染していない苗木等の流通を目的に、令和2年度末時点の緊急防除区域で販売を目的に生産されている苗木等は、移動の際に生産者の申請により検査を実施。
- ・ 感染が確認された場合は、当該園地の全ての植物の移動自粛が求められる。

イ 苗木等調査にかかる予算確保

- ・緊急防除対策の終了後、新たに実施が予定されている苗木等検査に必要な予算については、その確保に努め遅滞なく配分すること

【国制度の問題点】

- ・令和3年度に新たに発出される局長通知に基づき実施する苗木等検査については、国と県が協力して実施することが予定されているが、国が負担する費用は限定的である。
- ・苗木等調査は晩春から初夏にかけての実施になることから、年度の前半に作業が集中する。

ウ 苗木等の移動制限等の早期解除

- ・国内で発生を確認してから10年以上経過し、まん延拡大や経済的被害への懸念は薄れていることから、販売を目的とした苗木等の移動制限については再度検討し、問題がないと判断されれば速やかに制限等を解除すること

(3) 資源循環型林業の展開

【総務、農水、国交】

① 資源循環による原木安定供給のための支援強化

ア 造林事業の推進に関する予算の確保

- ・地域材の安定供給等に必要の間伐、路網整備などの造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・植林・保育・伐採・利用のサイクルが実現する「資源循環型林業」の構築に当たっては、森林全体の整備が必要
- ・造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、引き続き十分な予算の確保が必要。

【森林環境保全直接支援事業の概要】 R2国予算：302億円

事業内容	間伐（伐捨・搬出）、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等
事業主体	森林経営計画作成者 等
補助率	68%（国51%，県17%）ほか

イ 再造林経費の負担軽減

- ・主伐後に確実な再造林を行い早期に森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者の負担を軽減するよう、森林環境保全整備事業など国の支援制度を拡充（現行：51%→要望：67.5%）すること
- ・再造林後に確実に成林させるために不可欠な獣害防止柵等の点検・補修に対する助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・材価の低迷により、主伐による木材販売収入では植林、獣害対策（植林地を囲う獣害防止柵の設置）、保育に関する経費を賄うことが困難であるため、特に負担が大きい再造林に対する負担軽減が不可欠
- ・シカの生息密度が高い地域が県中・北部に集中しており、再造林後、シカの食害を受ける可能性が高い。

【国の支援制度の拡充の例】

区分	現行制度	拡充の例
補助率	森林環境保全整備事業68%（国：51%，県：17%） 農山漁村地域整備交付金72%（国：54%，県：18%）	90%（国：67.5%，県：22.5%）

〔主伐後の再造林及び保育管理に関する1ha当たりの収支モデル〕

単位：千円

主伐後に森林所有者に還元される収益は800千円/ha程度と想定され、その後の再造林及び下刈等の保育管理経費の捻出が困難な状況にある。

		主伐	1年目 再造林	3年目 下刈	5年目 下刈	8年目 下刈	15年目 除伐	20年目 枝打	25年目 保育間伐	35年目 保育間伐	50年目 搬出間伐	経費等 合計
収入	販売額	3,061	0	0	0	0	0	0	0	0	678	3,739
	補助金	0	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,104	3,208
	収入計	3,061	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,782	6,947
支出	事業費等	2,256	1,604	239	239	243	213	278	203	225	1,688	7,189
	収支	805	▲ 516	▲ 82	▲ 82	▲ 86	▲ 89	▲ 104	▲ 80	▲ 101	94	
C/F		805	289	207	124	38	▲ 51	▲ 154	▲ 234	▲ 335	▲ 241	

ウ 少花粉品種への転換促進

- ・ 伐採促進に加え、少花粉の特性を有した、農林水産大臣が指定する特定母樹の増殖を積極的に進めること
- ・ 苗木生産者の後継者育成対策として、就業や経営継承を支援する「農の雇用事業」の林業種苗生産者版を創設すること

【提案の背景】

- ・ 成熟化が進む本県の人工林において、今後増加が見込まれる主伐に対応するため、主伐後の再造林に必要な少花粉コンテナ苗木の安定的な供給体制の確立が不可欠
- ・ 花粉症の被害を低減させるため、スギ・ヒノキ人工林の少花粉品種への転換が急務
- ・ 県内の林業種苗生産者は小規模零細経営が多く、安定的な苗木生産には、後継者の確保が不可欠

エ 原木安定供給のための林内路網整備等への支援強化

- ・ 県代行制度の林道等整備要件の緩和に伴う要望額の増加などに対応できるよう林業専用道整備費補助の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 木質バイオマス発電施設や木材加工流通施設へ原木を安定的に供給するためには、林業専用道路整備が不可欠である。
- ・ 平成28年度に林業専用道整備事業において、県代行制度の林道等整備の要件が緩和されたことから、今後要望額の増加が見込まれる。

〔森林環境保全整備事業の概要〕 R2国予算：456億円 H31国予算：291億円

森林環境保全直接支援事業	計画的な間伐等の森林施業、森林作業道の開設等を支援
環境林整備事業	針広混交林への転換、風水害を受けた森林の復旧のための造林等を支援
林業専用道整備事業	森林施業のために恒久的施設となる林業専用道の整備等を支援 ※ H28に県代行の要件が緩和（林道利用区域面積要件200ha→50ha）

② 地域材の利用拡大と製材工場等の安定経営に向けた支援

ア 地域材利用の促進

i) CLT工法による建築物の整備促進

- ・ CLT建築物の整備支援を行う林業・木材産業成長産業化促進対策の予算を確保すること
- ・ CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ（現行50%）等の負担軽減策を講じること
- ・ 4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、防火地域内の耐火基準に関する仕様規定の更なる緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・ 当面、事業主体の負担軽減を図ることにより、都市部の中高層建築物や防火地域の建築物においてCLT工法等の活用が促進され、価格の低減や施工実績の増加につながる。

[H30.6 建築基準法改正（耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し）]

〔防火地域〕階数が2以下かつ100㎡以下→階数が3以下かつ3,000㎡以下

【CLTを活用したモデル建築物】

- ・ CLTを活用したモデル建築物として兵庫県林業会館(神戸市中央区)の建替(5階建)を支援
- ・ 防火地域において、CLTと鉄骨のハイブリッド構造による中層耐火建築物は全国初 (CLT活用の意義)木材があまり使われていなかった中高層建築物での CLTの活用・普及を図り県産木材の利用を促進

ii) 公共建築物等の木造・木質化への支援の拡充

- ・ 公共木造建築物等の整備推進は、民間建築物への波及など木材利用を促進する効果が高いことから、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の採択要件の変更や補助率を引き上げるなど事業実施主体の負担軽減策を講じること

【提案の背景】

- ・ 現行制度は採択要件にポイント制を導入しており、全体指標では低層公共建築物の木造率がポイント配分の指標のひとつとなっている。
- ・ そのため、木造率が低い地域ではポイントが獲得できず事業採択が困難となっている。
- ・ 市町単位で見ると木造率が高いものの、県全体で木造率が低く、結果、事業採択が叶わない状況もあることから、ポイントの配分基準を見直すべきである。

区分(R2予算時)	兵庫県	最高	最低	参考
低層公共建築物の木造率(H29)	19.1% (全国42位)	59.2%(秋田県)	0.3%(沖縄県)	
全体指標得点試算	3点	8.4点 (青森県、秋田県)	2点(沖縄県)	配分10点満点

iii) 地域材利用を促進する支援制度の継続

- ・ 外構部木質化対策支援事業及びJAS構造材個別実証支援事業を継続実施するとともに十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 外構部木質化対策支援事業は令和元年度に創設され、コンクリートブロック塀から木塀への転換等、外構部への木材利用に効果が高い。
- ・ JAS構造材個別実証支援事業は平成30年度から創設され、非住宅分野へJAS構造材を普及する効果が高い。

[国の制度]

区分	外構部木質化対策支援事業	JAS構造材個別実証支援事業
概要	これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部に木材を用いた施設に要した経費を助成	品質や性能が明確で構造計算が可能なJAS構造材を利用した建築物に対し調達費を助成
対象	外構部にクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等を使用した施設	JAS構造材を使用した非住宅分野の建築物
補助率	施工規模に応じて定額を助成	JAS構造材の調達費の定額を助成

イ 木材産業等高度化推進資金の利率の引き下げ

- ・ 中小規模事業者に対する「木材産業等高度化推進資金」の借入利率（1.5～1.6%）を引き下げること

【提案の背景】

- ・ 製材工場等の経営の安定化を図るためには、原木購入代金等の運転資金等の借入に伴う金利負担の軽減による製材工場への支援が必要であり、特に、資金繰りの厳しい中小規模事業者への更なる支援が必要である。

【兵庫県産木材利用促進特別融資事業の概要】

貸付対象者	製材業者、素材生産業者等
貸付対象事業	製材、木質バイオマス燃料の生産、高性能林業機械等の導入
利 率	短期プライムレートの1/2（R2.4.1現在0.74%程度）

③ 未利用間伐材等の低コスト安定供給に向けた支援

ア 作業ポイント（山土場）整備の採択基準の緩和

- ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の「作業ポイント（山土場）整備」の採択基準を小規模なものも対象となるよう緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、1箇所500万円の土場で5,000㎡程度の規模の大きなものしか対象とならない。
- ・ 材の選別・仕分けや、乾燥を行う作業ポイントを分散設置することで経済的・安定的な材の供給が可能となるため、小規模なものも対象とすべきである。

イ 林外の土場の整備に対する支援制度の創設

- ・ 大量輸送用の大型トラックが通行する道路沿いなど林外でも土場が整備できる支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 低コストで原木を安定供給する上では、森林外においても中間土場の設置が必要である。一般に山土場に比べて大型トレーラ等による輸送が可能となるため、山土場から原木市売市場を通して工場に搬入するよりも、物流コストを縮減することが可能となる。
- ・ 中間土場の実績は補助対象では無く、多くの森林組合では、自所有地を代用して間伐材をストックしている状況であり、今後、主伐再造林を進めるにあたって、大量の原木を確保できるストックヤードが必要になる。

④ 林業公社の経営改善に対する支援の強化

ア 林業公社向け資金の負担軽減

- 日本政策金融公庫の林業公社向け資金(利用間伐推進資金)について、貸付決定期限が令和4年度までとされていることから、延長を図るとともに、以下のような負担軽減を図ること
 - 償還期間の延長(現行20年→35年)
 - 利息等の貸付対象化
 - 利率の更なる低減

【提案の背景】

- 林業公社が担う事業は、本格的な伐採時期を迎えるまでの間は収益が見込めないことから、経営安定化のために、長期間の資金調達や利息負担の軽減は不可欠である。

【日本政策金融公庫貸付(利用間伐推進資金)のスキーム】

区分	貸付対象経費	利率の低減対策
対象	利用間伐に伴う事業費	有(無利子資金の併用貸し)
	既往公庫資金の約定償還元金の9割	無
対象外	利息、上記元金の1割、償還期限前の高利率資金の借換	無

イ 特別交付税措置の継続

- 県から林業公社に対する貸付や利子補給に関する特別交付税措置(充当率50%、上限額5億円)について、県に対する支援を継続すること

【国制度の問題点】

- 公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めるために継続的な支援が不可欠であるが、平成18年総務省・林野庁通知により5年間措置された後は、期限を定めず毎年度継続されている状況にあり措置期間が未定である。

⑤ 県立森林大学校の運営に対する支援の強化

ア 緑の青年就業準備給付金の予算確保

- 「緑の青年就業準備給付金」の予算を確保すること

【提案の背景】

- 将来の森林経営を担う意欲を持った人材が兵庫県立森林大学校で安心して研修に専念できるような環境整備として、給付金の十分な予算の確保が必要である。

【緑の青年就業準備給付金の概要】

給付額	最大155万円/年(最大2年間)
給付の要件	① 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上 ② 研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を習得 林業就業を給付期間の1.5倍(3年間)の期間継続した場合、返還義務は免除

【兵庫県立森林大学校の概要(平成29年4月13日開校)】

設置目的	次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって森林の有する多面的機能の増進及び地域の活性化に寄与
設置場所	宍粟市一宮町
入学資格	高等学校卒業又は同等程度、40歳以下
就業年限	2年
学年定員	20名

イ 特別交付税措置の創設

- ・ 林業の担い手の着実な養成を図る意欲的な取組を行う地方公共団体に対して交付される特別交付税措置を恒久的なものとする

【国制度の問題点】

- ・ 森林大学校の管理運営費として年間約1億円（人件費込み）が見込まれるが、国庫補助はなく、特別交付税措置も年度限定となっている。

⑥ 森林保全活動への支援の維持

- ・ 「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」制度を維持すること

【提案の背景】

- ・ 里山林における森林の多面的機能を維持するためには、地域住民等による森林の手入れ等が不可欠であるが、林業の不振・山村地域の過疎化・高齢化により地域住民が減少しており、共同活動への支援が今後必要となっている。

【森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概要】

趣 旨	地域住民等による森林の保全管理活動などの取組について支援
実施主体	地域住民・森林所有者・NPO法人など民間共同組織
交付率	定額・1/2・1/3以内
種 類	里山林を維持するための雑木の伐採・侵入竹の伐採除去・資機材の購入や整備

(4) 適切な水産資源管理等による水産業の振興 【総務、外務、農水、海保】

① 国営増殖場造成及び第2の鹿ノ瀬構想等の推進

ア 日本海の増殖場の整備推進

- ・ 現行のズワイガニ等の増殖場整備(期間：平成19(2007)～令和3(2021)年度)について、計画的な予算措置を行い、保護育成礁32箇所の整備を着実に推進すること

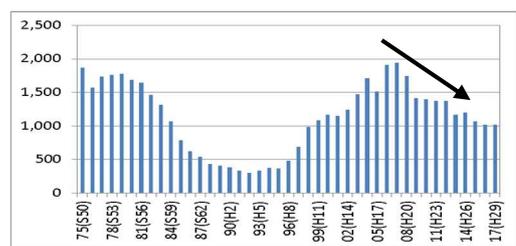
【提案の背景】

- ・ 日本海西部におけるズワイガニ等の漁獲量は平成4年に298トンまで減少し、その後、増殖場の整備や資源管理の取組により2,000トン近くまで回復したが、平成20年以降は減少傾向にある。
- ・ 水産資源の維持増大や、本県但馬地域の主力漁業である沖合底びき網漁業の生産性向上と経営安定のため、早期に増殖場の整備が必要である。

【国営増殖場整備の概要】

概 要	国と関係県(兵庫・島根・鳥取)が費用を負担し、領海外の沖合漁場において複数の増殖場を広域的に整備
事業期間	H19(2007)～R3(2021)年度
事業規模	保護育成礁 32箇所整備(但馬沖5箇所、赤碓沖8箇所、隠岐北方11箇所、浜田沖8箇所)※ R2年3月末で23箇所完成予定
費用負担	国3/4 関係県1/4

【日本海のズワイガニの漁獲量の推移】



イ 瀬戸内海の増殖場等の整備推進

i) 第2の鹿ノ瀬構想の推進

- ・ 家島周辺海域での第2の鹿ノ瀬構想の推進に関する予算措置を継続すること

【提案の背景】

- ・ 漁業者からの要望の強いマコガレイ、メバル・カサゴ等の水産資源の維持増大を図るため、家島周辺の生産性の乏しい砂泥海域に大規模な石材礁を整備することにより、天然の好漁場である鹿ノ瀬等に匹敵する大規模な漁場整備を推進する必要がある。

【県営増殖場（第2の鹿ノ瀬構想）の概要】（概ね20年間実施、全体事業費約100億円）

- ・ 加島、院三ツ頭島、加島南、院下島の周辺4海域の水深30～40mに、各10基程度の石材礁を造成
- ・ 第1期事業として、加島周辺海域で事業を実施し平成25年度に完成
- ・ 三ツ頭島周辺海域で第2期事業を実施し、平成30年度に完成
- ・ 平成30年度から加島南地区での測量試験を開始し、令和元年度から工事に着手

ii) 淡路島における増殖場等整備に対する予算措置

- ・ 淡路島を巨大な天然礁と捉え、天然漁場や沿岸の既設増殖場、魚礁を補完する増殖場等整備のための予算を確実に措置すること

【提案の背景】

- ・ 地域特性に応じた整備を推進することにより、本県の瀬戸内海側の水産資源が維持増大し、小型底びき網漁業や刺網漁業、一本釣り漁業等の生産性向上と経営の安定化が図られる。

② 栽培漁業の推進

国民に水産物を安定的に供給するため、資源の積極的な増大を図る栽培漁業推進のための以下の措置を講じること

ア 放流用種苗生産の推進

- ・ 放流用種苗生産の実施に対する国の積極的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 豊かな海の創出には、栽培漁業の更なる推進が不可欠であるが、財政的な負担が大きくなっており、国の支援が必要である。

イ 疾病防除に対する技術開発の推進

- ・ 伝染性疾病に対する迅速かつ正確な診断法、予防法の技術開発を積極的に推進すること

【提案の背景】

- ・ 種苗生産現場で伝染性疾病が発生すると、疾病発生に関係する全ての親魚及び種苗を処分し、更に消毒等による徹底した感染防止を図る必要があるため、種苗の生産計画に多大な被害と支障が生じることとなる。
- ・ 本県では、H28年度にヒラメのアクアレオウイルスが、H29年度にクルマエビの急性ウイルス血症が発生し、大きな被害を受けた。
- ・ これら種苗生産で被害をもたらす疾病に対しては、親魚から生産された種苗への感染（垂直感染）を防除する技術等の早急な開発が必要である。

ウ 水産動物種苗の生産体制の確立

- ・ 老朽化して水産動物種苗の生産や放流に支障を来たすようになった施設の改修、建替に必要な予算を確保すること
- ・ 改修、建替時の撤去費用に対しても支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 種苗生産施設の老朽化に対しては、これまで施設の更新や修繕に取り組んできたが、今後ますます老朽化が進むことから、施設の機能維持と持続的な利用を図るためには、国による継続的かつ計画的な支援が必要である。
- ・ 現行制度では、新設もしくは機能強化のための改築以外の更新は認められておらず、また一部の補正予算を除いて改築時の撤去費用については対象となっていないため、施設の老朽化が進む状況下にあっては、種苗生産機関の負担が大きい。

③ 日本海における漁業秩序、資源管理体制の早期確立

日本海の水産資源を保全し、本県の沖合底びき網漁業、ベニズリウガニかご漁業、いか釣り漁業を守るため、早急に以下の措置を講じ、漁業秩序と資源管理体制を確立すること

ア 暫定水域の撤廃

- ・ 日韓の排他的経済水域の早急な境界画定により暫定水域を撤廃すること
- ・ 暫定水域内における韓国漁船の無秩序操業の排除、資源管理体制を確立すること

イ 取締の強化

i) 韓国漁船の違法越境操業の排除

- ・ 韓国漁船による我が国の排他的経済水域での違法越境操業を排除すること
- ・ 撤廃されるまでの間、韓国政府に対し、自国船に対する監視取締強化を要請すること

【提案の背景】

- ・ 排他的経済水域での韓国漁船による違法操業が常態化しており、漁場に放置したカニカゴ等の投棄漁具が漁場荒廃や資源減少を招くなどの極めて大きな問題となっている。

ii) 北朝鮮漁船の違法操業の排除

- ・ 北朝鮮スルメイカ漁船等による我が国排他的経済水域での違法操業を排除すること

【提案の背景】

- ・ 我が国の排他的経済水域に位置する大和堆で、数百隻規模の北朝鮮籍スルメイカ漁船による違法操業があり、本県漁業者は操業の妨害を受け、安全操業を脅かす事態が生じている。

ウ 外国漁船の操業による影響を受けている漁業者への支援

- ・ 「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」の十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 当該事業は基金事業化されたが、補正予算による対応となっており、暫定水域の影響を受けている漁業者に対して、安定した事業の実施ができるよう、確実な予算確保が必要である。

④ 水産業の競争力強化

ア 漁業者に対する経営支援策の充実

- ・ 「水産業競争力強化緊急事業」の予算確保と弾力的な運用
- ・ 「漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）」については、法制化が検討されており、補償の切り下げにつながるのではとの懸念があるが、制度を堅持すること

【提案の背景】

- ・ リース方式により漁船の導入を支援する「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」は、県内でH28～R元年度の4年間に124件が採択されているが、R3年度以降も実施要望がある。
- ・ 漁船エンジン等の機器類の導入を支援する「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」は、県内ではH30年時点で457件の要望があり、H30～R元年度の2年間で126件が採択されたものの、多くが申請待ちの状態である。
- ・ 交付決定後3年以内（漁船導入）又は交付決定年度内（機器等導入）の事業完成が指針等では示されているが、造船所や鉄工所の人手・資材不足、新型コロナウイルス等の影響により早期着工が困難な状況であり、弾力的な運用が必要である。
- ・ 「漁業収入安定対策事業」については法制化が検討されているが、資源管理強化に伴う減収や、新型コロナウイルス等の不測の事態による減収対策等、その重要度が増していることから、制度の堅持が必要である。

【水産業競争力強化緊急事業の概要】（R1補正：270億円）

事業目的	水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援 浜の活力再生広域プラン等に基づき、以下の事業を実施
事業内容	①広域浜プラン緊急対策事業：浜の活力再生広域プラン等に基づく実証的取組に対する支援
	②水産業競争力強化緊急施設整備事業：高鮮度化、産地市場統廃合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援
	③水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業：中核的漁業者に対するリース方式による漁船の導入を支援
	④競争力強化型機器等導入緊急対策事業：生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援
	⑤水産業競争力強化金融支援事業：③④の事業による借入資金への実質無利子化等金融支援

イ 共同利用施設の整備に対する支援

- ・ 漁協等が行う「浜の活力再生プラン(第二期)」に位置づけられた共同利用施設の整備・更新に対する十分な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ ノリ養殖業は本県の基幹漁業であり、漁村の活性化のためにも事業者の経営体質強化が不可欠である。
- ・ 「ノリ競争力強化対策」(H27補正)以降、大型乾燥機等の整備支援が進められてきたが、今後もこれら機器の整備要望が多数見込まれることから、整備要件の堅持と予算の確保が求められる。
- ・ また、過去に導入支援した施設も耐用年数を終えることから、国内外の供給不足の解消に向けた生産強化のため、これら老朽化施設の最新機器への更新支援が求められる。

ウ 燃油価格高騰対策の確実な実施

- 「漁業経営セーフティネット構築事業」について、発動基準の更なる緩和により、燃油価格が上昇した場合に確実に補填金が支給されるよう改善を図ること

【提案の背景】

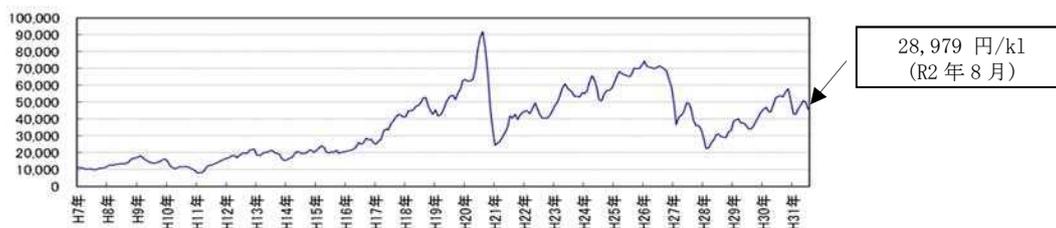
- 漁業者と国との拠出金により燃油価格の高騰時に補填金が交付される漁業経営セーフティネット構築事業は、補填金支給の発動基準の引き下げなどの条件緩和が行われてきた。
- 根本的な燃油コストの削減に向けて、基準価格の固定化などの改善を求める漁業者の要望が強い。

【条件緩和経過】

H22～23	直近2年間の平均値の115%
H24～28	7中5平均値（直前7年間の価格のうち高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値）
H28～	7中5平均値を補填基準とするが、原油価格上昇率に応じて国の負担割合を段階的に高めて補填する。加えて原油価格が急騰した場合には別途補填金を交付。
H30～	急騰対策について、国庫負担の引上げ（25%→75%）。発動要件の緩和（2年前から40%以上の価格が高騰している場合も補填対象）。
H25～26	原油価格が62円/Lを上回った場合は、国の負担割合を3/4に高めて補填する漁業用燃油緊急特別対策を実施。

【原油価格の状況】

- H26. 7以降下落していたが、H28. 2を底に上昇傾向に転じており、円安の動きも見られ先行き不透明。



⑤ 漁業の担い手に対する支援の強化

ア 新規漁業就業者に対する支援強化

- 「漁業人材育成総合支援事業」の十分な予算を確保すること
- 支援期間を延長（3年→5年）すること

【国制度の問題点】

- 本県ではH25～R元年度累計で延330人が同事業を活用して研修を実施しており、新規漁業就業者を安定的に確保（R1年度43人/目標50人）するにあたって、当該事業に対する漁業者からの要望は強い。しかし、R2年度は本県の要望額134百万円に対し、国内示額は101百万となるなど十分な予算確保が必要である。
- 近年は漁家子弟以外からの新規就業者も多く、R1年度新規就業者43人のうち漁家子弟以外の者は22人で、より就業後の定着を図っていくためにも、研修期間を3年から5年に延長する必要がある。

【漁業人材育成総合支援事業の概要】

- 漁業現場での研修を行う指導者に対し、雇用型は1年、独立型は3年を研修期間として、指導者に対する謝金などを支援。

イ 漁業構造改革総合対策の着実な推進

- 「もうかる漁業創設支援事業」の予算を確保すること
- モデル船だけでなく、地域内で同様の改革に取り組む漁業者にも活用できるよう弾力的な運用を図ること

【提案の背景】

- ・ 本県の沖合底びき網漁船は高船齢化が進んでおり、全44隻のうち建造から21年以上経過している漁船が29隻と全体の66%を占めている（R2年9月現在）。今後は多額の資金を要する代船建造に計画的に取り組んでいく必要があり、但馬地域全体で具体的計画策定が進められている。
- ・ 漁協等が策定する改革計画に基づく実証事業に対する支援のため、漁協が用船するモデル船だけが対象となるが、同じ地域の漁業者が建造する漁船も同様に改革計画の実証に寄与する機会が多いことから、同地域で建造される複数の漁船を対象とするなど弾力的な運用を図るべき。

【もうかる漁業創設支援事業】

- ・ 高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組等を支援する。（用船料等相当額の1/3）

⑥ 漁業の生産活動を支える拠点漁港等の機能強化

ア 拠点漁港の整備に要する予算確保

- ・ 水産物の生産・流通拠点となる漁港の整備に必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 「水産生産基盤整備事業」を実施している沼島漁港及び坊勢漁港は、地域の「生産拠点漁港」として位置づけられている。南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70～80%と高いことから、沼島漁港では津波から背後地を守る施設の整備、坊勢漁港では岸壁等の耐震化が急がれる。

イ 漁港施設の老朽化対策、耐震化に要する予算確保

- ・ 漁港施設（県管理漁港14、市町管理漁港39）の老朽化対策と、岸壁や防波堤の耐震化などを計画的に実施できる予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 漁港施設の多くは建設から長期間が経過しており老朽化が進んでいる。安定的な漁業活動を維持するためには健全な施設の確保が必要である。また、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、地震発生時にも水産物の生産・流通機能を途絶えさせないよう岸壁等の耐震化対策が急務である。

(5) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

【農水、国交、環境】

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）附則第2項に基づく検討に関して以下のとおり提案する。

【瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）附則第2項】

政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

① 広域的な調査研究及び取組実施機関の整備

- ・ 国、県及び地域の実情に通じた研究者等関係者の連携による瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化する広域的な調査研究及び取組の実施機関を整備すること

【提案の背景】

- ・ 本県ではH27年度から、改正瀬戸法附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査に取り組んできた。
- ・ 当該調査では、肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）に影響を及ぼしていることを解明し、イカナゴの生態系モデルの開発を行った。これらの結果を活用した取組を推進すべきである。
- ・ 改正瀬戸法の附則に基づき、関係省庁、県及び地域の実情に応じた研究者等が広域的な調査研究及び取組が行えるよう実施機関を早急に整備・充実することが必要である。

② 栄養塩類等の調査及び里海再生に向けた取組の推進

地域の実情に通じた研究者の意見を聴きつつ、以下のような調査及び里海再生に向けた取組を推進すること

ア 実態の解明

- ・ 栄養塩類の減少、偏在等の実態を解明すること

イ 水産資源に与える影響の解明と管理手法の開発

- ・ アサリ・イカナゴなどの水産資源を回復するため、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を速やかに解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発すること

ウ 循環や海中への溶出メカニズムの解明

- ・ 藻場・干潟等沿岸域における栄養塩類の循環や底質からの栄養塩類の海中への溶出メカニズムを解明すること

エ 気候変動の影響の解明

- ・ 水深鉛直方向の水温・溶存酸素等の連続測定など地球温暖化等の気候変動の影響を解明すること

【提案の背景】

- ・ 本県瀬戸内海漁獲量が平成8年以降急激に減少するなど、水産資源をはじめとする海の生物多様性・生物生産性が低下していると指摘されている。
- ・ アサリ等の二枚貝は有機懸濁物の濾過能力が高く、海域の物質循環に重要な役割を担っているが、アサリの資源量は平成10年頃から激減しており、兵庫県漁連等による天然海域での生育実験の結果、栄養塩濃度が低い海域（大阪湾西部等）では、餌料となる植物プランクトンが十分に発生できず、アサリが成長できないことが判明した。
- ・ 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するためには、栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査を行い、それが水産資源に与える影響を解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発する必要がある。
- ・ 本県では平成27年度から、改正瀬戸法の附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査事業に取り組み、栄養塩濃度の低下が、イカナゴの肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）、資源の減少に影響を及ぼしていることを解明した。
- ・ 瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化していくための調査研究や取組を実施するには広域的な体制の構築が不可欠であるが、まずは国と本県が連携を密にして栄養塩類の減少等の実態を解明するべきである。
- ・ 提案内容は東京湾や伊勢湾等、瀬戸内海以外の海域でも問題となっており、国においてメカニズムを解明し、瀬戸内海の栄養塩類の適切な管理手法の開発に反映すべきである。



③ 豊かで美しい里海の実現に向けた窒素及びりんに関する望ましい濃度の設定

- 兵庫県では、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、海域の生態系を支える植物プランクトンの栄養である窒素及びりん濃度を適切に管理すること等を定めた条例を制定した。瀬戸内海関係府県でも、豊かで美しい里海の実現に向け、改正瀬戸法の理念と取組が一体的かつ柔軟に推進されるよう、水域ごとの望ましい濃度を設定できる旨を法に盛り込むこと

[本県の「環境の保全と創造に関する条例」概要]

- 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、里海の実現、県の施策の実施に関する事項、事業者及び県民の責務を明記し、瀬戸内海の海域における栄養塩類の管理等に関して必要な事項を定めた。→水質目標値（下限値）の設定（R1.10告示）全窒素：0.2mg/L、全りん：0.02mg/L

<条文抜粋（第140条の5）>

- 第140条の5 知事は、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、その濃度が保持されるよう努めるものとする。

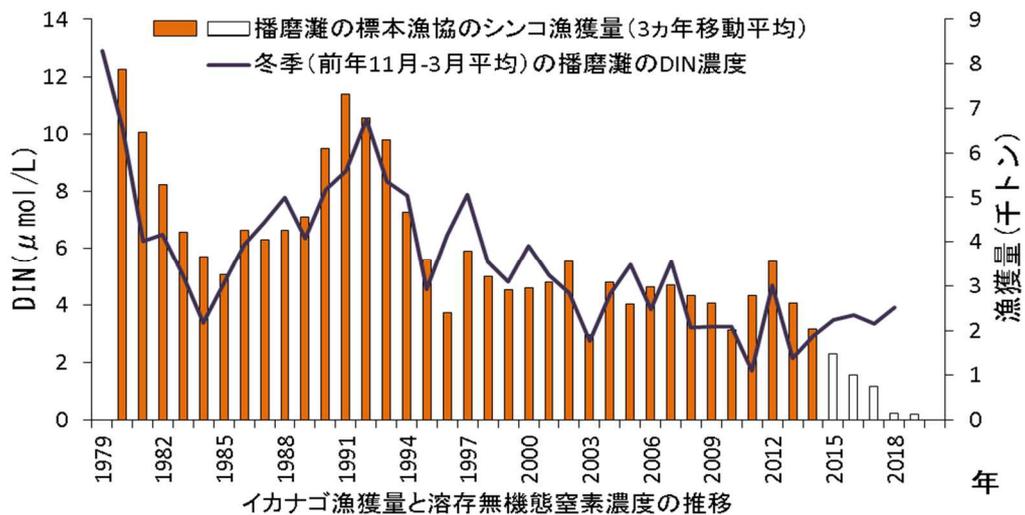
[海域の窒素及びりん濃度の現状]

- 海域の溶存無機態窒素濃度の減少に伴い、漁獲量が減少している。

<豊かな瀬戸内海再生調査事業>

- 本県では、水産技術センター（明石市）が中心となり、5箇年（H27～R1年度）にわたり、イカナゴ資源と栄養塩の関係について、調査研究を実施
- この結果、海域の貧栄養化が食物連鎖を通じてイカナゴ資源の長期的な減少に大きな影響を与えることを、全国に先駆けて解明

肥満度の低下 (痩せた個体の増加)	・フルセと呼ばれる親魚、シンコと呼ばれる幼稚魚とも近年は痩せてきており、餌の動物プランクトンを十分に食べていない。
産卵数の減少	・餌不足によって、親魚であるフルセが痩せてきたことで、近年のフルセ1尾が生む卵の数が減少している。
貧栄養化がイカナゴ資源減少に影響	・海域の栄養塩濃度とシンコの漁獲量に同調性が見られ、開発した「大阪湾・播磨灘イカナゴ生活史モデル」によって、栄養塩の低下がイカナゴ資源の長期的な減少の要因であることを解明した。（下図参照）



注 2015年以降は資源保護のため順次漁期を短縮し、漁獲量が急減している。

主④ 良好な生態系の維持に向けた窒素及びりんの供給

- ・ 窒素及びりんの供給を目的として、水質総量規制制度の抜本的見直しや、下水処理場、工場・事業場、農地・山林等陸域からの窒素及びりんの適切な供給に向けた調査研究・取組支援を行うこと

ア 水質総量規制制度の見直し

- 新**・ 栄養塩管理の観点から、水質総量規制制度を見直し、削減を目的とした制度から管理制度へと転換を図り、管理目標量を設定すること
- 新**・ 都府県知事が窒素、りん濃度などの海域の状況に応じて、総量規制基準値を定めることができるよう環境大臣が定める総量規制基準値の範囲の上限を緩和すること

イ 栄養塩類供給調査の推進

- ・ 栄養塩類供給のため、様々な栄養塩発生源からの栄養塩供給を増加させる方法に関する研究及び取組を支援すること
- ・ 栄養塩類供給メカニズムの解明のため、適切な管理に関する調査研究及び取組を支援すること

ウ 漁業者等の取組に対する支援

- ・ 海域の生態系の維持・回復のため、施肥や沖合域の海底耕耘など漁業者等が効果的な対策を実施できるよう補助事業の創設・拡充等を図ること

【提案の背景】

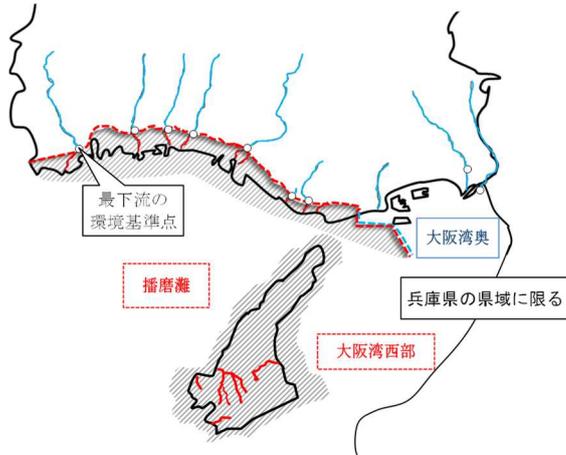
- ・ 昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画（第5次から窒素・りんも対象）を策定し、COD、窒素及びりんに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・ 県は全国で初めて、季節別の処理水質を計画に位置づけた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定したほか、昨年度の条例改正により、①栄養塩類の適切な管理のための水質目標値の下限値の設定、②下水処理場に関する上乘せ排出基準のうち生物化学的酸素要求量(BOD)の見直しを行った。
- ・ 貧栄養化海域で栄養塩を適切に供給するため、水質総量規制制度を管理制度に見直す必要がある。
- ・ 人口減少時代に水質が悪化しない適切な栄養塩供給がおこなえるよう運転方法や設備投資など、事業所への技術支援等の必要がある。
- ・ 栄養塩類供給メカニズムが解明されていないため、栄養塩類の供給や分布、偏在、望ましい栄養塩濃度など、適切な管理に関する調査研究の必要がある。
- ・ 貧栄養化の進行により、海域の生産力が低下しているため、漁業者自らが施肥などを実施できる補助事業の創設、拡充に対する要望が高まっている。
- ・ 水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のための活動は対象となるが、海域の生産力向上や生態系の機能回復を目的とした活動は対象外となっている。
- ・ 国2次補正予算で措置された資源・漁場保全緊急支援事業で対象となった沖合域の海底耕耘は、海域の生態系の維持・回復のために継続して支援する必要がある。

【水質総量規制制度（水質汚濁防止法）の概要】

- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準達成が困難な閉鎖性海域を対象に海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度

[水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の改正]

- ・ 季節別運転の円滑な実施を図るため、下水処理場に関する上乗せ排水基準のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)を見直し(令和元年度12月県議会で改正)



[BOD上乗せ排水基準]

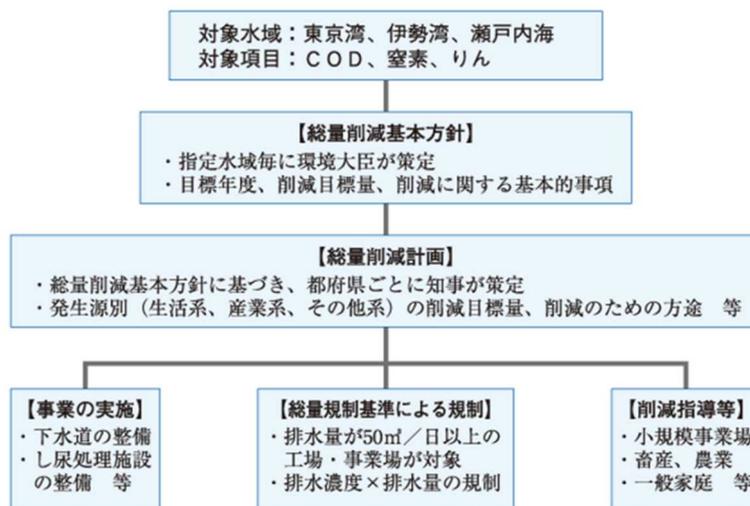
日間平均値:20mg/L、最大値:25mg/L

[基準を撤廃する水域:左図参照]

- ① 播磨灘、大阪湾(ハ)
- ② 播磨灘、大阪湾(ハ)に流入する河川について、
 - ア 最下流の環境基準点より下流
 - イ 環境基準点を有しない河川

[水質総量規制制度(水質汚濁防止法)の概要]

- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては、COD(化学的酸素要求量)等の環境基準達成が困難な閉鎖性海域を対象に海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度



⑤ 貝毒の発生防止対策の推進

- ・ アサリやカキなど二枚貝の貝毒発生に対する広域的な調査体制の構築や貝毒監視に必要な予算措置、海域の栄養塩環境の改善などの抜本的な発生防止対策を早急に進めること

【提案の背景】

- ・ 平成30年春、大阪湾では頻発していた二枚貝の麻痺性貝毒の発生が播磨灘・紀伊水道にも拡大し、播磨灘でのカキやアサリ養殖業のほか、アカガイ等を漁獲する漁船漁業でも被害が発生した。
- ・ 二枚貝の毒化の拡大を防止するためには、貝毒の原因となるプランクトンの発生抑制に向け、国が主体となった共同研究体制の構築と海域の栄養塩環境改善等の対策、各海域における貝毒監視と情報共有を早急に進める必要がある。
- ・ 貝毒監視を実施している「消費・安全対策交付金」の交付額が要望額を下回っているため、十分な国予算の確保が必要である。

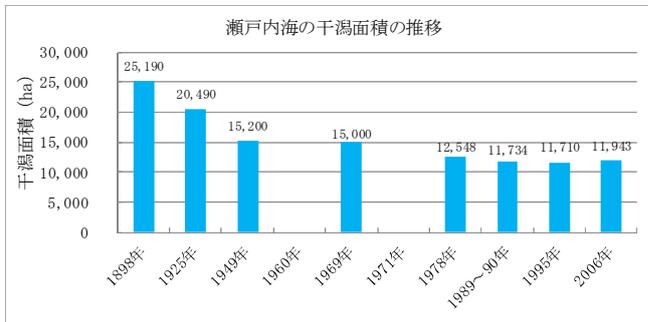
(R2 要望額:3,722千円 → 交付額:3,164千円 ※貝毒関連分)

⑥ 「里海」瀬戸内海の再生に向けた環境整備の推進

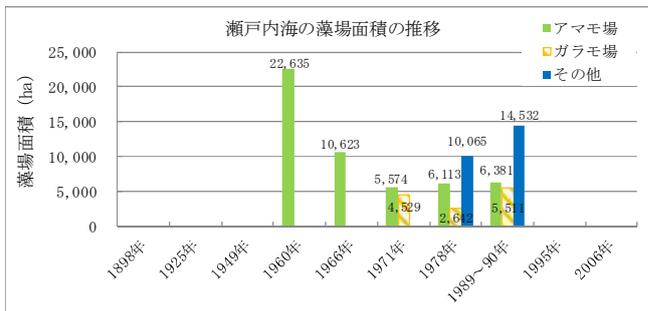
- ・ 地域の多様な主体による里海再生活動を支援するための施策を充実すること
 - 藻場、干潟等の再生創出活動
 - 緩傾斜護岸等の環境配慮型護岸の整備に対する支援
 - 「水産多面的機能発揮対策交付金」の十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 瀬戸内海では、高度経済成長期を中心とした埋立により、藻場、干潟が急速に消失してきた。
- ・ 平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法や同法に基づく国の基本計画では、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に取組むとされており、藻場・干潟の再生等を進める必要がある。
- ・ 本県では、水産多面的機能発揮対策交付金を活用して、50の組織・団体(海面：35、内水面：15)が活動しているが、R2の国予算は大幅な減額(R1：2,855百万円→R2：2,299百万円(▲556百万円、▲19.5%))となっており、活動の継続・充実への懸念が生じている。



出典) 1898、1925、1949、1969年：「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局)
 1978年：「第2回自然環境保全基礎調査 海域調査報告書」(環境庁)
 1989～1990年：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」(環境庁)
 1995年：「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査報告書」(環境庁)
 2006年：「瀬戸内海干潟実績調査」(環境省)
 注) 出典により面積測定方法に違いがある。響灘を除いた面積。



出典) 1960、1966、1971年：「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局)
 1978～1979年：「第2回自然環境保全基礎調査 海域調査報告書」(環境庁)
 1989～1990年：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」(環境庁)
 注) 出典により面積測定方法に違いがある。響灘を除いた面積。

4 魅力ある都市・地域の整備

(1) 都市再生緊急整備地域における再整備への積極的支援 【国交】

- 新たなバスターミナルの整備及び市街地再開発事業に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 兵庫・神戸の玄関口である三宮駅周辺は、震災以降、機能更新が進んでおらず、施設の老朽化が懸念される。また、乗り換え動線がわかりにくいといった課題もかかえている。
- そこで、三宮周辺地区を国際競争力の高い魅力的な都市空間、交通結節拠点として再整備するため、先行的に取り組んでいる新たなバスターミナル及び再開発ビルの整備に向け、引き続き国からの支援が必要である。

【三宮駅周辺の課題】

施設の老朽化	兵庫・神戸の玄関口の三宮駅周辺は、震災以降、機能更新が進んでおらず、施設の老朽化が懸念される
公共交通の複雑な乗り換え	中・長距離バスの乗降場が分散し、利便性が低く、交通結節機能が低い

【整備による効果】

集客力向上	既存の商業・業務機能の更新や文化・芸術機能、宿泊機能など新たな都市機能の導入による賑わいの創出
交通結節機能の向上	中・長距離バス乗降場の集約による利便性向上

【事業の概要】 神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業（I期 約1.3ha）

財政支援	調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費
スケジュール(予定)	H30.5 雲井通5丁目再開発株式会社設立
	R2.3 都市計画決定
	R2 事業認可
	R4 工事着手



【イメージパース（I期）】

(2) 商店街の活性化 【経産、中小】

① 小売商業・サービス業の創業・開業支援

- 商店街の空き店舗を活用した個店の創業・開業等への補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- 商店街の新陳代謝・活性化を促進するためには、国のアドバイザー派遣等だけではなく、個店の創業・開業等を応援する補助制度が必要である。

【本県が実施している支援】

アドバイザー派遣に加え、出店時の内装工事費、ファサード整備、賃料等の支援を行っている。

② 老朽化したアーケード等の撤去に対する補助制度の創設

- 老朽化したアーケード・小売市場等の撤去に対する補助制度を創設すること

【提案の背景】

- 商業集積機能を喪失している商店街は、アーケード等の撤去により、コンパクト化や住宅・駐車場への転換が進み、街並みの美化、商店街の価値の高まりにより、まちなか居住が促進する場合がある。

【本県が実施している支援】

- 老朽化したアーケード等共同施設の撤去の支援を行っている。

③ 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限の移譲

- 地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を都道府県に移譲すること

【提案の背景】

- ・ 商店街の活性化施策を行う窓口を現場に近い地方に一本化し総合的な支援を行うことができるよう、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。
- ・ 商店街の商圈が複数の市町域にまたがることから、広域団体である県が行う方が有効である。
- ・ 県は、活性化プランの策定、空き店舗対策、賑わいづくり（イベント助成）、施設整備など多様な支援メニューを展開し、施策に通じている。

【①商店街活性化事業計画・②商店街活性化支援事業計画の概要】

- ①商店街の組合等がその活性化のため地域住民のニーズに応じて行う事業を経済産業大臣が認定。
- ②NPO法人等が行う商店街活性化の取組を支援する事業を経済産業大臣が認定。

(3) 過疎地域等の振興 【内閣府、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

主① 新たな過疎対策法の制定

ア 地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定

(短期要件の追加)

- ・ 現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件(15年の人口減少率)を追加すること

(旧市町単位での指定)

- ・ 平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること

(税制措置等に関する経過措置の創設)

- ・ 新たな過疎対策法において地域指定から外れる団体が生じた場合は、過疎対策事業債の発行に限らず、過疎地域に誘致した企業の設備投資計画にも影響を及ぼす税制措置等の各種支援制度についても、激変緩和のため所要の経過措置を講じること

<過疎地域の主な税制優遇措置>

- ・ 製造業等で減価償却資産の取得価格の合計額が 2,700 万円を超える施設を新增設した場合、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行うと、課税免除等による地方税の減収の 75%が普通交付税基準財政収入額から控除される。

県 税	事 業 税	所得金額のうち当該設備に係るもの
	不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
市町税	固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

イ 過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・ 道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること
- ・ 人口が減少し、上水道の収益確保が課題である中、簡易水道との統合を行うことにより地方公共団体の財政負担が増えることがないように、再編を含む上水道事業について、過疎対策事業債の対象とすること

② 離島振興施策の一層の充実

ア 離島振興関係予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・ 隔絶性等の地理的特性などから生じる船舶建造や送水管設備の整備等、離島固有の財政需要に対処できるよう離島活性化交付金事業を含め、国土交通省所管の離島振興関係公共事業予算や各省庁所管の離島振興関係予算の所要額を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと

イ 離島航路補助事業の予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・ 島民の命綱ともいふべき航路を堅持するため、燃料代の高騰等に伴う離島航路事業の欠損額の増加を踏まえた十分な予算を確保すること
- ・ 人件費や船舶修繕費等の抑制など離島航路事業者の経営改善努力に応じた国庫補助率の嵩上げなど制度を拡充すること

③ 情報格差是正のための支援拡大

- ・ 条件不利地域において交流人口及び定住人口の増加に寄与する重要なインフラである超高速ブロードバンドの基盤整備を促進するため、「携帯電話等エリア整備事業補助金」について、以下の措置を講じること
 - 既エリア整備地区への新規事業者参入の支援対象化
 - 設備維持管理費用の支援対象化

5 スポーツ、芸術文化の振興

(1) ゴールデン・スポーツイヤーズへの対応

【内閣府、総務、文科、文化、スポーツ、観光】

① ゴールデン・スポーツイヤーズに関する取組への支援

ア 機運醸成に向けた一体的なPR支援

- ・「ゴールデン・スポーツイヤーズ」として、東京オリンピック・パラリンピック(TOKYO2020)とワールドマスターズゲームズ2021関西(WMG2021)を一体的に広報する取組を支援すること

【提案の背景】

- ・「スポーツ参画人口」の拡大を図る国家的プロジェクトとして、開催地の地方自治体等が2つの国際大会を一体のものとして効果的に広報活動が展開したくても、2大会の名称やロゴマークを並べて使用したチラシの配布やポスターの掲示、会場でのブース出展等が困難な状況である。

イ 各大会に共通する取組に対する一体的な支援

- ・各大会に共通する取組について、一体的な支援を行うこと
 - 大会運営のノウハウを共有するための人的交流
 - 表彰台や競技用具、システムなどの有効活用
 - ボランティアの育成 等

【提案の背景】

- ・令和元年から連続するスポーツ3大会をスムーズに運営するには、国主導により、国家的プロジェクトとして一体的に支援するシステムの構築が必要であり、第2期スポーツ基本計画で目標としている「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大を図る必要がある。
- ・アスリートを活用したスポーツに関わる人材の育成を図るための人的交流や、施設や設備を整備・管理することによる競技用具の有効活用、またスポーツボランティア団体への先進事例の紹介や団体間の情報共有を図ることによるボランティアの育成などを図る必要がある。

〔日本で開催される大規模国際的スポーツ大会の比較〕

大会名称	ラグビーワールドカップ 2019	東京オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ 2021関西
組織委員会	独立組織	独立組織	独立組織
名誉会長		御手洗富士夫・経団連名誉会長	
名誉顧問(最高顧問)		内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長	文部科学大臣、スポーツ庁長官 など
顧問		2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟、(公社)日本青年会議所会頭など	府県市関係国会議員 スポーツ議員連盟国会議員 など
会長	御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本スポーツ協会名誉会長	井戸敏三・関西広域連合長 松本正義・関西経済連合会会長
事務総長	嶋津昭・元総務事務次官	武藤敏郎・元大蔵事務次官	木下博夫・元国土事務次官
その他役員	日本ラグビー協会、開催地副首長、経済団体 など	国会議員、スポーツ庁長官、JOC、東京都副知事 など	開催地知事・政令市長、市長会長・町村会長、関西経済団体、文部科学省局長、日本スポーツ協会・各県体育協会 など
参加選手数	620人	オリンピック11,000人、パラリンピック4,300人 ※前回大会実績	50,000人(うち海外20,000人) ※障害者を含む
参加国・地域数	20※予選参加国90	オリンピック205、パラリンピック159	100 ※前回大会実績
競技数	1	オリンピック 33、パラリンピック 22	35 ※障害者が参加可能な競技種目を含む
開催地	12都道府県12市町	9都道県26市区町	9府県48市町

主② ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

- ・10月28日にワールドマスターズゲームズ2021 関西組織委員会理事会を開催し、開催時期の1年程度の延期を決定。11月4日のIMGA（国際マスターズゲームズ協会）総会で提案、了承された。
- ・今後は、スポーツ大会における感染症対策のモデルを提示しつつ、世界中のスポーツ愛好家の期待に応えるべく、開催に向けた準備を進める。

本大会は、生涯スポーツ社会の実現、国際交流の促進と関西・日本の伝統・文化の世界への発信、スポーツツーリズムによる地域活性化の促進などを大会基本理念としており、その成功はポストコロナ社会における観光振興、地域活力回復の原動力となるだけでなく、コロナ感染防止と社会経済活動との両立に取り組む我が国の姿勢を国際社会に強く印象づけ、大阪・関西万博への大きな弾みとなる。

このため、準備段階も含め、以下の支援を行うこと

ア 施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること（ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率：30%））
- ・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること
 - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費

新○感染防止対策に要する経費など、延期に伴う追加経費

<国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)
- 公認キャンプ実施経費
(トレーニング機器のレンタル経費 等)
- 大会運営等経費
(広報、警備、ボランティア経費 等)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費
(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
- 事前合宿等経費
(ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)

イ スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応

- ・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること

現行：8,000万円（「国際競技大会開催助成、」の「開催準備事業」）

提案：大会前年度である令和3年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できるようにすること

ウ 関係省庁間の連携・協力体制の確立

- ・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること

(2) 生涯スポーツの振興に向けた支援

【スポーツ】

① 地域の生涯スポーツ大会に対する支援

- 生涯スポーツのすそ野拡大に向けた地域の生涯スポーツ大会に対する支援を行うこと
(ワールドマスターズゲームズ2021関西の機運醸成イベントとなる「関西マスターズスポーツフェスティバル」など)

【提案の背景】

- 国際大会である令和4(2022)年のワールドマスターズゲームズ2021関西開催の機運醸成のためには、国と地方が一体となって、地域の生涯スポーツ大会等をさらに活性化させる必要がある。
- 生涯スポーツの各競技団体は、会員も少人数で運営基盤が不安定な団体が多く、活動も小規模な活動に留まっているため、用具などの整備や大会開催に要する費用等を支援する必要がある。

② 総合型地域スポーツクラブ運営に対する支援

- 総合型地域スポーツクラブの運営を行うクラブマネージャーや地域のスポーツ活動における指導者(マネジメントを含む)の養成等に対する支援を行うこと
- 総合型地域スポーツクラブの活性化及び広報に対する支援を行うこと

【提案の背景】

- 健康の保持増進と地域コミュニティの形成には、県民だれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむ「総合型地域スポーツクラブ」の役割が期待され、その活性化に向けた取組が必要である。
- 活動の充実を図るためには自立したクラブ運営が必要であり、その推進には、地域スポーツの企画・運営に携わるクラブマネージャーや地域のスポーツ指導者など、人材を養成する支援が必要である。
- クラブの活性化には経済的支援はもとより、地域におけるクラブ像や運営資源の獲得方法、会員増加のための工夫、指導者の育成など、地域のスポーツクラブとして自立した運営を継続していくために必要なガイドラインを示すなど、スポーツクラブ運営のノウハウの周知が必要である。

(3) 次代を担うジュニア層を中心とした競技力向上に対する支援

【スポーツ】

- 世界の第一線で活躍できる次世代アスリートの育成・強化に対する財政措置を行うこと

【提案の背景】

- 「JOCエリートアカデミー」では、①対象競技種目がレスリング、卓球等の一部の競技に限られ、②全国大会等で優秀な成績を収めている者の中から、さらに絞られた者が対象となる。本県では、①②に該当はしない将来有望なアスリートに対し、「ゴールデンエイジ・プロジェクト」を展開し、「JOCエリートアカデミー」を補完する役割を担っており、その充実を図るため、国の財政支援が必要である。

【本県が実施している「ゴールデンエイジ・プロジェクト」の概要】

対象者	小学校4、5、6年生
事業内容	①スポーツ体験教室等の実施 ②オリンピック選手等を講師とするスポーツ体験教室の実施 ③能力開発・育成プログラムと競技体験プログラム等の実施
実施団体	県体育協会、体育協会加盟の競技団体等

(4) 体育・スポーツ施設整備に対する支援の充実 【スポーツ】

- ・ 社会体育施設の整備に対する助成制度について、自転車競技場など特定の種目に特化した施設も対象とするとともに、助成割合の嵩上げを行うこと（現行：国1/3）

【国制度の問題点】

- ・ 現行の補助制度では、体育館やプール等の社会体育施設に限られている。
- ・ 多額の費用を要する施設整備について、地方負担（2/3）が大きい。

(5) 芸術文化の振興 【財務、文化】

① 芸術文化活動への寄附に対する税制優遇措置の充実

- ・ （独）日本芸術文化振興会が現在実施している「日本版アーツカウンシル」に新たに認定制度を設け、認定された芸術文化事業への寄附について、地方公共団体や公益法人等への寄附と同等の税制上の優遇措置を適用すること

【提案の背景】

- ・ 県民一人一人が芸術文化を支えていく機運を醸成し、個人や企業等が芸術文化活動に対して行う支援をより一層促進する。

【日本版アーツカウンシル】

- ・ 現在、（独）日本芸術文化振興会に専門家を配置し、助成事業の申請に対する審査・採択、事後評価等を行っているが、寄附対象事業の審査・認定までは行っていない。

② 日本遺産をはじめとする歴史遺産の活用への支援の充実

ア 日本遺産の活用に対する継続的な支援

- ・ 日本遺産について、一過性のものにするのではなく、認定された地域の認知度が高まり定着する支援を検討すること

【国制度の問題点】

- ・ 日本遺産認定市町への支援制度である「日本遺産魅力発信推進事業」は認定後3ヶ年に限られており、日本遺産の魅力を発信し定着させるためにはもう少し長期での財政支援が必要である。

イ 歴史学習・研究施設整備等に対する財政支援

- ・ 淡路島で発見された松帆銅鐸や弥生時代の遺跡群などを活用し、地元自治体が行う地域活性化策や歴史学習・研究に資する施設整備等に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 淡路島は、銅鐸祭祀の実態を示す松帆銅鐸や、鉄器づくり集落跡である国史跡五斗長垣内遺跡など、弥生時代の特に金属の使用に関する発見が相次いでいる。
- ・ これらを活用して地域創生の核として活用するため、専門の研究機関により詳細な実態研究を積み重ねることが有用である。
- ・ 埋蔵文化財の展示公開等を行う施設について、既存施設の改修・整備を行うための補助制度（国1/2、県1/4、市1/4）はあるが、新たに施設を建設する場合の補助制度がない。

ウ 歴史研究機関の設置検討

- ・ 歴史遺産の発見が相次ぐ「国生みの島」淡路島に鉄器や銅鐸文化に関する国の歴史研究機関の設置を検討すること

【提案の背景】

- ・ 文化財の保存における専門機関が国内では1箇所（奈良県：奈良文化財研究所）しかなく、地域の特性に対応するためには、地域性や時代ごとの歴史文化に特化した研究機関が必要である。

エ 国宝・重要文化財の防火・防災対策の推進

- ・重要文化財等防災施設整備事業(建造物)の補助率(原則50%)を引上げ、所有者・管理団体の負担を軽減し、県内に数多くある国宝・重要文化財の防火・防災対策について、一層の推進を図ること

【提案の背景】

- ・防火・防災対策事業について、所有者の財政的負担が生じているため、補助率の引き上げにより負担を軽減する必要がある。

V 全員活躍社会の構築

1 未来の担う人材の育成

(1) 教職員定数の改善等

【総務、財務、文科】

① 教職員基礎定数の改善

標準法で措置されている定数については、従前どおり着実に措置するとともに、新たな課題について学校の指導・運営体制が効果的に実施できるよう適切に対応すること

ア 少人数学級の実現

新・感染症等の緊急時でも安全・安心な教育環境を確保しつつ、すべての子どもたちの学びを保障するため、学級編制基準及び教職員定数を見直す義務・高校標準法の改正を行い、少人数学級を早期に実現すること

【提案の背景】

- ・新型コロナウイルス感染症予防のためには、現在の40人学級では児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難である。
- ・いじめや不登校、支援を要する児童・生徒、外国籍の児童・生徒が増加するなど、学校を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上にきめ細やかな教育を進める観点からも少人数学級の実現は必要不可欠である。

【兵庫型教科担任制の概要】

小学校5,6年生において、学力向上や中学校への円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた兵庫型教科担任制を全県で実施

- ・教科担任制 国語、算数、理科、社会から2教科以上を選択
- ・少人数学習集団の編成 国語、算数、理科、外国語活動から、1教科以上選択

<R3 文部科学省概算要求・少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備 [事項要求]>

- ・これまでのコロナ対応を踏まえ、子どもたちの学びを保障するとともに、「GIGAスクール構想」のもと個別最適な学びを実現することができるよう、1人1台端末の下での効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える環境の整備が必要
- ・このため、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、経済財政運営と改革の基本方針2020を踏まえ、予算編成過程において検討

- ・当面の措置として、小学校1年生にのみ実施されている基礎定数化による35人学級編制について中学校3年生まで速やかに拡大すること

【本県の小学校の少人数学級の取組み】

学年	国基準	本県の学級編制	
1年生	35人(※1)	35人	全校で35人学級編制
2年生	40人(※2)		研究指定校で35人学級編制
3年生			兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学習集団編成)
4年生			
5年生			
6年生		40人	

平成13年度から児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて柔軟に少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進

- ・(※1) 1年生の35人学級編制は法定措置
- ・(※2) 2年生は加配措置による35人学級編制(平成24年度～)

イ 小学校における専門分野に対応した教員の確保

- ・ 小学校高学年における英語の教科必修化、教科担任制の対応に必要な教員の確保に向け、義務標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること

【提案の背景】

- ・ 加配定数を活用した英語等の専門的知識を持つ教員の配置には限界がある。恒常的な教員確保と財源確保が必要となる
- ・ 本県では加配定数を活用した「兵庫型教科担任制」を実施しており、算数や理科において学力向上の一定の教育効果が得られているが、小規模校では教員の確保が困難なため、専門性を生かした教育の展開が難しいという問題が生じている。

ウ 中学校における少人数指導の一層の拡大

- ・ 中学校においては、教科の特性や生徒の学習状況を踏まえた少人数指導が効果的なことから、少人数指導がより一層充実できるよう、定数改善を図ること

【提案の背景】

- ・ 個々の子どもへの指導、支援をより充実させるためには、学年や学級をいくつかの集団に分割し指導することが効果的であることから、本県では独自に少人数学習集団の編成を行っている。

エ 中学校における免許外教科担任を解消するための定数改善と支援の充実

- 新**・ 中学校においては、9教科（10種類）を担当する教員数の確保が必要であるが、小規模校においては標準法上の算定基準がこれを下回っていることから、十分な教員配置が可能となるよう定数改善を図ること
- ・ 現職教員の複数免許状取得に要する時間や経費の負担軽減を図るため、取得単位数の一部について、勤務する学校の実務経験を踏まえた都道府県教委による認定も可能とすること
- ・ 定年退職者を有効に活用するため、以下のような環境整備を行うこと
 - 免許状の有効期限を迎える者の更新講習の免除
 - 免許更新に要する大学の受講料及び交通費に対する補助制度の創設 など

【提案の背景】

- ・ 小規模中学校における免許外教科担任については、免許保有者が配置されるよう計画的な人員配置や加配措置、兼務の活用により解消を図っているが、これらの取組だけでは限界がある。
- ・ 複数教科の免許状取得や保有者が少ない免許状を所有している定年退職者に更新を促しているが、時間と費用を要することから、取組が進まない。

[本県の小規模中学校における免許外教科担任の推移]

(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)

申請年度	H29	H30	R1	R2
許可件数	183	177	130	106

オ 高等学校の定数改善計画の早期策定と着実な実施

- ・ 高等学校において以下のような取組を行うため、高校標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること
 - 習熟度別少人数指導の充実
 - 国基準で措置されていない特色ある学科や類型等への実態に応じた十分な教員措置

【国制度の問題点】

- ・ 職業学科等については、国が定める学科が基礎定数上での措置の対象となるが、兵庫県が設置している学科等で現在措置の対象となっていないものについても、定数改善計画の中で学科の特色や実態に応じて措置の対象とする必要がある。

【基礎定数上での措置の対象】

措置されている	農、工、商、水産、国際、家庭、看護、福祉、理数、音楽、美術、体育
措置されていない	環境防災科（舞子）、演劇科（宝塚北） ※県基準では措置

カ 学校運営に関する教職員定数等の充実

- ・ 校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教職員定数の充実、外部人材の活用促進などを図ること

② 教職員加配定数の改善

ア 加配定数の一層の充実

- ・ 児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校、教育格差に関する支援等の特別な事情を加配定数に適切に反映させ、より一層の充実を図ること
- ・ 高等学校においても生徒指導体制の充実及び特別な支援を要する生徒の増加に対応する加配定数について、より一層の充実を図ること

イ 個別事情に応じた加配定数の維持

- ・ いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、児童生徒数の減少に連動して一律に削減されないよう基礎定数化は行わないこと

【提案の背景】

- ・ 加配定数は、いじめや不登校への対応等個別の事情に応じて措置するものであり、基礎定数化されると児童生徒数の減少に連動して一律に削減されるため、きめ細やかな対応が困難となる。

【R2の加配定数の増加（1,411人〔うち兵庫36人〕）の内訳】

- ① 小学校専科指導（英語）に必要な教員の充実（1,000人）
- ② 義務教育9年間を見通した指導体制への支援（201人）
- ③ 中学校生徒指導体制の強化（100人）、
- ④ 学校運営体制の強化（40人）
- ⑤ 貧困等に起因する学力課題の解消（50人）、
- ⑥ 養護教諭、栄養教諭の充実（20人）

【「児童生徒支援加配」の効果の例】

- ・ 県内のある小学校で加配教員を配置し、不登校児童のための連携体制を整備
- ・ 1日平均7件程度の家庭訪問を続けることができ、平成28年度には前年度と比較して、長期欠席者35名から23名、不登校児童も19名から12名と減少

- ・学習指導要領にかかげる外国人児童生徒等、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援体制構築のため、基礎定数化されている日本語指導担当教員について、引き続き対象児童生徒数に応じた必要な定数を確保すること。

【提案の背景】

- ・ R2の基礎定数化による影響 △1人
(基礎定数化：2人 (R元：6人→R2見込：8人) 加配定数：△3人 (R元：21人→R2：18人))

ウ 中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の教職員定数の加配措置の拡充

- ・中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の高等学校における教職員定数の加配措置について、開設科目基準の引き下げ及び措置数の拡充を図ること

【国制度の問題点】

- ・本県は、地域の過疎化等にも配慮しながら、地域と連携した活性化方策を研究する連携型中高一貫教育校を設置（氷上西高等学校及び千種高等学校）しているが、学校規模が小さいために教職員定数の加配措置に必要な科目数を確保できず、国の加配措置を受けることができない。

【中高一貫教育における教職員定数の加配措置】

- ・後期課程（高等学校に相当）等で開設科目数が45科目以上の場合に加配

中等教育学校及び併設型	3人（教諭2＋事務職員1）
連携型	1.5人（教諭1＋事務職員0.5）

※ 連携型の県立氷上西高等学校及び千種高等学校については、学校規模が小さく、45科目以上の科目開設ができない。

③ 特別支援学校の教職員定数等の改善

- ・特別支援学校の学級編制や教職員定数について、以下のような学校現場の実態に即した配置が可能となるよう配置基準を改善すること
 - 障害の程度に応じた適切な人員配置や就労支援の実施
 - 小中学校との連携などセンター的機能を発揮するための専任教員の配置

【提案の背景】

- ・障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るため、看護師、介助員をはじめ、言語療法士等の多様な人員の配置が必要である。
- ・特別支援学校が専門性を生かしながら地域の小・中学校を支援するためには、相談の窓口や校内外との関係者との連絡調整等を行う専任教員の適切な配置が必要である。

【平成29・31年特別支援学習指導要領等の改訂の概要】

- ・幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ・一人一人の障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
- ・卒業後の自立と社会参加に向けた教育の充実

(2) 教育の充実

【文科、スポーツ】

① グローバル化に対応した教育の推進

ア 小学校英語の教科化への対応

- ・ 小学校への専科教員の加配措置を拡大すること
- ・ 現場の実態を踏まえ、以下のように活用しやすい加配要件にすること
 - 英語に関する資格要件の緩和（英検 2 級程度）
 - 経験豊富な A L T（外国人外国語指導助手）とともに授業をする専科教員については英語に関する資格要件の廃止 など

イ A L T の配置拡充のための財政措置の充実

- ・ A L T（外国人外国語指導助手）の配置拡充のための補助制度の新設及び英語教材・備品整備等、財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 令和 2 年度に新学習指導要領が完全実施され、英語指導力を持つ教員の確保が急務であるが、加配教員の英語力に関する要件が厳しいため、加配教員の確保が困難な地域がある。
- ・ 新学習指導要領で示された、聞く、読む、話す、書くの 4 技能をバランスよく育成することや、グローバル人材を育成するための英語以外の授業における英語の導入に対応するため、より一層の A L T の活用及び英語教材・備品整備の充実を図る必要がある。

【加配措置の経過】

- ・ 今年度 小学校英語専科教育の加配措置（+1,000人）

【加配教員の英語力に関する要件】

- ・ 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ・ CEFR B2 相当以上の英語力を有する者（小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要）等

【本県が実施している「ひょうごがんばり学びタイム」の概要】

概 要	小学校外国語活動及び英語科の早期化に伴い、地域人材を活用した校内指導体制強化を支援
実施内容	地域人材を活用した英語授業の実施

ウ コロナ禍における A L T の確保

- 新**・ A L T のスムーズな招致に向けて速やかに調整を図るとともに、予定人数を招致できなかった場合の人材確保に向け、財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で、JETプログラムによる新規来日 A L T の招致は、入国制限や当該国との調整等により、当初の予定から大幅に遅れ、予定人数を下回る結果となった。また、必要人数の確保について見通しが立たず、一部を人材派遣会社の活用により確保せざるを得ない状況となった。

② 発達段階に応じた体系的な体験活動の充実

- ・ 小学校から高等学校まで各発達段階に応じた体系的な体験活動の実施に対する財政支援等を充実すること

【提案の背景】

- ・ 学習指導要領が改訂され、特別活動の目標及び内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」が記述されており、キャリア教育の視点からの兵庫型「体験教育」充実を図る必要がある。

【兵庫型「体験教育」の推進（公立学校全校において展開）】

学 年	事 業	目 的
小学3年生	環境体験事業	自然との触れ合いにより、命の大切さを実感させる。
小学5年生	自然学校	4泊5日の宿泊体験活動の中で、自分の役割や責任を果たすとともに、集団への連帯意識を高めさせる。
中学1年生	わくわくオーケストラ教室	本物の演奏に触れることで、豊かな情操を育む。
中学2年生	トライやる・ウィーク	就業体験を通じて地域や社会と関わることで、地域の一員であることを自覚させるとともに、将来の生き方、進路を考えさせる。
高 校 生	就業体験（インターンシップ）	将来進む可能性のある仕事や職業を経験し、自分の生き方について考え、目標を持って主体的に進路を選択させる。
	ふるさと貢献・活性化事業	ふるさと意識を醸成するため、生徒の主体的な地域社会への参画や企業や自治体に対して、地域活性化に向けた解決策等を提案し、実践する活動を推進する。

③ 小学校における効果的な体育を実施するための支援の充実

- ・ 体育授業の充実に必要となる小学校教員の資質向上に向けた研修を充実すること
- ・ 専門性に優れた地域の外部指導者を活用できるよう補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 本県は、全国体力テストにおいて、全国平均値を下回る項目が多くなっている。
- ・ 授業を「楽しい」と感じている児童ほど、体力が高く運動時間も多くなっていることから、本県では独自に県内70校程度（（神戸市除く）660校）の小学校に体力アップサポーターを派遣し、小学校児童や教員に対して授業及び研修を実施している。
- ・ 派遣校では、体力テストで高い結果が出ていることから、更なる研修の充実が求められる。

[R1年度小学校5年生の体育授業の楽しさと体力合計点（R1全国体力・運動能力、運動習慣等調査）]



④ 地域との協働による先進的教育課程の開発・研究の促進

- 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定校数を増やすこと

趣 旨		高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を促進するため、地域振興の核として高等学校の機能強化を推進
区分	地域魅力化型	地域課題の解決等を通じた学習を、各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成（上限3,150千円/校） 《指定状況：県2校（生野高校、村岡高校）[R2申請2校]、全国6校[申請37校]》
	グローバル型	グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーを育成（上限4,870千円/校） 《指定状況：県2校（柏原高校、兵庫高校）[R2申請2校]、全国4校[申請21校]》
	プロフェッショナル型	地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成（上限6,340千円/校） 《指定状況：県1校（佐用高校）[R2申請2校]、全国4校[申請39校]》

⑤ 読書活動の推進

- 「子供の読書活動の推進」事業を継続実施するとともに、実施か所数を拡充すること

【提案の背景】	
<ul style="list-style-type: none"> 読書活動については、2001年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を定める国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（現在は四次（2018～2022年度））により推進が図られている。 本県においても、国の計画に基づき県計画を策定し、数値目標を設定して取組を推進しているが、読書をする子どもの割合は未だ低調にも関わらず、国の支援は不十分なものとなっている。 	
【「子供の読書活動の推進」事業（発達段階に応じた読書活動の推進）の概要】 R2国予算：7.3百万円	
趣 旨	特に中学生・高校生期の読書習慣の形成に向けて、発達段階に応じた取組を推進する事業についての検証を行うとともに、貧困問題等様々な困難を抱える子供を支援する取組を実施
委託事業	937千円×4か所

【本県の現状】			
<ul style="list-style-type: none"> ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）（R2年度～R5年度）に基づき取組を推進しているが、県内小中高等学校における読書をする子どもの割合は低調となっている。 			
【平日1日あたり30分以上読書をする子どもの割合】			
	小学6年	中学3年	高校3年
H26	37.2%	28.5%	11.0%
H30	39.7%	27.1%	12.4%
H31目標	42.0%	33.0%	16.0%

主⑥ 学校のICT化の推進(再掲)

- ・学校のICT環境整備及び更新に係る地方財政措置を引き続き継続すること
- ・現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、必要な財政措置を講じること
- ・今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること
- ・学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること

※ SINET：国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、全国どこからでも超高速・高信頼での利用が可能

【提案の背景】

- ・「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」では、システム保守料やサポート料等、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(文部科学省)を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。
- ・学術情報ネットワーク(SINET)については、令和4年度の次期SINET(SINET6)への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体が負担することとなっている。

(3) いじめ等問題行動・不登校への対応強化

【内閣府、文科】

① スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを学校に標準的に配置すべき職として、職務内容等を法令上明確化し、その増員を行うこと
- ・学校教育法等において正規職員として規定するとともに、義務標準法において定数として算定し、国庫対象とすること

【制度概要等】			
区分	役割	必要性や課題	本県の状況
スクールカウンセラー	児童生徒本人及び保護者の心の問題に着目して問題解決を図る。 資格 ・臨床心理士・公認心理師等 職務内容 ・児童生徒へのカウンセリング ・教職員に対するカウンセリングマインドに関する研修 ・児童生徒への対応に関して、保護者・教職員への助言	・不登校や問題行動等の増加や低年齢化が進む中、教職員のカウンセリング能力の向上が求められており、市町からは配置拡大や配置時間の増加の要望がある。	公立小：130校配置 公立中：全校配置 公立高：全校配置 【目標】 全公立小(585校)に配置
スクールソーシャルワーカー	児童生徒を取り巻く環境に働きかけて問題解決を図る。 資格 ・社会福祉士、精神保健福祉士等 職務内容 ・個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ・家庭環境への働きかけ	・教育分野の知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて支援を行うことが求められている。(H27.12.21「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会答申)	公立中学校区単位に設置(173校区) 【対象】 市町立小中特高 【目標】 公立小学校に継続して配置(173校区)※指定都市・中核市を除く

② SNS等を活用した相談窓口への支援の実施

- ・ 児童生徒にとって容易に相談をすることができる相談窓口となっているSNSを活用した教育相談への支援を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業において、SNS等を活用した相談体制の構築事業のみ他の事業（補助率1/3）と異なり、800万円を上限とする定額補助となっている。（他の事業：補助上限なし）

主③ 不登校対策の推進

- ・ 市町の教育支援センター（適応指導教室）及び民間施設（フリースクール等）に通う不登校児童生徒の通学費等への支援や、民間施設の運営に対する国庫補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 公立の小中学校と比べて、教育支援センターや民間施設は自宅から遠方となり、交通費の負担が生じるケースがある。
- ・ 民間施設では、活動費などの自己負担が公立小中学校より大きく、これらの経済的負担により利用を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- ・ 教育機会均等法の趣旨を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保するためには、民間施設に対する支援の充実が不可欠である。

(4) 教育費の負担軽減の充実

【総務、文科】

① 高等学校等就学支援金制度等（授業料等支援）の充実

主ア 高等学校等就学支援金制度の拡充

（無償化基準の見直し）

- ・令和2年度より拡充された高等学校等就学支援金について、年収590万円以上の世帯についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように支給額を引上げること
- ・授業料実質無償化の対象となる年収590万円未満の基準を直近の数値に改めること
（H23年の子どもがいる世帯の収入のおよそ中央値：590万円 → R1では、670万円）

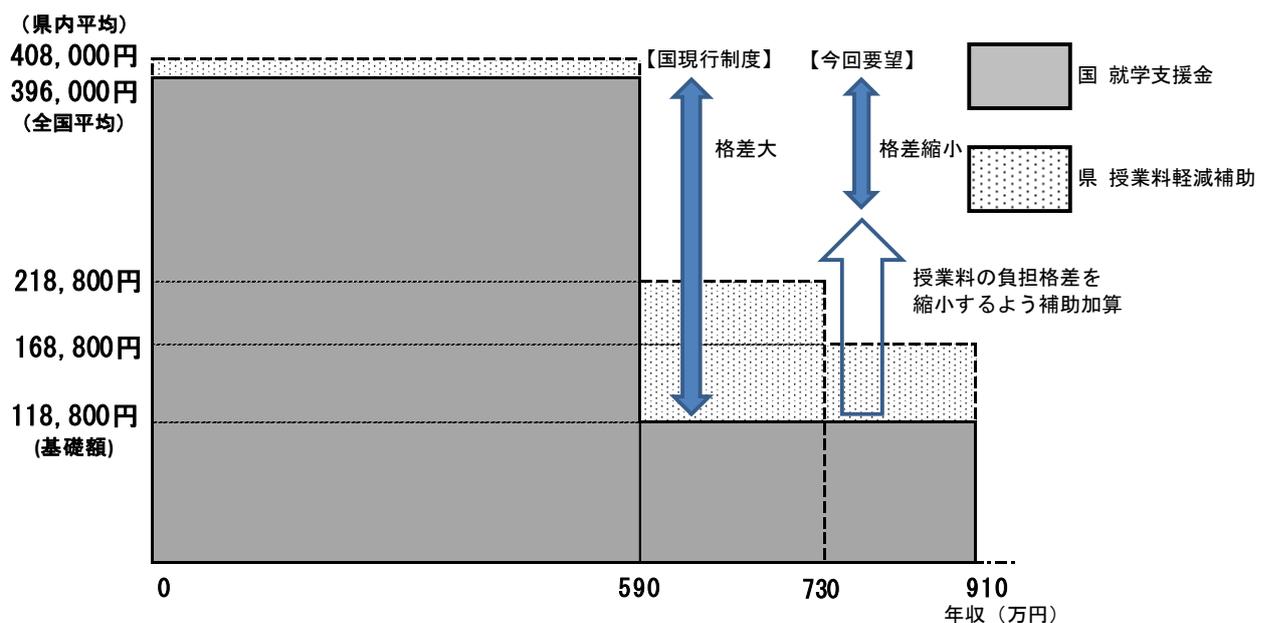
（入学金に対する支援）

- 新・入学金についても、公私で負担格差が大きいため、高等教育の無償化と同様、支援対象とすること。

【入学金】

国立高校：56,400円、公立高校：5,650円、私立高校：約231,827円

<国の就学支援金制度及び授業料軽減補助>



イ 県等が行う修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度の創設

- ・県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度に関する利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること

ウ 減免に関する全国統一基準の設定

- ・ 経済的理由による授業料の減免について、高等学校等就学支援金制度の枠組みの中で全国統一基準を設定し、必要な財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 保護者の失職・倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者に対する支援について、国は、各都道府県が行う家計急変世帯支援事業費の1/2を補助している。
- ・ しかし、各都道府県が行う家計急変支援事業における所得基準は独自の減免基準を設定し運用できるため、国庫補助に不均衡が生じている。

【近隣府県における家計急変等への授業料免除基準（4人世帯の場合の目安）】

区分	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	本県
保護者年収	350万円未満	500万円未満	倒産・解雇・廃業による失職	240万円未満	210万円未満	450万円未満

エ 支給事務の円滑化

i) 新入生の受給資格認定申請の手続きの簡素化

- ・ 新入生の受給資格認定申請について、前年の所得が確定する6月時点で4月～6月分を遡及して当該年度分(4月～翌年6月分)の支給を決定できるよう制度を改正すること(現行：4月に前々年の所得で申請、7月に再度前年所得で申請と2回手続きが必要)

ii) 高等学校等就学支援金事業等に関する業務の政令市への移譲

- ・ 市立学校の高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費の支給決定事務等について、学校設置者である政令市が実施するよう法整備すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、都道府県が補助者となっているが、各学校で申請書を取りまとめているため、都道府県と市立学校で書類の確認事務が重複し、申請から給付まで時間がかかっている。
- ・ 県費負担教職員制度の見直しに伴い、給付負担の決定権限等が政令市に移譲されたことから、政令市立の学校については、学校設置者である政令市が実施すべきである。
- ・ 条例による事務処理特例制度の活用により業務の移譲は可能との見解であるが、法整備により、政令市が実施主体となるべきである。

iii) マイナンバー情報連携の円滑な実施のための措置

- ・ 特別支援教育就学奨励費及び高等学校等就学支援金事務におけるマイナンバー情報連携において、円滑な実施のための適切な改善措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 所得未申告者(特別支援教育就学奨励費の申請全体の3割)について、市町村窓口での所得ゼロ申告の情報登録時期及び情報反映状況の日次処理と月次処理が混在し、統一的な事務処理が行えない。
- ・ DV被害者等について、システム上での情報連携不可の市町村があり、情報連携が行えない者への対応が個別に必要となることから、全国的に統一した対応マニュアルによる運用が必要。

iv) 高等学校等就学支援金事務費交付金の予算措置

- ・ 高等学校等就学支援金事務費について、適切な時期に計画的な執行ができるよう地方公共団体に配慮した予算措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 令和元年度の高等学校等就学支援金事務費交付金について、年度末の単価変更や単価算定誤りによる再変更など、都道府県の事務に大きな混乱を招いた。

② 高校生等奨学給付金制度（授業料以外の教育費支援）の充実

ア 全額国庫負担化

- ・ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、他の教育予算を削減することなく、年収要件を拡充するとともに、全額国庫負担とすること

【国制度の問題点】

- ・ 年収約270万円未満である非課税世帯が対象要件であるが、支給対象外世帯が、対象世帯と年収に大きな差がない場合についても支援できるように要件の拡充が必要である。

【「高校生等奨学給付金」の概要】

補助率	国庫1/3
補助対象	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費等
年収要件	生活保護受給世帯、非課税世帯（年収約270万円未満）

イ 国による事務費の負担

- ・ 高校生等奨学給付金の支給に関する事務費を措置すること

ウ 税源移譲に伴う判定基準変更の見直し

- ・ 県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲に伴い、平成30年7月から変更となった高校生等奨学給付金の判定基準について、税計算上の端数処理の関係で支給対象外となることに対する救済策を講じること

【国制度の問題点】

- ・ 指定都市への税源移譲への対応として、高校生等奨学給付金の判定基準が、平成30年7月から、市町村民税所得割額から道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算に変更された。
- ・ 指定都市において、課税所得金額が同額にも関わらず、非課税から課税となる世帯が生じ、生活保護及び非課税世帯を対象の本制度において、保護者等の居住地により課税世帯となり支給対象外となる事例が生じるため、指定都市の判定基準を従来どおりとするなどの措置が必要である。

【指定都市において新たに課税世帯となる場合の例示】

変更前	所得金額3,000円×6%（市町村民税率）－調整控除（3,000円×3%）＝90円→0円
変更後	①県民税：課税所得金額3,000円×2%－調整控除（3,000円×1%）＝30円→0円 （指定都市以外：税率4% 調整控除 2% 60円→0円）
	②市民税：課税所得金額3,000円×8%－調整控除（3,000円×4%）＝120円→100円 （指定都市以外：税率6% 調整控除 3% 90円→0円）
	①+②>0円のため、支給対象外（指定都市以外の場合は①+②=0円となり支給対象）

エ 高校生等奨学給付金事務処理システムの導入

- 新**・マイナンバー情報連携の実施や支給情報の正確な管理が可能となる高校生等奨学給付金支給のための事務処理システムを国主導で導入すること

【提案の背景】

- ・ 令和2年度より、家計急変世帯への支援が拡充され、支給者数が増加し、更なる事務負担が生じているにもかかわらず、事務費の措置がなされていない。
- ・ 今回の見直しに伴い、これまでの年額を一括支給していた扱いから、申請時期に応じた分割支給を行う必要が生じ、支給実績の管理が複雑化している。

③ 貸与型奨学金事業の充実

ア 貸付原資の不足額を補填する交付金の創設

- ・ 高校生向けの貸与型奨学金事業について、返還猶予や返済滞納等によって生じる貸付原資の不足額を補填する交付金を創設すること

【提案の背景】

- ・ 平成26年から財源措置としての交付金が廃止されたが、実施状況を踏まえて今後も貸与型奨学金制度を円滑に運営できるよう、国の財源措置が必要である。

【貸与型奨学金に対する財源措置】

- ・ 平成17年度から、全国で総額2千億円に達するまで(独)日本学生支援機構から交付されていたが、平成26年度に当該額に達したため廃止。それ以降の財源措置はない。
- ・ 償還金を原資として新たな貸与を実施するよう制度設計されたが、返済猶予や滞納等により貸付原資に不足が生じており、不足分は一般財源で補填している。

イ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度の創設

- ・ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 通学交通費貸与の所得制限により、結果として負担に逆転現象が生じている。
- ・ 生徒の通学交通費の負担額が大きすぎる。
- ・ 独自に所得要件なしに交通費の補助を実施している市町の財政的な負担が大きくなっている。

【本県が実施している「高等学校奨学資金における通学交通費の貸与」の概要】

対象者	奨学資金貸与者（4人世帯の場合約680万円以下等の所得要件あり）のうち1ヶ月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上の生徒
貸与額	月額5,000～45,000円 ※通学区域再編後のH27.4月入学生から上限を拡大（上限40,000→45,000）
実績	H30公立分：29名

ウ 公益財団法人によるマイナンバー独自利用の対象化

- ・ 日本育英会から事務移管された奨学金事業を、県が当該事業のために設立した公益財団法人に委託して実施する場合、県と同様マイナンバーの独自利用を可能とすること

【奨学金事務に関してマイナンバーが利用可能な場合】

- ・ (独)日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施する貸与事務は、マイナンバーを利用でき、旧日本育英会から都道府県へ移管された貸与事務も、都道府県が直接実施する場合は利用できる。

④ 遠距離通学の児童・生徒に対する支援の充実

- ・ へき地児童生徒援助費等補助金について、市町の財政運営に支障が生じないように、所要額を満額措置すること

【提案の背景】

- ・ へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費は、平成30年度において補助額が一部圧縮される市町があった。学校の統廃合により、遠距離通学をせざるを得ない児童が多いことから、通学市町の学校運営予算の圧迫を回避するためにも、100%交付は必須である。

【「へき地児童生徒援助費等補助金」の概要】

趣旨	学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のためのスクールバス運行を支援
補助率	予算の範囲内もしくは事業費の1/2

⑤ 海外留学を支援する奨学金制度の拡充

- 海外留学を促進する国の目標を達成するため、意欲ある高校生の海外留学を支援する奨学金制度の対象人数及び給付額を拡充すること

【提案の背景】

- 国は2014年から官民協働による海外留学支援制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」を実施しているが、長期留学支援の対象人数が少ない。

【トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム 長期】

区 分	アカデミック（ロング）
対象人数	20人
給付額	北米1年間 ¥2,000,000 程度 ※奨学金家計基準を満たす生徒の場合

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

- 国の国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金は短期留学のみが対象（しかも、給付額や対象人数が減少している）で、長期留学は県が独自に支援している。

【国際文化交流促進費補助金（短期留学）の推移】

年 度	H29	H30	R1	R2
給付額	6万円	6万円	5.7万円	6万円
対象人数	210人	131人	185人	※

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者はなし

【本県が実施している「高校生に対する留学支援制度」の概要】

対 象 者	県内高校生（所得制限なし）	県内高校生（所得制限あり）
期 間	長期（原則1年間）	短期（7日～）
給付額	30万円	上限30万円
対象人数	15人（H30実績）	40人（R2新規事業）

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者なし

⑥ 特別支援教育就学奨励費における定額支給の導入

- 特別支援教育就学奨励費負担金・補助金について、早期の経費支弁により保護者等の経済的負担の軽減を図るため、奨学給付金と同様に定額支給（現行は実費支給）とすること

【提案の背景】

- 現行の特別支援教育就学奨励費負担金・補助金は実費支給となっており、保護者からの領収書提出後に支給するため、一時的に経費の保護者負担が生じている。

【特別支援教育就学奨励費の概要】

趣 旨	障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助
対象経費	通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費 など
H30補助実績	1人あたり平均10万円程度

⑦ 高等学校等専攻科生徒への修学支援の充実

- 令和2年度に創設された高等学校等の専攻科生徒への修学支援制度について、就学支援金の水準を踏まえ、以下のとおり所得基準を緩和するとともに、全額国庫負担とすること
 - 年収910万円未満の世帯の支給額：118,800円（授業料の負担なし）
 - 年収910万円以上の世帯の支給額：なし（授業料の全額を負担）

【提案の背景】

- ・専攻科生徒への修学支援は、高等教育の修学支援制度の対象となる学生等との公平性の観点から、就学支援金より年収要件が厳しく、また、地方負担も求められている。
- ・しかし、高等学校等に在籍し、本科の生徒と同じ規定に基づき費用負担が定められていることから、就学支援金の制度に準拠すべきである。

【高等学校等就学支援金との比較】

区分	高等学校等専攻科生徒への修学支援	高等学校等就学支援金
年収要件及び支給額・保護者負担額(年額)	【支給額(年額)】 ・住民税非課税世帯(世帯年収270万円未満程度) : 118,800円 ・住民税非課税に準ずる世帯(世帯年収270~380万円未満程度) : 59,400円	【保護者負担額(年額)】 <公立高等学校(全日制)> ・年収910万円未満 : 0(就学支援金) ・ // 以上 : 118,800円
負担割合	国1/2、県1/2	国10/10

⑧ 大学生等に対する奨学金の充実**ア 低所得世帯に対する高等教育の負担軽減策の充実**

- ・給付型奨学金の対象経費のうち、実験実習費など授業料以外の学校納付金については、修学に必要な経費であることから、国公立大学生も支援対象とすること

【高等教育の無償化の概要】 ※ 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象

① 授業料等の免除

授業料 減免額	国立大学：約54万円(省令で規定される標準額) 公立大学：約54万円(国立大学の授業料を上限) 私立大学：約70万円(国立大学の授業料+(私立大学の平均授業料-国立大学の授業料)×1/2を上限)
入学金 減免額	国立大学：28万円(省令で規定される標準額) 公立大学：約28万円(国立大学の入学金を上限) 私立大学：約26万円(私立大学の入学金の平均額を上限)

② 給付型奨学金

給付額	学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう支給 国立大学：自宅生：約35万円、自宅外生：約80万円 公立大学：自宅生：約35万円、自宅外生：約80万円 私立大学：自宅生：約46万円、自宅外生：約91万円
-----	---

※ 支援の谷間が生じないように、授業料減免及び給付型奨学金について、住民税非課税世帯に準じる年収300万円未満の世帯は2/3の額、年収300万円から380万円未満の世帯は1/3の額を支援する。

イ 貸与型奨学金の充実

- ・貸与型奨学金について、所得連動返還型奨学金制度の利用状況等も踏まえながら、社会の諸情勢の変化に応じて不断の見直しを行い、充実すること

【国制度の問題点】

- ・貸与型奨学金の所得連動返還型奨学金制度は、平成29年度以降の新規貸与者が対象となっている新しい制度であるため、利便性を高めていくためには、利用状況や効果等の検証を行い、社会の諸情勢の変化に応じて制度の見直しを行っていく必要がある。

ウ 地方自治体の修学支援新制度事務費への補助の延長

- ・制度開始の令和2年度までの2年間措置されている私立専門学校への修学支援新制度に係る事務処理体制の構築に要する費用の国費補助について、当該制度が安定的に運用されるまで当面の間、補助を継続すること。

(5) 特別支援教育の充実

【文科】

① インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備に伴う財政支援制度の創設

- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備について、高等学校も補助対象にすること

【国制度の問題点】

- ・ 国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、施設は構造の改善等の環境整備に努めなければならないとされているが、それに伴う高等学校への財政支援策が講じられていない。
- ・ 未整備による合理的配慮の不提供は、障害差別にあたるとされている。

【インクルーシブ教育システムの構築に必要なこと】

- ・ エレベータ、トイレの手すり、点字ブロック、スロープ等環境整備と文字の読み書きが困難な方の読み上げソフト、イラストを用いた具体的な指示等
- ・ 校種が変わっても同様の教育を受けることができる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校を用意しておくこと（連続性のある「多様な学びの場」の用意）

② 学習環境の整備に対する支援の充実

ア 政令市や中核市等における特別支援学校の設置の促進

- ・ 子どもにふさわしい教育を地域で責任を持って行う観点から、補助制度の充実を含めた特別支援学校設置のあり方を検討すること

【国制度の問題点】

- ・ 都道府県から政令市・中核市への権限移譲等が進む中、特別支援教育における県と市町の役割分担が旧態依然のまま不明確である。
- ・ 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加しており、政令市や中核市等における特別支援学校の設置が促進される。

イ 教室不足を解消する補助制度の充実

- ・ 新增築や大規模改修の補助率や補助単価を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに対応できる施設整備を行うには、自立活動や職業教育等の充実のための特別な施設設置が必要であるが、特別支援学校建物の新增築及び大規模改修に対する補助制度は義務教育諸学校と同等となっており不十分である。

【国の補助制度の概要】

- ・ 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)における教室不足解消を目的

区 分	新增築	改築、大規模改造
補助対象	学校家具、備品は対象外	面積の増減を伴わないものが対象
補助率	1/2	1/3
補助単価	189千円 (参考) 西神戸高等特支 (H28.3建築)	単価238千円

③ 障害の特性に応じた支援の充実

ア 高等学校における通級指導導入への支援の充実

i) 小・中学校からの指導の連続性が確保できる制度設計

- ・ 高等学校における通級指導の推進に当たり、小・中学校からの指導の連続性が確保できるよう、指導を担当する加配教員の配置基準を明確に示すこと

【提案の背景】

- ・ 平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されたが、小・中学校までの教育的支援を引き継ぐ切れ目ない指導体制を構築するためには、小・中学校で通級による指導を受けてきた生徒が高等学校でも引き続き指導を受けられるような制度設計が必要である。

ii) 教室環境の整備に対する財政支援制度の創設

- ・ 空調等の教室環境の整備に対する財政支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 高等学校における通級による指導のためのタブレット端末や書画カメラ等の教材・教具については、地方交付税措置が新設されたが、通級指導教室を設けるに当たっての教室の空調等環境の整備に対する措置が講じられていない。

イ 特別支援教育支援員の配置への支援の充実

- ・ 特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること

【提案の背景】

- ・ 発達障害等の特別な教育的支援を要する児童生徒が増加している中、児童生徒の個々の状況に応じた個別のかつ弾力的な指導体制と支援の充実が必要である。

【特別支援教育支援員の配置数の推移】 ※令和2年5月1日現在

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援教育支援員数	1,803	1,888	1,958	2,051	2,121	2,316	2,427

【支援を要する児童生徒の推移】

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援学校在籍	5,294	5,438	5,456	5,622	5,699	5,798	5,918
特別支援学級在籍	6,963	7,344	7,924	8,636	9,283	9,999	10,817
通級による指導	1,934	2,175	2,419	2,675	2,956	3,312	3,604

ウ 看護師配置に要する予算確保

- ・ たんの吸引等の医療的ケアを担う看護師配置に要する経費への補助について、必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 看護師配置に伴う経費は教育支援体制整備事業費補助金の対象で、経費の1/3が国から補助されるものの、特別支援学校だけでなく、幼・小・中・高等学校への医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の就学が増加していることに対応するため市町での看護師配置に伴う経費負担が増加している。

【看護師配置に伴う経費の措置状況】

区 分	H29	H30	R1	R2
市町立学校園で医療的ケアが必要な幼児児童生徒数	269	340	390	399
看護師配置人数(補助金充当人数)	110(110)	110(110)	117(117)	145(145)

(6) 教職員の働き方改革の推進

【文科】

① スクール・サポート・スタッフの配置の充実

- ・ スクール・サポート・スタッフの配置について、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、一層の充実を図ること
- ・ 補助率を拡充すること (1/3→10/10)

【提案の背景】

- ・ 社会の価値観の変化や地域・家庭の教育力の低下により、学校課題が一層複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは解決が困難な課題が増大している。
- ・ 本県においても、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、平成29年には「教職員の勤務時間適正化推進プラン」を策定し、学校・市町教委・県教委連携の上、具体的な取組目標を定め業務改善等を推進している。
- ・ 文部科学省による緊急対策が公表された(H31.3.18)が、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政的支援が不可欠である。

【スクール・サポート・スタッフの概要】

役割	必要性や課題	本県の状況(R1)
授業準備・外部対応・会議準備など教職員(教頭含む)以外でも従事可能な業務を分担し、超過勤務の縮減を図る	教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家や地域人材と連携・協働する新しい学校観への転換が求められており、市町教育委員会及び県立学校からは配置拡大の要望がある。	市町立：全市町へ各1名配置(計40名) 〔目標〕 希望する全公立学校に1名を配置

【県立学校業務支援員配置事業の概要(R1～)】

業務内容	・ 情報整理(各種調査に関するデータ入力等の補助) ・ 文書作成(関係機関への文書作成・整理) ・ 外部対応(電話対応、来訪者取次)
勤務時間	3時間×3日/週
配置人数	152名(全県立学校(全日制)：126校、全県立特別支援学校：26校に各1名)

② 部活動への支援の充実

ア 中学校部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

- ・ 補助率を拡充すること (1/3→10/10)
- ・ 部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

イ 高等学校部活動指導員の配置等に対する支援制度の創設

- ・ 高等学校の部活動指導員配置等に対する地方財政措置を拡充すること
- ・ 部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来し、負担を感じている教員が多数いる。(H28勤務時間実態調査：中学40.1%、高校31.8%)

【専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部の状況】(平成29年度部活動実態調査)

区分	専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校数			学校数	専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校の割合		
	運動部	文化部	計		運動部	文化部	計
高等学校	114校	76校	125校	147校	77.6%	51.7%	85.0%

[中学校における部活動指導員の配置] R2当初：11億円（R1当初：10億円）	
概要	適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援 [10, 200人]
実施主体	学校設置者（主に市町村）
補助率	国 1 / 3
[本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要]	
概要	専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施
配置等先	県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的指導力を有する部活動指導員の配置 [55人(指導回数84回/年)] ・運動部活動専門家会議の開催 ・指導力向上研修会（対象：専門的な技術指導ができない運動部顧問等）

ウ 休日の部活動の段階的な地域移行に対する支援制度の創設

- 新**・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づいた休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、拠点校（地域）を設置し実施する実践研究について必要な予算措置を講じること

【提案の背景】

- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針において、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行の円滑な実施に向け、各都道府県に拠点校（地域）を設置することとなっている。拠点校の部活動の運営を委託された団体には、設置にかかる初期費用や運営に必要な事務費及び人件費等が必要となる。

(7) 学校施設の環境改善

【文科、スポーツ】

① 老朽化対策に要する地方負担の軽減措置の充実

- ・老朽化対策のための設備更新や改修・改築に要する地方負担分に対する軽減措置を充実すること

【提案の背景】

- ・昭和50年代半ばまでの児童生徒急増期に多く建設された学校施設の老朽化が深刻化し、内外壁のひび割れ、屋上防水シートの劣化、トイレ等水回りや電気系統の老朽化など安全面・機能面で不具合が発生している。

② 学校施設の整備に必要な財源の当初予算での確保

- ・空調整備、安全対策、トイレ改修、給食施設整備などを計画的に進められるよう必要な財源を当初予算で確保するとともに、適切な時期に交付決定を行うこと

【提案の背景】

- ・各市町は、域内の学校施設について複数年計画により順次、整備を実施すること、また、学校運営への配慮から夏休みなどの長期休暇中の工事を計画していることから、時期の不確定な交付決定では長期的、短期的な整備計画に大きな支障を来す。

【近年の国の予算の措置状況】

R2	当初：1,165億円（うち470億円は「臨時・特別の措置」）／補正：57億円
R1	当初：1,608億円（うち941億円は「臨時・特別の措置」）／補正：606億円
H30	当初：682億円／補正：1,357億円（補正のうち985億円はプロカ塀・冷房設備対応臨時特例交付金）
H29	当初：690億円／補正：662億円

※ 事業主体は学校設置者である市町であり、県としては法定受託事務として市町への交付事務及び指導助言を行っている。

③ 学校プール・給食施設の改修の補助対象化

- 学校プール・給食施設の老朽化対策として行う改修を補助対象とすること

【提案の背景】

- 現行の補助事業では、学校プール・給食施設の耐震改修や改築は補助対象となっているが、耐震を伴わない改修は対象となっていない。
- 給食施設については、施設の老朽化のため「学校給食衛生管理基準」に適合しない施設設備で学校給食を実施している給食施設が多くみられる。そのため、施設の老朽化による施設設備の改修費に関する地方公共団体の財政負担が大きくなっている。

④ 空調設置に対する地方負担軽減

- 特別教室や体育館を含む全ての学校施設の空調整備を計画的に進められるよう、補助単価や補助率を引き上げること
- 多様な整備手法が選択できるよう、補助対象となっていないリース方式による空調導入に対して、地方交付税措置をはじめとした地方負担の軽減に関する対応を検討、実施すること

【提案の背景】

- ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金はH30年度補正予算限りとされたが、優先された普通教室のほか、特別教室や体育館の空調設置を推進するためには交付金制度の拡充が必要である。
- H30年度補正予算を活用した市町は更新時に多額の費用負担が一時期に集中するため、リース方式による空調導入・更新についても、支援する必要がある。

⑤ 高等学校等の改築等の補助対象化

- 学校施設環境改善交付金について、高等学校等も対象とすること

【提案の背景】

- 国と地方（県）との役割分担を理由に高等学校等は対象外になっているが、子ども達の安全の確保や学習環境の向上を早急に図るためには国の支援が不可欠である。

【学校施設環境交付金の概要】

- 交付対象：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、幼稚園

区分	内容	算定割合
改築	危険改築、不適格改築	1/3
大規模改造	老朽対策、トイレ改修、空調設置、障害児等対策	1/3

主⑥ 補助単価の引上げ

- 学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

[県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和元年度実績）]

補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
189,300円/㎡	235,400円/㎡	△46,100円/㎡(△19.6%)

◆ 工事単価と補助単価の約10年間における伸び率の比較

- 工事単価は、約1.5倍の伸び（※1）
- 補助単価は、約1.3～1.4倍（※2）の引き上げにとどまっている。

※1 建築着工統計（国交省）による工事単価の推移（全国）（単位：円/㎡）

区分	2010年 (H22)	2014年 (H26)	2019年 (R1)	増加比率 (H22→R1)
学校の校舎	203,354	238,798	296,843	146%

約1.5倍

※2 補助単価の増加状況

（単位：円）

	区分	2010年 (H22)	2020年 (R2)	増加比率 (H22→R2)	備考 (補助単価)
公立小中学校 (兵庫県)	校舎	147,600	201,400	136%	㎡あたり単価
	体育館	173,100	222,300	128%	

⑦ 産業教育設備の充実

- 新・令和4年度から実施される新高等学校学習指導要領には、社会や産業の構造変化を踏まえ、職業教育の充実を図ることが明記された。

新高等学校学習指導要領の実施に向け、職業学科及び総合学科の産業教育設備の整備が進められるよう、施設・設備の改善・充実・更新に対する必要な財政支援を行うこと。

【提案の背景】

- 新高等学校学習指導要領では、Society5.0に対応できる人材育成が求められ、①各職業分野について体系的・系統的に理解させるとともに、関連させる技術の習得、②各職業分野に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力の育成、③職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会に主体的かつ協働的に取り組む態度の育成を目指している。
- これを受け、実験・実習の環境整備として、計画的な施設・設備の改善・充実・更新が求められているため、国の責任において、必要な地方財政措置等を講じるべきである。

(8) 修学環境の充実

【文科】

① 中等教育学校の後期課程における施設整備に対する支援の拡充

- ・ 中高合同の授業や行事等に必要な施設整備に対する支援について、前期課程と同様に後期課程の校舎等も対象とすること

【中等教育学校の施設整備に対する支援】

- ・ 前期課程(中学校に相当)における校舎等の施設整備に対する支援 ※後期課程(高等学校に相当)は補助制度なし

区分	内容
新增築	1/2(公立学校施設整備費負担金)
改築	1/3(学校施設環境改善交付金)

② 小規模な小中学校の存続に向けた支援の拡充

- ・ 小規模な小中学校について、極めて小規模となる場合以外は、地域住民の合意の下に存続できるよう、支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 小中学校は地域のコミュニティ拠点として重要な役割を果たしており、標準的な学校規模や適正配置の目安を示して一律的・機械的に統合を進めることは、地域活性化の動きに逆行する。

【本県の「過小規模校への支援」の概要】

- ・ 過小規模校に対し、国の標準を上回る教職員を配置

小学校学級数	国標準	県基準
1～2学級	学級数と同人数	学級数+1人
3～5学級	学級数+1人	学級数+2人

③ 夜間中学の新設に関する支援

- ・ 市町の夜間中学設置を促進するため、設置費用や開設後の維持管理費に対する新たな財政支援制度を創設すること
- ・ 夜間中学については本校・分校に関わらず、事務職員、養護教諭が配置されるよう義務標準法改正を行うこと

【提案の背景】

- ・ 夜間中学が中学校としての教育を十分に果たすには、中学校の設置者であり、安定的な運営や教員の確保、通学の利便性の確保等が可能な、身近な市町による設置の促進が望ましい。
- ・ 今後、出入国管理法改正(H31.4)による外国人労働者とその家族等の増加や、教育機会確保法(H28施行)により既卒者で十分な教育が受けられなかった者(不登校等)が対象化されるなど、高まるニーズに対応するため、市町の夜間中学の設置を促進する支援の充実が必要である。
- ・ 夜間中学の教員は本校・分校に関わらず法定上措置されるが、事務職員、養護教諭については本校のみが措置される。生徒の安全面を考えると分校にも養護教諭を法定上措置すべきであり、事務職員についても、経理等の事務処理は本校と区分して行うため、法定上措置すべきである。

【夜間中学新設準備・運営補助(文部科学省 令和2年度概算要求)】

対象経費	夜間中学新設準備に伴うコーディネーターの雇用、ニーズ調査、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費
補助率	1/3
要求額	90,000千円(5,000千円×18カ所)

④ 学校における感染症防止対策に関する支援

- 新**・衛生管理の徹底・改善を行うための設備整備や消耗品購入等にかかる費用について、引き続き必要な財政支援を行うこと

(9) 私立学校教育の充実

【文科】

① 私立高等学校等経常費助成費補助金の充実

ア 当初予算どおりの交付

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金について、予算の総額を確保し、当初示した予算単価及び補助率どおり交付すること

【国制度の問題点】

- ・ 本県では、国の予算単価及び補助率に基づき予算措置を行った上で私立高等学校等への補助金を交付しているが、最終的な国の交付額について、過去に大幅に減額されたことがあり、県の負担増となったことがあった。

イ 幼稚園等特別支援教育経費の充実

i) 補助対象の拡大

- ・ 幼稚園等特別支援教育経費について、障害児1人以上（現行：2人以上）に補助対象を拡大し、国庫補助単価を引き上げること。また、障害児の預かり保育を実施する園には、人件費等の必要な財源措置を行うこと。

【国制度の問題点】

- ・ 発達障害児は年々増加し、園においてきめ細やかな対応が求められる中、障害児1人の園は国庫補助対象外であり、県が独自に補助している状況で県の負担である。また、国庫補助単価が実際に必要な人件費等と比較して低いため、その差が園の負担となっている。国庫補助単価は地方交付税措置がなされている障害児保育の交付税単価と比べても著しく低い。
- ・ 県では保護者のニーズに対応するため、障害児の預かり保育を実施する園には県が独自に補助しているが、今後、ニーズが高まることが想定され、国としての措置が必要と考える。

- ・ 幼稚園等特別支援教育経費について、障害児1人以上（現行：2人以上）に補助対象を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・ 発達障害児は年々増加し、園においてきめ細やかな対応が求められる中、障害児1人の園は国庫補助対象外であり、県が独自に補助している状況であるが、2名以上の園と補助単価が異なる。

ii) 予算の確保

- ・ 交付要綱に定める補助率どおりに補助金を交付すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成21年度以降、国庫補助申請額に圧縮率を乗じた額で交付決定され、差額分を県が負担しており、県の負担増となっている。(H29～R1は圧縮なし)

② 私立高等学校等の施設整備費に対する補助の一層の充実

ア 予算の確保・充実

- ・ 私立高等学校等における耐震化の推進に加え、障害のある生徒等の円滑な校舎の利用のためのバリアフリー化等施設整備について、予算を確保・充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 令和元年度の補助要綱にバリアフリー化等施設整備の事業メニューがあるものの、近年の補助事業募集は耐震等安全対策が優先であり、募集事業が限られている。

イ 補助対象の拡充

- ・ 改修に加え増築工事を補助対象とするなど補助制度を拡充すること

③ 私立学校建物其他災害復旧費補助事業の適用要件の緩和

- ・ 「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」の適用要件を「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 激甚災害に指定されない台風や地震等不測の災害により被害を受けた場合でも、私立学校が早急に施設等の復旧を図る必要がある。
- ・ 平成30年度より私立学校に対する適用要件について一部緩和(局地激甚災害指定区域に立地していれば対象となった)されたものの、依然として公立学校施設とは適用要件や財政措置に差がある。

[公立学校施設災害復旧事業の対象災害]

①降雨	最大24時間雨量80mm以上、又は連続雨量が特に大である場合(3日間(72時間)雨量180mm以上)、又は時間雨量が特に大である場合(1時間雨量20mm以上)
②暴風	最大風速15m毎秒以上(10分間平均の風速)
③洪水、高潮、津波等	被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの
④その他	降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等

主① 専門職大学の設置運営に対する財政支援

- ・専門職大学は、高度かつ専門的な職業教育が求められることや、企業等における臨地実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること
- ・本県は、令和3年4月開学の芸術文化観光専門職大学の設立準備に取り組んでいるところであるが、公立の専門職大学の地方交付税措置に当たっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,776千円/人)とするなど、従来の区分とは異なる単位費用を創設すること

※「芸術文化観光専門職大学」(R2.10 大学設置認可、R3.4 開学、豊岡市に設置)

- ・芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成を目指し、キャンパス等建設中
- 卒業後の進路：旅行社・交通業・宿泊業、DMO、劇場等文化施設、地方公共団体など

【提案の背景】

- ・専門職大学においては、従来の大学と異なる次のような対応が必要であり、その運営には従来の大学に比べ多額の費用を要するところである。

専門職大学設置基準 (従来の大学設置基準と異なる主なもの)	従来の大学と異なる対応								
<ul style="list-style-type: none"> ・同時に授業を行う学生数は原則 40 人以下 ※看護師等学校養成所指定規則 (保健系大学) 「同時に授業を行う学生数は原則40人以下」 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数による授業ができないため、多くの少数授業を担当する教員の配置が必要 								
<ul style="list-style-type: none"> ・実習等による授業科目の 40 単位以上 (卒業単位の約 1/3) 修得が卒業要件。かつ、このうち企業等での臨地実務実習が 20 単位以上必要 ※看護師等学校養成所指定規則 (保健系大学) 「臨地実習が計 23 単位以上必要」 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置が必要 ・実習支援に関する事務が必要 <p>〈具体的な対応〉 実習支援センターの運営、実習計画の立案、実習時の巡回指導等進行管理、学生の事前学習・事後学習の実施 等</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ・展開科目 (職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成) の開講が必要 (20 単位以上の修得が卒業要件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の大学にはない展開科目に対応する教員の配置が必要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>従来の大学</th> <th>専門職大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td>基礎科目</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td>職業専門科目</td> </tr> <tr> <td>(対応科目なし)</td> <td>展開科目</td> </tr> </tbody> </table>	従来の大学	専門職大学	教養科目	基礎科目	専門科目	職業専門科目	(対応科目なし)	展開科目
従来の大学	専門職大学								
教養科目	基礎科目								
専門科目	職業専門科目								
(対応科目なし)	展開科目								
<ul style="list-style-type: none"> ・産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のための教育課程連携協議会の設置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学独自の教育課程連携協議会の開催及びこれを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要 <p>〈教育課程連携協議会の構成〉 教職員 2 名、教育関連団体関係者 4 名、地域関係者 8 名、実習等協力者 4 名 計 18 名</p>								

[公立大学の運営に要する地方交付税の算定 (単位費用×学生数)] ※R 元年度 (単位: 千円)

区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系
単位費用	3,762	2,214	1,553	1,776	212	435	692

2 多様な人材の活躍推進

(1) 働き方改革の推進

【厚労】

① 長時間労働是正に向けての施策の強化

- ・ 長時間労働の是正に向けて、以下のような働き方改革の施策を強化すること
 - 時間外労働の上限規制の円滑な導入
 - 勤務間インターバル制度の普及啓発
 - 違法な長時間労働防止のための労働基準監督署による監督指導の徹底
 - 長時間労働是正に対する助成の拡充

〔「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の概要〕

1 働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法）

国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定める。

2 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

・ 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

時間外労働の上限規制の導入（原則月45時間、年360時間）/一定日数の年次有給休暇の確実な取得/高度プロフェッショナル制度の創設/使用者による労働時間の把握の義務化 等

・ 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

・ 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

3 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働者派遣法等）

不合理な待遇差を解消するための規定の整備/労働者に対する待遇に関する説明義務の強化/行政による履行確保措置等の整備

主② 多様な働き方の導入促進

- ・ 勤務地限定正社員、短時間勤務、在宅勤務（テレワーク）など、多様な働き方の普及を促進する施策を強化すること

〔本県が実施している「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の概要〕

趣 旨	「ひょうご仕事と生活センター」を拠点として県内企業の取組を支援
取 組	①普及啓発・情報発信：情報誌の発行、フェスタの開催、「宣言→認定→表彰」の枠組みによる取組企業の量的拡大・質的向上、表彰企業の事例集発行等 ②相談・研修：ワンストップ相談、経営者等向け健康管理相談、企業の実状にあわせた専門家等派遣・研修等 ③実践に対する支援：中小企業育児・介護代替要員確保助成、仕事と生活の調和推進環境整備助成、中小企業育児・介護等離職者雇用助成
企業数	宣言企業 2,534社、認定企業 282社、表彰企業 127社 (R2.11.20現在)

- ・フリーランスのほか、ギグワーク(空いている時間を利用して単発の仕事を請け負う働き方)、副業など従来の雇用関係によらない新たな働き方やテレワーク、ワーケーションなど時間や場所の自由度を高める働き方を推進するため、労働法制や社会保障制度の整備、新たな助成制度の創設などの環境整備に取り組むこと(再掲)

【複数就業者に対する国制度の問題点】

① 労災保険給付

労働不能や死亡により失われる稼得能力は、複数の事業所から支払われる賃金の合算分であるにもかかわらず、実際に労災保険から給付がなされ、稼得能力の補填がなされるのは一の事業所において支払われていた賃金に見合う部分に限定される。

② 雇用保険

同一の事業主のもとで、週所定労働時間 20 時間以上であれば雇用保険は適用されるが、20 時間未満であるときは、複数の雇用関係を合算して週所定労働時間が 20 時間以上となっても雇用保険は適用されない。

③ 社会保険(医療保険、年金保険)

複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

③ 非正規雇用労働者の処遇改善対策の充実

- ・非正規雇用労働者の正社員化を図るため、キャリアアップ助成金など各種施策の活用を推進すること
- ・中小企業に対して同一労働同一賃金について普及啓発を行うこと

【提案の背景】

- ・労働者が正規・非正規の区別なく、職務に応じた共通の待遇を受けることができるよう、各種手当や福利厚生等の均等待遇の確保など、同一労働同一賃金の早期実現が必要である。
- ・令和3年4月から中小企業にも同一労働同一賃金が適用されることから、県ではセミナーや個別支援により普及啓発を図っているが、広く制度周知が進んでおらず、各都道府県労働局による一層の制度周知が必要である。

④ 最低賃金の決定方法の見直しと制度の普及啓発

ア 地域別最低賃金の目安額に基づく決定方法の見直し

- ・各都道府県の状況に応じた最低賃金額を実現すること

【国制度の問題点】

- ・中央最低賃金審議会が都道府県を4つの「ランク(A~D)」(本県B)に分け、ランクごとの引上げ額(目安)のみを決定する方法となっている。
- ・東京都、神奈川県、大阪府、愛知県等はAランクであるが、同じ大都市圏を有する兵庫県(ほか京都府も)はBランクであり、隣接する大阪府との差が拡大する仕組みとなっている。

イ 最低賃金制度の普及啓発の拡充

- ・地域別最低賃金、特定の産業に設定されている特定最低賃金について、普及啓発を充実強化すること

【提案の背景】

- ・県は、全戸配布の広報誌やHPなどでPR、周知を行っているが、最低賃金制度の意義・役割の一層の周知には、県と兵庫労働局が連携して、広く県民に浸透するよう取り組む必要がある。
- ・国は全国共通ポスター等によるPRを行っているが、さらに十分な広報予算を確保し、様々な媒体の活用や、本省だけでなく各都道府県労働局でも積極的な広報活動を展開する必要がある。

(2) ふるさと就職の促進

【厚労、法務、文科、文化】

① ふるさと就職の促進

ア 地方採用枠の設定など経済団体等への地元就職促進制度導入の要請

- ・ 勤務地を一定地域に限定する正社員の地方採用枠の設定など、柔軟な採用制度の導入が普及するよう、経済団体への更なる働きかけや事業者への必要な支援を行うこと

イ 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実

- ・ 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年4月に厚生労働省から経済団体に対して、地域限定正社員制度の普及などを内容とする「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」が提出された。
- ・ 無利子奨学金(地方創生枠)は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。

【無利子奨学金(地方創生枠)の概要】

- ・ 地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名
- ・ 日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野(都道府県と地元産業界の合意により設定)の学位を取得しようとする学生に対して地方創生枠を創設

【本県が実施する「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要】

趣 旨	中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施
補助対象	本社が県内にある中小企業
支援対象者	次の要件を全て満たす者 ①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある ③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
支援期間	1人につき最長5年(就職5年目であれば1年間)
補助額等	1人当たり年間返済額の1/3を補助(1人当たり補助上限 年6万円)
R1実績	支援企業数：143社、支援対象者数：383名

ウ 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策への支援の充実

- ・ 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策に対する支援を充実すること

【本県が実施する「県内外大学と連携した就職支援」の概要】

- ・ 県内外大学と就職支援協定等を締結し、若年者の県内就職促進に向け大学と連携して就職を支援 ※ 協定締結大学：県内全37大学及び東洋大学、東京農業大学、中央大学、近畿大学

大学への県内就職支援補助事業	大学が行う学内での企業説明会や中小企業への訪問見学会等の実施を支援
大学と連携した県内企業見学会等実施事業	県内大学と連携し県内企業見学会、企業研究会・セミナーを実施
大学生「兵庫就活」促進事業	大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供(ガイドブックの配付)、研究活動の支援を実施

エ 大学卒業者の地域間移動の詳細な調査の実施

- ・ 県内大学卒業者の県内就職の促進に向けて施策対象とすべき地域の絞り込みを行うため、大学等を対象とした学校基本調査の項目に卒業後の就職に伴う居住地の移転先を追加するなど、国において大学卒業者の地域間移動を把握する調査を実施すること

オ 地方版ハローワークにおけるオンライン検索の利便性の向上

- ・ 国から地方版ハローワークに提供される求職者情報の項目に住所地を追加すること

【国制度の問題点】

- ・ ハローワーク求人・求職情報提供サービスで①希望する職種、②希望する就業形態、③希望勤務地などの求職者情報が提供されているが、現在の住所地に関する情報は含まれない。
- ・ 本県が東京に設置した地方版ハローワークからUJIターンを希望する首都圏在住の求職者に対して重点的に本県の求人情報、住宅情報等を発信したいが、求職者の住所地がわからないため、対象者を首都圏在住者に絞り込んだ情報発信を行えない。

② 若者の就職支援対策

ア エントリーシート方式の見直し

- ・ 個々の学生等との直接面接、対話を重視する採用のあり方を企業に広く啓発すること

【提案の背景】

- ・ 多くの企業が新卒採用に関して導入しているインターネットを通じたエントリー方式は、学生にとって応募機会が増える一方、大企業ばかりに応募が集中するとともにミスマッチが生じるという弊害もある。

イ 地域若者サポートステーションの委託契約期間の見直し

- ・ 地域若者サポートステーションが就職困難者に対するきめ細かな支援を継続的に実施できるよう、国との委託契約を単年度ではなく複数年度とすること

【提案の背景】

- ・ 長期無業者も含めた就職困難者等の地域若者サポートステーションの利用者は、単年度で就職につなげることは困難であり、継続的かつきめ細かな支援を必要とする。
- ・ 国において、一部を除いて単年度ごとに予算措置、委託先が決定されている現状では、中・長期的な支援計画が立てられず、受託団体の体制も安定しないことから、複数年度に見直す必要がある。

【本県と地域若者サポートステーションとが連携した取組】

- ニート就労支援ネットワーク会議(地域若者サポートステーションのほか、学識経験者、労使団体、労働局、関係市、県関係機関が参画し、情報交換や課題検討を実施)
- 地域若者サポートステーション等支援員を対象とするセミナー(県実施)
- 自立就職支援セミナー(本人、家族を対象とした親子のライフプラン、ビジネスマナーの習得 等)
- 民間企業での職場体験やボランティア体験等による就労支援

[県内設置市町] 神戸市、姫路市、西宮市、宝塚市、三田市、明石市(加古川市)、豊岡市

※ 各圏域1箇所、スタッフ3～8名。厚生労働省がNPOや一般社団法人等に委託して実施

(3) 女性活躍の推進

【厚労】

① 出産・育児後の就業継続を支援する施策の充実

- ・ 出産や育児等で一時的に職場を離れる職員の代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実すること

【提案の背景】

- ・ 約5割の女性が第1子出産を機に退職している。また、出産後も継続就業した女性の6割以上が短時間勤務などの育児との両立支援制度があることを就業継続に必要な条件に挙げている。
- ・ 育児休業等による代替要員の賃金補助などの経営者側の負担軽減策の充実は、経営者の両立支援への理解と育児休業・短時間勤務制度の利用を促進する効果が期待できる。

【本県が実施する「中小企業育児・介護代替要員の確保支援事業」の概要】

事業概要	代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成
対象	従業員総数 300人以下の企業 事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所
対象労働者	同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者等
支給額	代替要員の賃金の1/2（短時間勤務コースは短縮時間分のみ）
支給上限額	休業コース 月額10万円、総額100万円 短時間勤務コース（育児理由）月額2万5千円、養育する子が小学校3年生まで （介護理由）月額10万円、総額100万円
支給実績	H31実績 休業コース84人、短時間勤務コース9人 計93人

② 再就職を支援する施策の充実

- ・ 地方公共団体が行う女性の起業や再就職に向けたスキルアップ研修などの事業を支援する助成制度を創設すること
- ・ 求職者支援制度について、短時間就労を希望する者を対象とするなど、女性の再就職に向けた支援策を充実すること

【提案の背景】

- ・ 就業を希望している女性の非労働力人口は262万人にのぼる。特に本県は女性の就業率が45.2%と全国と比較しても低い(全国48.3%、45位)。
- ・ 再就職に必要な知識・スキルを得るための支援制度として求職者支援制度等があるが、女性に特化されたものではなく、短時間就労を希望する者が対象にならないなど、女性が利用しづらい。

【本県が実施する「ひょうご女性再就業応援プログラム」の主な実施事業】

女性就業いきいき応援事業	出産・育児などの理由で離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供
育児・介護等離職者再就職準備支援事業	育児、介護等を理由とする離職者が、再就職に必要な知識・スキルを得るため受講した教育訓練経費の一部を助成

③ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に向けての施策拡充

- ・ 女性向け企業説明会や就職面接会の開催など企業が積極的に女性の採用活動を行えるよう、男女の均等な雇用機会・待遇の確保の支障となる事情を改善するための措置に関する要件を緩和すること

【現行の要件】

- ・ 現在、過去の女性労働者に対する取扱い等が原因で男女間に格差が生じている場合にのみ、女性を有利に取り扱う措置（ポジティブアクション）を講じることができる。

(4) 高齢者の活躍推進

【厚労】

① 再就職支援施策の充実及び定年廃止に向けた検討

- ・ 高齢者の継続雇用施策、資格取得への支援など再就職支援施策を充実すること
- ・ 定年廃止に向けた検討を進めること

【提案の背景】

- ・ 現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいという意欲を持っている一方で、70歳以上働ける県内企業は25.5%（全国28.9%）に留まる。
- ・ 高年齢者雇用安定法は、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする改正が行われるが、少子高齢化の流れの中で就労を希望する高齢者の増加が見込まれることから、年齢にかかわらず働き続けることができる企業を増加させる必要がある。

【本県の「シニア世代就労支援窓口」の概要】

- ・ キャリアカウンセリング、短時間しごとの切出し、シニアインターンシップ
- ・ 企業に助言し、短時間しごとの切出し支援

【本県が実施する「高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」の概要】

趣 旨	コミュニティ・ビジネスの立ち上げに要する経費を補助することにより、高齢者の就業機会の創出を図る。
補助対象	ア 県内に活動拠点を置き、新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを始めるグループ、団体 イ 構成員が3人以上、うち55歳以上の者が2人以上であること（代表者は55歳以上に限る）
補 助 率	補助対象経費の1/2以内（上限100万円）

② シルバー人材センターへの財政支援の拡充

- ・ シルバー人材センターなどへの財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ シルバー人材センター関連予算は、事業仕分け前の金額に回復したが、人手不足が深刻化する中、高齢者の労働力に対する期待が高まり、多様な就労の場の拡大が求められている。

- 新**・ 令和5年10月に導入予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターには、特例により適用しないなど、センターの安定的な事業運営が可能となる措置をとること

【提案の背景】

- ・ インボイス制度の導入以後、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、税務署に登録した適格請求書発行事業者（課税事業者に限る）が交付する適格請求書等の保存が必要となる。
- ・ 現在、シルバー人材センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いた額を納めている。しかし、制度導入後は、会員が適格請求書発行事業者として登録、消費税の申告義務が生じることから、会員にとっては大きな負担となる。
- ・ 一方で、会員が適格請求書発行事業者として登録しなければ、シルバー人材センターは仕入税額控除を受けられず、税負担が増大する。

(5) 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた支援

【総務、法務、外務、厚労、文科、文化】

① 日本語や母語の習得等に向けた取組に対する支援の充実

ア 学校における外国人児童生徒等に対する支援の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援を充実すること
 - 少数在籍校を含む更なる加配措置の拡充
 - 日本語指導教材の充実
 - 日本語指導に対応できる教員の養成
 - 日本語指導や適応指導、通級による指導等に対する支援の充実（母語を話せる人材の確保、専門指導員の設置等）
- 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」は、支援の実態が把握しにくいいため、調査項目等の見直しや様式の改善を行うこと

【提案の背景】

- 日本語指導が必要な児童生徒等には「特別の教育課程」が編成できるが、本県では対象児童生徒が散在しており、少数在籍校まで十分な教員の配置ができていない。
(国の制度改正)
- | | |
|-----|---|
| H26 | 日本語が必要な生徒に「特別の教育課程」が編成できるよう制度改正 |
| H29 | 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員を、基礎定数(18人に1人)として新たに設定 |
- 日本語指導ができる専門性をもつ教員が少なく、多様な児童生徒へのきめ細かな対応が困難なことから、どの学校でも一定レベルの系統的・継続的な日本語指導ができる体制整備が必要である。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒等の現状】

区 分	児童生徒数	
	兵庫県	全国
平成26年度	980人	37,095人
平成28年度	1,214人	43,947人
平成30年度	1,307人	51,126人

【兵庫県公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別枠選抜の実施】

- 全日制高等学校で学ぶ意欲があるにもかかわらず、渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に特別枠選抜を実施している。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3校(9人)	3校(9人)	3校(9人)	5校(15人)

- 夜間中学に在籍する外国人生徒等に対して、母語が話せる専門人材配置等の制度充実を図ること

【国制度の問題点】

- 夜間中学は、日本人の義務教育未修了者の教育の場として制度化されたが、現行では、外国人の割合が高く、日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるなど、通常の中学校とは状況が大きく異なる。
- このような夜間中学の生徒に応じたきめ細かな指導を行うため、母語を話せる人材、専門指導員の設置等実情に則した制度の充実が必要である。

イ 日本語教室への支援継続と母語教室等への支援制度の創設

- 日本語習得が必要な在住外国人を対象とした日本語教室への支援を継続すること
- 外国人児童生徒に対する母語教室、母語による学習教室への支援制度を創設すること

【本県の取組】

- ・ 日常生活ですぐに役立つ日本語講座、基礎から学ぶ日本語講座の開催のほか、県内各地でNPOや市町国際交流協会等が行う外国人向け日本語教室、外国人児童生徒向け日本語・母語・教科学習支援事業に対して運営支援をしている。

② 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた各種制度の整備**ア 外国人就労の体制整備への支援**

- ・ 外国人就労のための労働環境の整備に加え、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

イ 外国人留学生の就職支援

- ・ 外国人留学生について、国による就職支援事業を大都市(東京、大阪、名古屋、福岡)に限らず各地域で実施すること

【国制度の問題点】

- ・ 国が実施している大都市を対象とした現在の就職支援事業では、県内の留学生が東京、大阪などへ流出し、県内中小企業への就職促進が進まない。

ウ 医療通訳制度の創設

- ・ 多言語による医療制度の情報提供や医療通訳者の派遣、遠隔通訳など、医療保険制度が適用され、医療機関が利用しやすく、効果的な医療通訳制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 診療時の言語や生活習慣等による制約を解消し、県内全域の外国人、医療機関が利用しやすい制度とするには、医療通訳の費用負担が軽減され、全国画一の制度とする必要がある。
- ・ 厚生労働省では「希少言語^{*}に対応した遠隔通訳制度」を導入しているが、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語といったニーズの高い言語には対応していない。
※タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語

【本県の取組】

- ・ 在留外国人を支援するNPOが、外国人患者と医療機関からの要請に基づき廉価で医療通訳者を派遣している。年々利用件数が増加している中では、人的・経済的に限界を迎えている。

エ 外国籍無年金者に対する救済措置の実施

- ・ 日本国籍を有していなかったため国民年金の受給権がない在日外国人(高齢者・障害者)の生活の安定を確保する救済措置を早期に実施すること

【国制度の問題点】

- ・ S57に国民年金法の国籍条項が撤廃され、外国人にも国民年金の加入が認められたが、特定の高齢者(T15.4.1以前生まれ)については、救済措置がとられず制度的無年金者となっている。
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律附則で、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後の検討結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされている。
- ・ 障害者制度改革において、「立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。」として方針決定しているものの、現時点で具体的な動きはない。
- ・ 国連人種差別撤廃委員会において、日本政府に対して法改正を求める勧告が出された(H30.8.30)。

【本県で実施している「無年金外国籍高齢者・障害者への福祉給付金の支給」の概要】

○高齢者福祉給付金 16,687円/月

対象者99人(令和2年4月1日時点) ※ 老齢福祉年金の1/2相当額を、市町を通じて支給

○障害者福祉給付金 40,713円/月

対象者 70人(令和2年4月1日時点) ※ 障害基礎年金1級の1/2相当額を、市町を通じて支給

オ 罰則等の見直し

- ・ 中長期間在留者の過度な負担となっている在留カードの常時携帯義務(罰則あり)を廃止すること
- ・ 在留カード等の更新や各種変更届出における罰則等を緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 住所地の変更遅れでは、出入国管理法の20万円以下の罰金及び住民基本台帳法の5万円以下の料とされ、複数罰を科せられる。一般県民と同様に住民基本台帳法による罰則まで緩和すべき。

VI 交流・環流の促進

1 交流人口の拡大

(1) 多様な国からの訪日観光客誘致対策 【観光】

① 国による先導的なプロモーションの実施

- ・ 訪日観光客の多い中国、韓国、台湾等のアジア諸国をはじめ、欧米や豪州等においても、国が主体となる先導的なプロモーションを実施すること

【提案の背景】

- ・ 訪日観光の更なる促進のため、地域が個別に行うプロモーションとともに、国において、WEB等の様々な媒体を活用した訪日グローバルキャンペーンの実施に併せた、地方への波及効果が期待できる先導的なプロモーションを継続的に実施する必要がある。

② 国によるファムトリップの実施

- ・ 訪日旅行に影響力を持つマスメディアを対象とするファムトリップ（招聘取材旅行）を国においても実施すること

【提案の背景】

- ・ 地域の魅力を効果的にPRし訪日観光客の拡大を図るため、各国の消費者に対して大きな影響力を持つ海外著名人や世界的メディア（TV局、旅行誌記者など）の招請など、地域が個別に行う取組だけでなく、国においても実施することによる、更なる情報発信が必要である。

(2) 広域観光圏の形成 【観光、文科、経産、環境】

① 関西広域連合における広域観光交流圏の形成

ア 「関西・美の伝説」の推進

- ・ 広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の推進主体となるDMO、地方公共団体等の取組に対する支援を充実すること

【提案の背景】

- ・ 関西エリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・ 国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。

イ 海外への積極的な情報発信

- ・ 観光庁の様々な事業を通じ、関西の魅力を海外へ積極的に情報発信すること

【提案の背景】

- ・ 海外からの誘客を促進するためには、地域の個別の取組だけでなく、国による訪日グローバルキャンペーンの実施等に併せた、関西の魅力PRの機会を確保することが必要である。

② 山陰海岸ジオパークの推進

広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の一角を占める「山陰海岸ジオパーク」について、ユネスコの正式プログラム化を契機に、国の窓口を設置し、京都府・兵庫県・鳥取県にわたる観光資源をネットワーク化した以下のような誘客促進対策を関係省庁の連携により支援すること

ア アクセスのための交通基盤の整備

- ・ 山陰近畿自動車道等の地方交通基盤を整備すること

イ クルーズツーリズムの促進

- ・クルーズツーリズムの促進に関する支援制度を創設すること

ウ 但馬ー羽田直行便の実現

- ・首都圏からの誘客のための但馬ー羽田直行便を実現すること

③ 瀬戸内海における広域観光交流圏の形成

ア 「せとうち・海の道」の推進

- ・広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の推進主体となるDMO、地方公共団体等の取組に対する支援を充実すること

イ クルーズツーリズムの促進策の実施

- ・船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、クルーズツーリズムの促進策を実施すること

【提案の背景】

- ・瀬戸内エリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となっていく、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。
- ・近年、クルーズツーリズムは注目を集めており、瀬戸内の観光振興のために更なる推進に取り組みたいが国の補助制度がない。

(3) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の推進

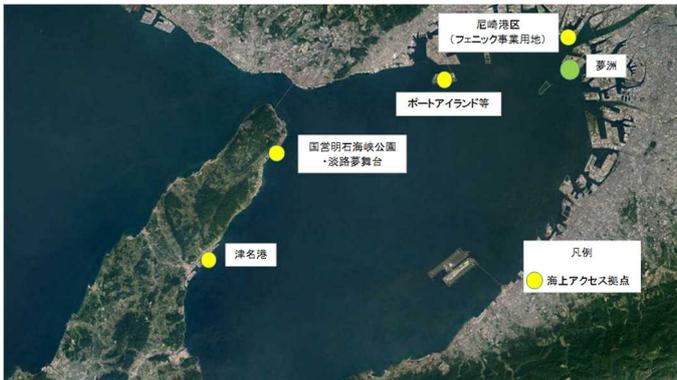
【経産、国交、観光】

① 万博会場と連携した取組への支援の検討

- ・期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（サテライト会場の設置、関連イベントの実施等）への支援を検討すること

② 兵庫県以西、四国等から万博会場へのアクセス強化

- ・兵庫県以西からのマイカー利用者のパーク&ライドを円滑に実施するため、以下について、2025年国際博覧会協会とともに検討すること
 - 陸上アクセス 駐車場周辺道路の混雑緩和措置
 - 海上アクセス 神戸（ポートアイランド等）、尼崎（フェニックス事業用地）、淡路島（国営明石海峡公園・淡路夢舞台、津名港）と会場を結ぶ海上アクセスルートの実現に向けた船着場の整備等



出典：国土地理院



【会場周辺地図】

③ 交通基盤の整備推進

ア 関西圏域の空港のさらなる活用

- ・ 新型コロナウイルス感染症による落ち込みから回復の兆しが見え始めた航空需要に対応する関西3空港をはじめ関西圏域に存在する空港の利活用を促進すること

イ 名神湾岸連絡線の新規事業化

- ・ 大阪湾ベイエリアと名神高速道路を結び、バス・物流車両等の速達性や定時性を確保し、阪神高速3号神戸線等の渋滞緩和を図るとともに、関西3空港間のアクセス時間短縮に資する重要な路線である名神湾岸連絡線を新規事業化すること

【提案の背景】

- ・ 大阪・関西万博は、関西及び本県のみならず、日本全体にとっても大きな経済効果や知名度向上が期待できる。

【2025年大阪・関西万博の概要】

テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン [サブテーマ] - 多様で心身ともに健康な生き方 - 持続可能な社会・経済システム
開催場所	大阪府大阪市此花区夢洲
開催期間	令和7(2025)年5月3日～11月3日(185日間)
入場者数	約2,800万人を想定
経済波及効果	2.0兆円 ※経済産業省試算値 (万博開催までに行われる周辺インフラ整備や2次波及効果を含めると5.8兆円)

(4) 統合型リゾート(IR)推進に伴うカジノ対策

【内閣官房】

- ・ カジノ施設の立地が住民生活に悪影響を及ぼさないよう、以下について、実効性のある対策を講じること

- ギャンブル依存症対策、青少年等の入場規制、マネーロンダリング対策

【特定複合観光施設区域整備法の概要】

区域	上限3 ※認定申請に当たっては都道府県議会の議決及び立地市町村の同意が必要
事業者	カジノ管理委員会の免許制
入場	日本人は7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
入場料	6千円/回(24時間毎) 国3千円+都道府県3千円

【ギャンブル等依存症対策基本法の概要】

- ・ 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定(3年毎に見直し)内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- ・ 都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定の努力義務
- ・ 具体的な対策案
 - 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入
 - 都道府県、政令市における専門医療機関、治療拠点、相談拠点の整備
 - 中・高・大学生向けの啓発
 - 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 等

- ・ カジノ事業者が行う特定金融業務について、①貸付限度額が事業者の決定に委ねられていること、②無利子かつ返済期限が2ヶ月先となっていることから、過剰な貸付けとなりギャンブルへの依存を助長する恐れがあるため見直すこと

【特定複合観光施設区域整備法における特定金融業務の概要】	
貸付対象者	日本に住居を有しない外国人、一定の金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者
貸付限度額	返済能力に関する調査に基づき顧客毎に決定（貸金業法の適用外であり、個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限される総量規制がかからない）
返済期間	カジノ事業者は返済期間が2か月を超える特定貸付契約を締結してはならない
利 息	利息を付することを内容とする特定資金貸付契約の締結、利息の受領、支払いの要求はしてはならない。
延滞金	年14.6%

(5) 外国人旅行者等の受入環境の整備【内閣府、法務、総務、厚労、観光、文化】

① 海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和

ア 個人観光査証発給要件の緩和

- ・ 訪日に当たってビザが必要な国の中でも特に潜在力の大きいアジア諸国をターゲットに、個人観光査証発給要件の更なる緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・ 訪日観光を更に拡大するためには、アジア諸国をターゲットにしたいが、特に潜在力が大きい中・印・インドネシア・ベトナム・フィリピン等においてビザの発給要件の緩和が必要である。

イ 国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件の緩和

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年大阪・関西万博等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

② 地域通訳案内士制度の取組に対する支援

- ・ 地域通訳案内士制度の基本方針や語学能力等の基準の策定に当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえること

【提案の背景】

- ・ 改正通訳案内士法では、国土交通大臣が地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針や求めるべき外国語能力についての基準が示されることになっている。
- ・ 地域の実情に応じた運用を行うためには、都道府県の意見を十分に踏まえる必要がある。

③ 無料公衆無線LANなど外国人旅行者受入基盤の整備

- ・ 外国人旅行者の急増を踏まえ、無料公衆無線LANの整備を促進すること
- ・ 観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 外国人旅行者の受入環境の整備を進めているが、SNSや口コミ等により、映画のロケ地やアニメでモデルや舞台となった施設や風景など、これまで外国人が訪れなかった場所にも旅行者が来ていることから、更なる支援が必要である。

④ 観光人材確保対策の推進

ア 観光産業の人材確保対策等の支援制度の創設

- ・ 観光産業の人材確保対策や就労環境改善に対する支援制度を創設すること
 - 旅館等への就職を促進するセミナーの開催
 - 保育所整備、職員宿舎の整備 等

【提案の背景】

- ・ 国では、経営人材や中核人材などマネジメント層の人材育成事業はあるが、旅館等の現場の人材確保対策や就労環境改善に対する支援がない。
- ・ 訪日外国人観光客に日本らしいおもてなしを提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめとした観光産業に対する支援が必要である。

イ 外国人就労の体制整備への支援

- ・ 外国人就労のための労働環境の整備に加え、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

⑤ 訪日外国人消費動向調査の調査地点等の拡充

- ・ 訪日外国人消費動向調査について、調査方法が外国人旅行者への聞き取りであり調査地点や調査母数が少なく、適切に実態を把握できていないため、調査母数の拡充など調査方法の見直しを検討すること

【国制度の問題点】

- ・ 「平成30年訪日外国人消費動向調査」では、全国17の空海港約8,000人の調査から、地域調査等28空海港を加えた約35,000人からの聞き取り調査となったが、訪日外国人旅行者が急増しているにもかかわらず、調査地点などがあまり変わっていないため、外国人旅行者の訪問地や消費額が適切に把握できていない。
- ・ 各地へのインバウンド誘客に関する基礎データが整備されることにより、インバウンド推進施策をよりの確かつ戦略的に展開することが可能となる。

⑥ 国際観光旅客税の地方への配分

- ・ 国際観光旅客税について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

【国制度の問題点】

- ・ 国際観光旅客税（H31年1月7日施行）は、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、地方へしっかりと配分されるべきである。
（参考）本県の観光施策に関するR2年度予算額 1,021百万（うち一般財源941百万）

(6) 瀬戸内海国立公園六甲地域における企業保養所等の行為の許可基準の特例の設定【環境】

- ・ 別荘・企業保養所の適地として独自に発展してきた地域であり、特殊性が高いことから、企業保養所について周辺の風致景観に影響を及ぼさない範囲で、民間事業者の意向を踏まえ行為許可の基準を特例で緩和すること
 - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離（20m以上）について、それ以外の道路の基準（5m以上）まで緩和
 - 小規模な土地の活用を図るため、建ぺい率（敷地面積500㎡の場合10%以下）、容積率（敷地面積500㎡の場合20%以下）を緩和
 - 工作物の高さ基準（13m以下）について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
 - 大規模開発を排除する建築面積（2,000㎡以下）の緩和

【提案の背景】

- ・ 一般利用者の利用を前提としない企業保養所については、公園事業（宿舎）として認可されず、規制が厳しいままで、風致景観の保護に支障を来している施設の改築、建替等が促進しない。

【六甲山における企業保養所等の現況】（平成27年 本県調べ）

営業中（※1）	閉鎖	転用（※2）	撤去済	計
70件（30.0%）	81件（34.8%）	71件（30.5%）	11件（4.7%）	233件

（※1）営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

（※2）「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

(7) 空き家改修による宿泊施設等への利活用促進【国交】

- ・ 地域資源として宿泊施設等への利活用を図るため、保養地の遊休別荘などの比較的規模の大きい空き家のうち、火災時に迅速に避難できるなど、利用者の安全が確保されるものについて、小規模な戸建て住宅（階数2以下かつ延べ面積200㎡未満）から宿泊施設への用途変更を可能とする場合と同様に、建築基準法の緩和を行うこと

2 定住人口・関係人口の創出・拡大

(1) UJIターン・二地域居住の促進

【内閣府、総務、農水、国交】

① 移住支援金制度による地方への人材環流の促進

- ・ 制度の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の充実を図ること
- ・ 支給対象者の移住元地域等の要件の緩和を検討し、弾力的な運用を図ること

現行：東京23区に在住または通勤

提案：移住元地域の東京圏（東京23区及び地方拠点強化税制対象外地域^{*}）への拡大

※[東京都]武蔵野市、三鷹市、八王子市等 [神奈川県]横浜市、川崎市等
[埼玉県]川口市、川越市等 [千葉県]千葉市等 [茨城県]龍ヶ崎市等

- ・ 移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること

【国制度の問題点】

- ・ 全国統一的に実施されている事業であることから、国が周知・広報の充実を図るべき。
- ・ 移住元での在住・在勤期間などの要件が緩和されたが、移住元地域の東京圏への拡大等の更なる要件緩和を行うことが必要。
- ・ 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。

【移住支援金制度の概要】

- ・ UJIターンによる起業・就業者創出のため、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ（地方創生推進交付金）」を活用し、都道府県において実施（支給事務は市町が実施）

支給要件	次の全ての要件を満たす者 ① 直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または在勤していた者 ※住民票除票や戸籍附票の写しの添付が必要 ② 兵庫県に移住し、5年以上継続居住する意思のある者 ③ 県が定める移住支援金対象求人に対し新規就業又は社会的分野の起業をした者
支給金額	世帯1,000千円、単身600千円（本県は500千円）
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
返還要件 （一例）	① 1年未満で要件を満たす職を辞した場合：全額返還 ② 3年未満で当該市町から転出した場合：全額返還 ③ 5年未満で当該市町から転出した場合：半額返還 ※市町において、数年に渡る居住確認が必要。債権管理も市町が実施。

② UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

- ・ 個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税の制度の導入を検討すること

【提案の背景】

- ・ 平成16年度の個人住民税の見直しにより、人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。（H26～3,500円）

【個人住民税の市町村民税均等割見直し（平成16年度税制改正）】

	H15まで	H16改正
人口50万人以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

③ 第二住民登録制度の創設

- ・ ふるさとに親族・資産を残しながら都市で生活するなど二地域に関わりのある人々に対し、第二住民登録制度の創設等により、住民税納税地や投票権の選択・分割等が可能となるような制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ ふるさとを離れて都市で生活する人々が増加しており、それぞれの地域に対して行政機関や地域に期待することがあることから、納税先の選択や投票権の選択・分割等が可能となるような制度が必要である。

【本県が実施する「ひょうごe-県民（県外県民）登録事業」の概要】

趣 旨	兵庫出身者やゆかりのある人を対象に、兵庫を第2の住所として登録する制度を創設し、地域情報の発信や県特産品の販売等を通じて、ふるさととの交流機会の拡大や移住人口の増大を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひょうごe-県民（県外県民）証カード（ポイント付与電子マネー付き会員証）の発行 ・ 携帯アプリの開発及び兵庫県インターネットモールの開設 ・ 首都圏での登録・交流イベントの開催
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県にゆかりのある人々の増加（UJIターンの期待、観光など県訪問者数の増大） ・ ふるさと意識の醸成（県政情報のタイムリーな提供、ふるさと納税の促進、同窓会、県人会等の活性化） ・ 地域経済の活性化（県産品の販売拡大等による県内消費の喚起、キャッシュレス化の促進） ・ 兵庫県インターネットモールでの兵庫産品の買い物 等

④ 空き家活用の促進

ア 空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）の補助対象の拡充

- ・ 「空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）」の補助対象について、住宅や事業所として活用する場合にも国庫補助（基幹事業）の対象とすること

【空家等対策の推進に関する特別措置法（H26法律第127号）の概要】

- ・ 市町村が特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の助言、指導、勧告等を行うことが可能に
- ・ 国及び地方公共団体による空家等対策に対する財政上の措置、税制上の措置を実施

財政上の措置	補助事業 特別交付税	空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を創設 県は補助事業分、市町は補助事業分・単独事業分を措置
税制上の措置		空家除却後の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除3,000万円

【空き家再生等推進事業の概要】

区 分	活用事業タイプ
事業内容	空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用への補助
補助対象	増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるもの
負担割合	地方が事業主体（国1/2、地方1/2） 民間が事業主体（国1/3、地方1/3、民間1/3）

【本県が実施している主な空き家活用促進策（改修費補助）】

空き家活用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 群・預て世帯への改修：おおむね1/2の定額補助（補助対象工事費300万円以上の場合、最大150万円） 住宅への改修：おおむね1/3の定額補助（補助対象工事費300万円以上の場合、最大100万円） 事業所への改修：おおむね1/3の定額補助（補助対象工事費450万円以上の場合、最大150万円）
田舎暮らし農園施設整備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等の住宅への改修：1/3（上限100万円）※遊休農地の活用が必須 農業体験民宿への改修：1/3（上限150万円）

イ 空き家改修に関する固定資産税の軽減制度の創設

- ・ 空き家をリフォームして活用する際にも、耐震、バリアフリー改修時に認められている固定資産税等の軽減措置を適用すること

【固定資産税等の軽減措置の概要】

- ・ 一定の耐震又はバリアフリー改修を行った場合に、当該住宅に関する固定資産税額の1/2又は1/3（長期優良住宅は2/3）に相当する額を減額（適用は1年）
- ・ 対象工事費の10%を所得税から税額控除する措置も併せて利用可能（適用は1年間）

ウ 空き家を活用したお試し居住に対する旅館業法の適用除外

- ・ 当該市町に移住する目的で、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、旅館業法の適用除外とすること

【国制度の問題点】

- ・ 移住希望者が特定の空き家を取得又は賃貸する前提で、当該空き家に短期居住する場合は旅館業法の適用除外となるが、生活を体験する間に空き家で宿泊する場合は、営業許可が必要となる。
- ・ そのため、営業許可を得るための消防設備等の改修に費用負担が生じることから、市町が実施する生活体験住宅提供事業の支障となっている。

⑤ 遊休農地を活用した農園整備への支援の拡充

- ・ UJIターンや二地域居住にあたり、遊休農地を活用して農業体験民宿等を開設するために必要な農地の整備や、空き家の民宿改修を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 現行制度では、事業主体は農村地域の市町や地域協議会の中核となる法人等の団体に限られており、個人は対象となっていない。

【県が実施する遊休農地の活用を支援する取組】

県では、事業主体に個人も含めた上で、下記①②の一部を助成

- ① 遊休農地の復旧工事、農地活用に必要な農機具庫や休憩所整備などに関する経費
- ② 空き家を二地域居住の拠点や居住地、農業体験民宿などとして活用する場合の改修費等

⑥ 空き家対策の強化

ア 立入調査権限の強化

- ・ 長屋等について、住戸単位で空き家となっている部分を空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とし、立入調査などの法に基づく対応が可能となるよう見直すこと

【提案の背景】

- ・ 4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅（住戸）の一部が崩れ保安上危険な状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができない事例がある。
- ・ 当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置（固定資産税等の住宅用地特例の適用除外）がないことから、その効果が限定的である。

イ 所有者が不明となっている空き家対策の強化

- ・ 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助率を3/5（現行2/5）に拡充すること
- ・ 空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 所有者等が不明な場合は、市町の負担で略式代執行を行い、土地の売却益等で費用をまかなっているが、特に地価の低い地域では市町の財政負担が大きい。
- ・ 応急的危険回避措置は、市町が独自に条例に基づき取り組んでおり、財政的負担が生じている。

ウ 住宅用地特例の適用対象の適正化

- ・ 固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置については、特定空家等に限定せず、地方公共団体が必要と認める空き家についても適用除外を可能とすること

【提案の背景】

- ・ 平成26年に空家特措法が施行され、空き家のうちそのまま放置すれば倒壊等のおそれのある「特定空家等」について、勧告の措置がなされたものは固定資産税の住宅用地特例（固定資産税（最大1/6）・都市計画税（最大1/3））の適用除外措置がなされた。
- ・ しかし、それ以外の空き家（居住の用に供される見込みがないものを除く。）に関しては依然として住宅用地特例の対象となるため、抜本的な空き家対策の解決に繋がっていない。
- ・ このため、居住実態が確認できない空き家については、地方公共団体の判断により適用除外とすることができるよう、制度を見直す必要がある。

(2) 地域おこし協力隊への支援

【内閣府、総務】

主① 特別交付税措置の対象地域の拡大

- ・ 特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- ・ 活動期間（最長3年）の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域等に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

【兵庫県版 地域おこし協力隊（R1～）の概要】

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	21市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね5集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 〔条件不利地域（過疎、振興山村、離島）を有する地域等〕
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地域の出身者等（通い型支援も可）	住民票を移動し、生活の拠点を移す者 (移住型支援)
設置状況	18市町32名 (R2.4月末時点)	16市町82人 (R2.4月末時点)

※小規模集落：世帯数50戸以下で、高齢化率(65歳以上比率)が40%以上の集落（市街地及びその周辺、駅周辺など除く）

② 起業を支援する特別交付税措置の充実

- ・ 「地域おこし協力隊」の起業を支援する特別交付税措置について支援額の上限（現行：上限100万円）を引き上げるとともに、支援期間（現行：1年間）を複数年化すること

③ 地域おこし協力隊募集イベントの定期開催

- ・ 人材確保のため、全国規模やブロック規模の地域おこし協力隊募集イベントを都市部において定期的に開催すること

3 交流基盤の整備

(1) 社会基盤整備に必要な予算総額の確保

【国交】

- ・住民の暮らしを守り、地域の活力を支える社会基盤の整備の着実な推進に必要な直轄・補助事業の予算を確保すること（下表例示）

事業名	事業箇所	※下線は直轄事業
道路整備事業	北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道、東播磨道、東播丹波連絡道路（国道175号西脇北バイパス）、 <u>国道176号名塩道路</u> 、豊岡竹野線（(仮)城崎大橋）、竜泉那波線等	
街路整備事業	（都）尼崎宝塚線、（都）国道2号線（加古川市）、（都）国道線（姫路市）等	
連続立体交差事業	JR山陽本線東加古川駅付近、山陽電鉄本線高砂市域	
交通安全施設整備事業	国道179号、福良江井岩屋線、明石高砂線等	
道路防災事業	国道429号、加美宍粟線、香美久美浜線等	
道路橋耐震対策事業	朝来出石線糸井橋、平荘市場線万才橋等	
河川事業	<u>猪名川（東園田地区）、加古川（滝野地区）、揖保川（中井・末政地区）、円山川（ひの其他地区）</u> 武庫川、市川、津門川、明石川、水田川、加古川、引原ダム（ダム再生）、香住谷川等	
砂防関係事業	六甲山系（ <u>グリーンベルト整備事業含む</u> ）、尾鼻川、鴨内川等	
港湾整備事業	<u>姫路港、尼崎西宮芦屋港</u> 、東播磨港、家島港、柴山港等	
海岸整備事業	<u>東播海岸、尼崎西宮芦屋港海岸</u> 、福良港海岸、淡路海岸等	
下水道整備事業	武庫川流域下水道等	
市街地整備事業	英賀保駅周辺土地区画整理、三田駅前Cブロック地区市街地再開発等	
都市防災総合推進事業	姫路市、芦屋市	
都市構造再編集中支援事業	西脇市中心拠点再生地区、手柄山中央公園周辺地区等	
公園整備事業	<u>国営明石海峡公園</u> 、有馬富士公園、播磨中央公園等	
公営住宅整備事業	尼崎西川住宅、西宮老松住宅等	

(2) 基幹的な交通インフラの整備

【内閣府、総務、国交】

主① 双眼型国土形成のための交通インフラ整備

- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、ポストコロナ社会も見据え、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

主② 関西都市圏のミッシングリンクの解消

- ・大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化やサプライチェーンの強化、国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進 ・「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 ・道路を活用した地域活性化に資する事業への協力 ・直轄道路事業費の地方負担分に対する地方財政(交付税)措置の拡充
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業着手に向けた環境影響評価手続きの促進及び都市計画手続きへの協力 ・早期に事業者を決定の上、令和3年度の新規事業化 ・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化に向けた手続きの推進(都市計画・環境アセスメントに早期着手) ・早期完成に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ○国と県の役割分担による整備(播但連絡道路の東側は国、西側は県) ○有料道路事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> 〔有料道路事業の料金徴収期間の延長 国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策〕 ○播但連絡道路接続部の早期整備
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工 ・有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・専用道路部との同時開通に向けた一般道路部の着実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線(播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の早い時期の確実な開通
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進に必要な予算確保
東播丹波連絡道路	
国道175号西脇北バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・早期全線開通に向けた事業促進
西脇市黒田庄町 ～丹波市氷上地域	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化に向けた調査促進

【各道路の進捗状況】

- ・大阪湾岸道路西伸部
 - 国・阪神高速により調査設計、用地買収、工事等を実施中。
- ・名神湾岸連絡線
 - 令和2年6月10日から環境影響評価準備書の縦覧を実施。令和2年7月10日から都市計画案の縦覧を実施。
- ・播磨臨海地域道路
 - 令和2年6月29日の計画段階評価の第4回近畿地方小委員会を経て、「内陸・加古川ルート」が対応方針として決定された。引き続き、詳細ルート・構造の検討を実施中。
- ・神戸西バイパス
 - 国・西日本高速道路㈱により調査設計、埋蔵文化財調査、用地買収、工事等を実施中。
- ・中国横断自動車道姫路鳥取線(播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))
 - 工事を実施中。
- ・東播磨道(北工区)
 - 用地買収、工事を実施中。
- ・東播丹波連絡道路
 - 国道175号 西脇北バイパス：用地買収、工事を実施中。
(令和2年3月14日 部分開通(寺内ランプ～大伏ランプ間：L=2.1km))
 - 西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域：国により調査中。

主③ 日本海国土軸のミッシングリンクの解消

- 山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大やポストコロナ社会も見据えた国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	・事業推進に必要な予算確保
竹野道路(竹野IC～豊岡北JCT・IC)	・令和3年度新規事業採択
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による早期事業化
城崎温泉IC～府県境	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
豊岡道路(但馬空港IC～豊岡IC)	・速やかな開通に向けた事業促進
豊岡道路(Ⅱ期)(豊岡IC～豊岡北JCT・IC)	・早期着工に向けた事業促進

【各区間の進捗状況】

- 山陰近畿自動車道(約120km、うち兵庫県内約51km)以下、西から順

※日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯

- ・東浜居組道路(東浜IC～居組IC:3.5km、うち県内1.9km):開通済
- ・浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC:7.6km):用地取得・工事を推進(R1.11.10起工式)
- ・浜坂道路(新温泉浜坂IC～余部IC:9.8km):開通済
- ・余部道路(余部IC～香住IC:5.3km):開通済
- ・香住道路(香住IC～佐津IC:6.2km):開通済

竹野道路(竹野IC～豊岡北JCT・IC:4.9km):県内部の事業評価手続きを進めるとともに、国に令和3年度新規事業採択を要望中

- ・豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC:約7km:県が詳細なルート・構造等を調査・検討中

加えて、令和元年度に有識者等から成る技術検討会で技術的な課題等を取りまとめ

- ・佐津IC～竹野IC:平成30年度にルート帯を決定
- ・城崎温泉IC～府県境:平成30年度にルート帯を決定
- ・佐津IC～県境(約20km):平成30年度にルート帯を決定
(竹野IC～豊岡北JCT・IC:約5km):県が詳細なルート・構造等を調査・検討中
(豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC:約7km):県が詳細なルート・構造等を調査・検討中

加えて、令和元年度に有識者等から成る技術検討会で技術的な課題等を取りまとめ

- 北近畿豊岡自動車道(約70km)以下、南から順

- ・春日和田山道路(春日IC～和田山IC:31.7km):開通済
- ・和田山八鹿道路(和田山IC～八鹿氷ノ山IC:13.7km):開通済
- ・八鹿日高道路(八鹿氷ノ山IC～日高神鍋高原IC:9.7km):開通済
- ・日高豊岡南道路(日高神鍋高原IC～但馬空港IC:6.1km):R2.11.1開通済
- ・豊岡道路(但馬空港IC～豊岡IC:2.0km):用地買収、工事を実施中
- ・豊岡道路(Ⅱ期)(豊岡IC～豊岡北JCT・IC:5.1km):令和2年度新規事業着手



④ 府県間にまたがる広域防災道路の早期接続

- ・ 都市計画道路山手幹線（平成22年度供用済）と接続する大阪府側の「三国塚口線」の早期開通に向け、更なる事業促進を支援すること

【提案の背景】

- ・ 国道2号、同43号を補完して、府県間にまたがる広域防災道路としての機能を発揮するため、早期接続が必要である。



⑤ 高速道路の利活用の促進

ア スマートICの整備等の推進

- ・ 既存の高速道路ネットワークの有効活用による高速道路の利便性向上や地域の活性化、物流の効率化を図るため、以下のスマートICの整備等を推進するための予算を確保すること

○ (仮称) 三木スマートIC (山陽自動車道)

[各スマートICの整備効果と進捗状況]

スマートIC名(仮称)	整備効果	進捗状況
三木スマートIC	交通渋滞緩和、交通安全(交通事故の削減)、地域活性化、ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年9月 三木市から連結許可申請 ・ 令和2年10月 新規事業化

イ 近畿圏高速道路の料金体系の確立に向けた更なる充実

- ・ 近畿圏高速道路の料金体系について、ネットワークの整備に合わせて管理主体間を超えて継ぎ目のない「真のシームレスな料金体系」に見直すこと(例: 1回の利用に対し1回分のみ課金)
- ・ 「経路によらない同一料金」について、ネットワークの整備に合わせて大阪方面から神戸都心部への流入や神戸都心部の通過交通を迂回させる経路にも拡大を図ること

【提案の背景】

- ・ 管理主体間を超えて利用する際等に課されるターミナルチャージについて、管理主体が異なることが原因で不公平な料金体系となっている。

(例) 神戸空港～大阪空港: ターミナルチャージ3回課金(京橋出入口～[阪神高速神戸線]～西宮IC～[名神高速]～豊中IC～[阪神高速池田線]～大阪空港出入口)

- ・ 都市高速渋滞ワースト1位の阪神高速神戸線(下り)等(2位は同線上り、3位は首都高速湾岸線(西行き)[令和元年のランキング]) 特定箇所への過度な交通集中の分散化を図る。

ウ 本州四国連絡道路の料金割引の格差解消

- 本州四国連絡道路の料金割引について、段階的にでもNEXCOと同一とすること

【提案の背景】					
・平成26年度から全国路線網に編入されたが、料金割引は未だNEXCOとの格差が解消されていない。					
【現行の本四高速料金とNEXCO並割引料金試算額(ETC・普通車)】 (単位：円)					
主なIC間	基本料金	休日割引		平日朝夕割引 (月10回以上利用の場合)	
		現行料金	NEXCO並(3割引) 試算額	現行料金	NEXCO並(5割引) 試算額
垂水～淡路	910	910	640	910	460
垂水～洲本	1,890	1,680	1,320	1,780	950
神戸西～鳴門	3,340	2,670	2,340	2,860	1,670

主⑥ 有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

- 有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

【提案の背景】	
・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設又は改築を行う高速道路（想定箇所：名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路）では建設債務を償還する期限が短く、制度を十分に活用できない。	

⑦ 地方道路公社への補助金・交付金の適用拡充

- 地方道路公社管理路線を適切に管理、運営していくために補助金・交付金の活用を可能とすること

【提案の背景】	
・地方道路公社法第30条により、国から地方道路公社への補助金は、「災害復旧」に限定されており、老朽化が進む構造物の大規模修繕・更新等については、地方道路公社の料金収入により実施している。	

主⑧ 国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

- 大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること(現行20%→45%)

【提案の背景】		
・現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成		
・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ		
・大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線		
・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置が必要		
【高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要】		
区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路 (昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道、 中国横断自動車道姫路鳥取線
地域高規格道路 (平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)、 神戸西バイパス、 山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期)、東播磨道(北工区)、 東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)
※ 太字：国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)		

⑨ 大規模事業の個別補助事業化

- ・一定期間に多額の事業費を要する跨線橋、跨道橋の整備について、個別補助事業の対象として補助制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・府県境をまたぐトンネル整備については、昨年度、個別補助事業の対象となった。
- ・協定を締結して実施する鉄道立体交差部^{※1}についても、一定期間に多額の事業費を要するため、補助事業の採択要件を拡充し、交付金事業で実施している事業を、個別補助事業として実施することが必要である。

※（主）三田西インター線、（一）竜泉那波線など

⑩ 踏切の安全対策の推進

ア 着実な安全対策の推進に向けた十分な財政支援

- ・道路管理者と鉄道事業者が行う踏切の安全対策に対する十分な財政措置を講じること

〔本県の「踏切すっきり安心プラン」の概要〕

- ・踏切除却による渋滞の解消や歩行者の安全確保を図るため「踏切すっきり安心プラン（2019（H31）～2023（R5）年度）」に基づき、立体交差化や踏切部の歩道拡幅等の対策を計画的に推進している。

イ 危険な踏切の解消

- ・踏切道改良促進法による改良すべき踏切道の指定期限を延長し、指定をいまだ受けていない危険な踏切について、速やかに指定を行い、危険な踏切の解消に向けた取組を促進すること

【提案の背景】

- ・国土交通省は、平成28年に改良すべき踏切道の指定期限を5年間（H28～R2）延長。令和3年度以降も法指定を行うため、法改正し、指定期限を延長する必要がある。
- ・法指定を受けると、期限までに改良を行うか、踏切道の改良に要する期間等を定めた地方踏切道改良計画に従って改良を行うことが義務付けられる。

⑪ 自転車活用の推進

- ・「兵庫県自転車活用推進計画」に基づき、自転車道、自転車レーン等の整備やモデルルートにおける走行環境整備等が円滑に進むよう、財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「自転車活用推進法」が施行（H29.5）された。
- ・国は、法律に基づき、「自転車活用推進計画」を策定（H30.6）し、それを受け、県も「兵庫県自転車活用推進計画」を策定（R2.3）した。
- ・県計画に基づき、自転車道、自転車レーン等の整備やモデルルートにおける走行環境整備等が円滑に進むよう、財政措置の充実

⑫ 無電柱化の推進

- ・「兵庫県無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化の取組が計画的かつ円滑に進むよう、道路管理者及び電線管理者への支援措置等を充実すること

【提案の背景】

- ・近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加など、無電柱化をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、「無電柱化の推進に関する法律」が施行

(H28. 12)された。

- ・ 国は、法律に基づき、「無電柱化推進計画」を策定(H30. 4)し、それを受け、県も計画を策定(H31. 3)して無電柱化を推進している。
- ・ 道路管理者が行う、無電柱化整備を計画的に実施するため、補助金等の確実な予算確保が必要であるとともに、電線管理者が自ら無電柱化を行う場合の補助が観光地に限定されていることから、電線管理者が行う事業への補助の拡充を求める。

⑬ 重要物流道路の指定

- ・ 重要物流道路の指定を推進し、県内の基幹道路ネットワークの機能強化と整備加速を図ること

【提案の背景】

- ・ 重要物流道路に指定される既存道路については、国際海上コンテナ車(40ft背高)の円滑な交通を確保するため、機能強化が必要である。
- ・ 重要物流道路に指定される事業中・計画中の道路については、ネットワーク効果を早期に発現させるため、重点整備が必要である。

③ 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備

【国交】

① 関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症による落ち込みから回復の兆しが見え始めた航空需要を確実に取り込むため、3空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し、一層活用されるよう取り組むこと
- ・ 国際線航空需要の激減している、関西国際空港について、旅客ターミナル処理能力の強化・拡充に関して、日本政策投資銀行等を通じた融資、固定資産税等軽減・補填措置の適用拡大、旅客の利便性向上や安全・安心の確保のための整備への支援など、幅広い観点からの支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 神戸空港は、運用規制の緩和により1日80回に拡大された発着枠は令和2年夏ダイヤ計画で全て埋まり、22時台の到着便も設定された。
- ・ 関西空港の発着回数が環境アセス上限の23万回に迫っていることから、次回関西3空港懇談会では、関西空港の発着可能回数の拡大が議論される見込み。
- ・ 関空建設時の過大債務は、航空需要の回復に伴い着実な償還が期待できることから、関西空港の運営や利用を前提とした、神戸空港の運用制約は撤廃し、政策的規制のない他の空港と同様に扱うことが必要である。
- ・ 関西空港の第1旅客ターミナル大規模改修について、2025年大阪・関西万博など将来の成長機会に備えることができるよう対応する必要がある。

【関西3空港懇談会取りまとめ(R1. 5) (概要)】

(2021年頃までの短期の視点に立った取組)

空港名	取組内容
関西空港	・ 災害対応力の抜本的強化、国際拠点空港としての一層の機能強化
伊丹空港	・ ターミナル改修等による機能強化・利便性向上
神戸空港	・ 国内線発着枠、運用時間の段階的拡大 (当面、最大発着回数60回→80回/日、運用時間を22時→23時まで延長)
全 体	・ 空港アクセス強化の検討、プライベートジェットの入入推進
	・ 3空港の災害対応力向上、発災時の3空港相互支援体制などの整備

(2025年頃までの中期の視点に立った取組)

空港名	取組内容
関西空港	・旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大
神戸空港	・国際化を含む空港機能のあり方の検討

(上記以外の課題)

空港名	取組内容
伊丹空港	<ul style="list-style-type: none"> ・存続協定を尊重し、地元関係者と対話しながら取組みを進めることが重要 ・運用時間外の発着便や代替着陸便等については、定時運航率向上などに取組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。 ・上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論

(その他の取組)

ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際イベントの臨時的対応は、懇談会でその時々議論

[関西3空港の発着回数の上限等]

関西	伊丹	神戸
上限：23万回 実績：19.6万回 (R1年度)	上限：370回/日 実績：370回/日 (R2.4月ダイヤ)	上限：60→80回/日 ※3空港懇で合意(R1.5) 実績：80回/日 (R2.4月ダイヤ)

[神戸空港 運用時間の延長]

今夏ダイヤ (R2.3.29) から1時間延長 (7:00～22:00→7:00～23:00)

延長時間を活用したダイヤ設定 (R2.10.25～) 那覇20:10→神戸22:05

[国際チャーター便の種類]

伊丹空港、神戸空港は、チャーター便数の99%を占める包括旅行チャーターや、アフィニティチャーターの運航が認められていない。

種類	概要	割合(R1)
包括旅行チャーター	旅行会社がツアーのため、航空機を貸し切る形態	99.4%
アフィニティチャーター	旅行会社以外の団体・法人等が、その構成員のために航空機を貸し切る形態	0.1%
オウncyスチャーター	法人や個人が自らの利用のために料金を全額負担し、航空機を貸し切る形態	0.5%

ア 神戸空港の最大活用の推進

i) 運用制限の緩和

- ・発着回数・運用時間は実需要に応じて設定できるようにすること
- ・国際便の運航を認めること

[神戸空港の発着回数]

上限	60→80回/日 ※3空港懇で合意 (R元.5.11)
計画	R元.8.1～：60→66回/日 (スカイマーク 茨城便等増便)
	R元.10.27～：66→70回/日 (フジドリームエアラインズ 出雲、松本便開設)
	R元.12.20～：70→72回/日 (フジドリームエアラインズ 高知便開設)
	R2.3.29～：72→80回/日 (フジドリームエアラインズ 青森便開設、スカイマーク羽田便等増便)
	R2.10.25～：80→72回/日 (スカイマーク 宮古(下地島)便開設、那覇便等減便)

ii) CIQ体制の充実

- ・ 国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のためCIQ体制を充実すること
 - 受入時間の延長
 - フライトプラン届出期間の緩和
 - 人員体制の拡充 等

イ 伊丹空港の最大活用の推進

i) 運用制限の緩和

- ・ 全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・ 国内長距離便枠（1日35.5回）を拡大すること

ii) 国の責任による安全・環境対策事業の適正実施

- ・ 国と地元との確認書を踏まえ、関西エアポート株式会社及び新関西国際空港株式会社による安全・環境対策が適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと

【提案の背景】

- ・ コンセッションの実施契約書において、関西エアポート(株)には国と地元自治体等との存続協定等の合意の趣旨に則り、引き続き騒音影響に配慮した空港運営を行うことが義務づけられているが、国の責任の下、安全・環境対策が確実に実施される必要がある。

【大阪空港の存続及び今後の運用等に関する協定 (H2. 12) 抜粋】

空港周辺の関係地方公共団体等の理解と協力を得るため、今後とも環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うものとする。

ウ 空港間アクセスの強化

- ・ 3空港間のアクセス時間短縮に資する大阪湾岸道路西伸部及び名神湾岸連絡線を早期に整備すること

【大阪湾岸道路西伸部及び名神湾岸連絡線の進捗状況】

(1) 大阪湾岸道路西伸部(神戸市東灘区～垂水区L=約21km)

◇六甲アイランド北～駒栄(L=14.5km)

- ・ 六甲アイランドや駒栄地区などで工事に着手されるなど、着実に事業が推進(調査・設計は継続)

(2) 名神湾岸連絡線(西宮市L=約3km)

- ・ 令和2年6月10日から環境影響評価準備書の縦覧を実施。令和2年7月10日から都市計画案の縦覧を実施



主② 空港整備事業の補助制度の拡充

- ・ 空港ターミナルビルや格納庫等の老朽化対策について、空港整備事業の補助対象とすること
- ・ 滑走路端安全区域(RESA)については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ(現行:40%(その他の空港)→50%(地方管理空港並))及び必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 空港整備事業は、空港基本施設(滑走路・エプロン等)の新設・改良のみが補助対象で、老朽化対策は補助対象となっていない。空港周辺施設(ターミナルビル・格納庫等)は、新設・改良も補助対象ではない。
- ・ 特に、空港周辺施設であるターミナルビル等の老朽化対策は、利用者の安全・安心を確保するために不可欠であるが、多大な費用を要するため補助対象化が必要である。
- ・ RESA対応については、航空法施行規則の改正に伴い、空港完成後に対応を求められるものである。短期間に多額の費用を要するため、現在40%の補助率を地方管理空港並みの50%まで引き上げ、地方負担を軽減する必要がある。

【「空港整備事業費補助制度」の概要】

趣 旨	地方公共団体の設置・管理するコミューター空港において、一般の公衆の利用に供する目的で以下の工事に対し補助を行う。
対象範囲	・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設の新設又は改良工事 ・ 航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とする空港用地の造成又は整備 ・ 排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は気象観測施設の新設又は改良
補助率	40% (コミューター空港)、50% (地方管理空港)

【但馬空港のRESA】 現状：両端とも40m → 改正後：令和9年3月までに、両端とも90m



③ コウノトリ但馬空港の利便性向上

主ア 但馬－羽田直行便の実現

全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬地域と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬－羽田直行便の実現に向け、下記の措置を講じること

i) 政策コンテストの継続・拡充

- ・ 羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること
- ・ 地方路線を更に充実させる観点から、羽田空港にプロペラ機が新規就航するための地上業務の体制づくり等への支援を行うこと

ii) 航空会社への働きかけ

- ・ 但馬-羽田直行便の実現に向け、コンテスト枠及び新規参入枠の活用について、航空会社への働きかけを行うこと

【提案の背景】

- ・ 国の総合交通分析システム（NITAS）を用いた本県の分析では、但馬地域は本州134生活圏のうち、東京都庁から地方都市役場までの時間距離が最も遠い18地域の一つである。
- ・ 「羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書」（令和元年8月29日）を受けて、国土交通省において、羽田空港（国内線）の発着枠の配分の見直しを実施。
- ・ 但馬地域の活性化のためには但馬-羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いており、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠または新設された新規参入枠の獲得しかない。
- ・ 現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機であることから、地方路線の維持・充実に、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

【羽田発着枠政策コンテストR2.3の概要】

配分枠	5枠（従前）3枠（従前の使用空港）山形、鳥取、石見
配分期間	当初期間を3年に延長。その間の効果検証を行い2年間延長（従前）当初期間2年。その間の効果検証を行い延長年数を決定
運航開始時期	R2年10月～（2020年冬ダイヤから運航開始）
配分空港	山形、鳥取、石見、大館能代、三沢又は下地島*

* 今後、1年間のトライアル運航（R3.3～R4.3）で最終的な配分先を決定

【新規参入枠】

- ・ 競争促進のため、将来、羽田空港に新規に参入しようとする航空会社が現れた場合に優先的に配分する「新規参入枠」を新設し3枠を留保。（新規に参入しようとする航空会社が現れるまでの間は、既存航空会社の暫定使用可）

イ 地域航空路線維持のための税制措置の拡充

- ・ 国内航空機に対する固定資産税の特例措置（課税標準が最初の5年間1/4又は2/5に軽減）を拡大すること

【提案の背景】

- ・ 但馬-伊丹路線の運航機材の経年化を踏まえ、H30年度に、新型機材（ATR42-600）に更新した。採算性の厳しい但馬-伊丹路線の維持を図るため、更なる税制措置の拡充が必要。
※H30年度の利用実績42,220人（対前年度：+10,253人）

(4) 経済と産業を支える港湾の整備

【国交】

① 西日本の産業と国際物流を支える阪神港等のインフラ整備の推進

ア 基幹施設整備への国費の集中投資

- ・ 基幹施設整備に国費を集中投資すること（神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港）

【提案の背景】

- ・ 基幹航路（神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港）の維持・拡大のため、係留、外郭施設などの港湾施設整備を図り、産業の活性化を図る。

イ 荷役機械整備等に対する補助制度の拡充

- 集貨機能の強化を図る荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充すること（姫路港、東播磨港等）

【国制度の問題点】

- 港湾機能高度化施設事業費補助では、国際戦略港湾との間に年間5,000TEU以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾に限り荷役機械の整備や修繕更新に対する補助が認められるが、姫路港、東播磨港では5,000TEUを下回っているため、補助対象にならない。（H30年度実績：姫路港188TEU、東播磨港3,595TEU）

【「港湾機能高度化施設事業費補助」の概要】

コンテナ物流円滑化共同利用施設の整備など港湾機能の高度化を図るために行う施設の整備に係る事業のうち、国土交通大臣が補助する必要があると認めるもの。（補助率：1/3）

② 姫路港の活性化

ア 港湾施設の整備促進

- 広畑地区公共岸壁（2バース目）及び臨港道路網干沖線、臨港道路広畑線（4車線化）に事業着手すること

【提案の背景】

- 広畑地区では民間の土地売却が進み、今後の更なる港湾利用が予定されている。
- 船舶の大型化に対応した公共ふ頭整備と、網干地区と広畑地区の物流機能強化につながる臨港道路の整備によって、姫路港の更なる活性化を図る。

【港湾施設の整備による効果】

広畑地区公共岸壁 (2バース目)	分断されたふ頭用地の改善及びふ頭全体の利便性向上
臨港道路広畑線(4車線化) 臨港道路網干沖線	工場や物流施設等の立地促進及び網干・広畑地区間の物流円滑化

イ 快適な利用空間創出に対する支援

- 旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること

【提案の背景】

- 姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、姫路港において旅客ターミナルエリアのリニューアルに取り組んでいる。現行ではターミナル周辺のロータリーや駐輪場整備等、快適な利用空間創出における調査設計及び整備に対する国からの補助等の支援がない。

【姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアルの状況】

平成30年3月に姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づき、旅客船事業者や貨物事業者等と調整しながら旅客ターミナルエリアの整備を進めていく。

③ 競合する内航航路の維持に向けた支援

- 内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと

(5) 地域鉄道等に対する支援の充実

【国交、総務】

① 地域鉄道事業者等の運営経費への支援制度の創設

- 神戸電鉄粟生線など移動手段として維持すべき地域鉄道の赤字路線の運営を支援する制度を創設すること

【国制度の問題点】

- 従前の国補助事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等）は、施設整備が主となっている。
- 赤字路線を運営する地域鉄道は、経営基盤が脆弱であり、経営悪化が直ちに利便性低下を招くことから、経営安定化に向け一定の支援が必要であるため、施設整備以外の用途にも使える制度を創設することが必要である。

② 地域鉄道の輸送設備等の整備に対する支援の拡充

ア 輸送設備等の更新・修繕・検査に対する予算の確保

- 神戸電鉄、北条鉄道及び北近畿タンゴ鉄道の輸送設備等の更新・修繕・検査に対する補助事業の予算を十分に確保すること

〔補助事業の概要〕

区分	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業
概要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備の更新・修繕・検査を支援	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性向上の促進を図るため、地域鉄道事業者が行う鉄軌道車両設備の更新・修繕・検査を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう等	車両設備

イ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の対象拡充

- 駅舎改良やパーク&ライド駐車場・駐輪場等の整備などに活用できるよう、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象を拡充すること

〔「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要〕

概要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう等

ウ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率引上げ

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する国庫補助率を引き上げる（1/3→1/2）とともに、予算を十分に確保すること

【国制度の問題点】

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率は原則1/3であり、他の補助事業（道路、河川等）の補助率（1/2）と比較して低くなっている。コロナ禍における収益悪化により先送を余儀なくされている老朽化施設等の更新や近年の激甚化する豪雨に対応するため、国庫補助率の引上げと予算確保が必要である。

〔「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要〕

概要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう等
国庫補助率	1/3（鉄道事業再構築事業で財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合 1/2）

エ 鉄道事業再構築事業の財政力指数要件の撤廃

- 「鉄道事業再構築事業」における国庫補助率引上げに必要な財政力指数要件（財政力指数0.46未満に限る）を撤廃した上で、国庫補助率を一律1/2に引き上げること

【国制度の問題点】

- 財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合、国は1/2を補助しているが、財政力指数が0.46以上の場合、国は1/3の補助にとどまっている。（京都丹後鉄道宮津線において、豊岡市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の財政力指数は0.46未満であり、国庫補助率が1/2である。しかし、兵庫県・京都府・舞鶴市の財政力指数は0.46以上であるため、国庫補助率が1/3となる。）

【「鉄道事業再構築事業」の概要】

継続が困難となるおそれのある鉄道事業を対象として、地方公共団体と鉄道事業者が共同して、上下分離等の事業構造の変更に係る鉄道事業再構築実施計画を作成して実施する場合に、国庫補助率の高上げや予算の重点的配分等の措置を行う。

③ JR鉄軌道等の整備・利用促進に対する支援の充実

ア 車両、鉄軌道等整備への支援制度の創設

- 在来線の高速化など鉄軌道等の整備を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること
 - 山陰本線（城崎温泉駅以西）、播但線（寺前駅以北） 等

【提案の背景】

- JR西日本に対する高速化などへの補助制度がなく、採算性の乏しい地方路線で整備が遅れている。

【「幹線鉄道等活性化事業費補助」の概要】

概 要	在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道費用整備に要する経費
補助対象	第3セクター等

イ 地方負担に対する起債・地方交付税措置の拡充

- 国庫補助制度を活用できない鉄軌道等の整備に対する地方負担への起債措置、地方交付税措置を拡大すること

【国制度の問題点】

- 一般事業債（一般分）については、地方公共団体が行う地域鉄道への投資のみが対象（地域鉄道対策事業 充当率100%、交付税措置30%）となっている。

ウ 利用促進施策に対する支援制度の創設

- 地元が実施する鉄軌道等整備に向けた利用促進施策に対する支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- パーク＆ライド駐車場整備などの利用促進に対する国庫補助制度がない。

④ 鉄道施設の災害復旧等に対する支援の拡充

ア 災害復旧事業における国庫補助率引き上げ等の国の支援の強化

- ・ 豪雨等の災害が頻発・激甚化し、鉄道事業者と復旧を支援する自治体の資力では速やかな災害復旧が困難となる実情を踏まえ、国庫補助率の引き上げ（1/4→1/3）、国庫補助額上限（地方負担額以内）の要件を撤廃するとともに、特別交付税算定率の引き上げ（現行50%）により、災害復旧事業に対する支援を強化すること

【国制度の問題点】

- ・ 災害復旧事業については、事前防災（豪雨対策）事業と異なり、地方負担が必須（特定大規模災害等鉄道施設災害復旧補助を活用する場合は鉄道施設を地方公共団体等が保有することが必須）となっており、国は地方負担の範囲内において支援することから、鉄道事業者の資力が乏しくまた、沿線自治体の財政規模が小さい場合、鉄道事業者は鉄道施設を復旧することができず廃線となり、沿線住民の公共交通の確保が困難となる可能性がある。
- ・ 災害復旧事業における補助率については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（地域鉄道事業者が行う落石防止設備など安全生の向上に資する設備整備に対する支援）の国庫補助率（原則1/3）と比較して、緊急性の高い災害復旧事業の国庫補助率の方が低い。また、公共土木施設災害復旧事業における国庫補助率（2/3）と比較しても国庫補助率が低い。
- ・ 災害復旧事業における交付税措置については、特別交付税措置（補助額の50%）がなされているものの、近年の激甚・頻発化する災害を踏まえ、更なる特別交付税算定率の引き上げが必要。

【経緯】

- ・ 鉄道施設は道路・河川等公共土木施設と同様に公共性の高い施設であるが、補助制度設立当初（S33）、民間が所有する鉄道施設については民間の資力で復旧すべきという考えのもと、自らの資力で復旧が困難な事業者に限り、復旧費の一部（当時1/5）を補助する制度として創設された。なお、H3年の法改正で補助率1/5→1/4に引き上げられ、H30年の法改正で補助率原則1/4、最大1/3（上下分離等の実施により国土交通大臣が認めた場合）に変更となっている。

イ 災害復旧事業における黒字事業者に対する補助要件の緩和・拡充

- 新**・ 豪雨等の災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、黒字事業者の赤字路線に対する補助要件の緩和など、補助要件の更なる拡充を図ること

【国制度の問題点】

- ・ 「鉄道軌道整備法」等により災害復旧事業に対する補助制度は整備されているものの、黒字事業者の赤字路線については、災害復旧費用が年間の路線収入以上の災害のみが補助対象となるなど厳しい補助要件となっており、また、黒字路線は補助対象外となっている。近年の災害の頻発・激甚化による鉄道事業者負担の増加により、公共交通機能の早期復旧が困難となる恐れがある。

【経緯】

- ・ 災害復旧事業に対する補助については、赤字事業者のみが対象とされていたが、「鉄道軌道整備法の一部を改正する法律」等により、平成30年8月1日から黒字事業者においても、条件を満たせば赤字路線に限り補助対象となっている。

ウ 被災鉄道におけるバス等を使った代替輸送に対する支援制度の充実

- 新**・ 被災鉄道においてバス等を使った代替輸送を実施する鉄道事業者に対する支援について、激甚災害等に満たない規模の災害についても支援対象とするなど制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 代行バス支援については、激甚災害等に限り「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」により、国において特定の災害に対し限定的に支援しているが、その他の災害については、災害復旧事業のように法整備がなされておらず、支援制度がない。

⑤ 路線バス等に対する支援の充実

ア バスの運行経費補助に対する国庫補助金予算額の確保

- 日常生活を支える路線バスを確保維持するため、国の地域公共交通確保維持改善事業（バス運行費等補助）における国庫補助金予算額を十分に確保すること

【提案の背景】

- 人口減少に伴う利用者数の減等により交通事業者の収益が悪化し、減便や路線休止が増加している。このため、幹線系統等に対する国の運行経費補助により、県民生活を支えるバス路線を確保・維持する必要性が高まっている。

イ コミュニティバスの補助対象路線の拡大

- 路線バス並みの重要な交通手段となっているコミュニティバスを確保維持するため、幹線系統に接続する等の要件を満たさない場合であっても国庫補助の対象に追加すること

【国制度の問題点】

- 過疎地の路線バスの路線休止や減便により、地域の公共交通におけるコミュニティバス等の担う役割は一層高まっている。
- 地域の実情に応じた生活交通ネットワークを確保・維持するためにも、コミュニティバスをはじめとする公共交通に対する補助制度の充実が必要である。

【コミュニティバス（地域内フィーダー系統補助）の概要】

概要	地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線系統と密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援
補助対象	・地域間交通ネットワークと接続すること ・交通不便地域を運行すること ・補助対象期間中に新たに運行を開始すること ・輸送量（輸送人員÷輸送回数）が2人以上であること
上限額	対象人口×150円+250万円 ※対象人口：人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口を比較し、多い方人口

ウ 自家用有償旅客運送の制度の見直し

- 高齢者等のファースト・ラストマイルの移動手段の確保に向けた取組を推進するため、地域の実情を踏まえて、運送可能区域の拡大及び申請書類の簡素化等について自家用有償旅客運送の制度の見直しを行うこと

【提案の背景】

- 市町を跨ぐ路線には、市町が事業主体となる市町村運営有償運送（自家用有償旅客運送の一形態）をの活用が認められていない。
- 事業主体がNPO等の場合では、自家用有償旅客運送に必要な運営協議会の設置・運営、国への申請書類の作成等の事務負担が特に大きい。

エ バス停留所の安全確保対策の円滑な推進

- 新** バス停留所の安全確保対策について、運輸支局、交通事業者、道路管理者、警察等の関係者が連携し円滑に事業が実施できるよう、国において役割分担や事業スキームを示すとともにバス停留所標柱の移設等のハード対策に伴う事業者負担に対する国の補助制度を創設すること

【提案の背景】

- 令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」に基づき、全国の全てのバス停留所の安全上の優先度のランク分けが実施された。
- 今後、優先度順に安全対策を講じる必要があるが、バス停留所の移設については利害関係者が多いことや、役割分担や対策内容等の事業スキームが不明確であることから、交通事業者は困惑している。
- また、交通事業者はコロナ禍により大きな影響を受けたため、安全対策に係る費用負担が重荷となり、事業が円滑に実施されない懸念がある。

(6) 社会資本整備を進める各種制度の推進 【法務、総務、財務、国交、農水】

① 新しいモビリティサービスの確立に向けた環境整備

- ・ 自動運転によるコミュニティバス等の導入に向けて交通関連法規を見直すこと
- ・ 路車連携による社会実験に必要な白線の引き直し、GPSの埋込等への支援を行うこと
- ・ 日常生活や観光等に役立つMaaSの導入を促進するため、国の示したフォーマットに基づき、事業者、自治体等がバス情報の標準化に取り組むための十分な財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 自動運転によるコミュニティバス等の運行は、高齢者等の交通弱者の新たな移動手段、公共交通のサービスレベルが低い地域における将来の移動手段の一つとして有効な取組である。
- ・ 線形の悪い中山間地の道路における安全性強化に資するなど有効な取組となる路車連携の社会実験を推進していく必要がある。
- ・ 全国でGTFSをオープンデータ化する動きができてつつあるが、データ整備に必要な費用や維持費は、事業者が負担している状況。

【見直す必要がある交通関連法規の例】

- ・ 道路交通法で運転者に課される義務が自動運転になった場合の考え方
(例：前方注意の義務、事故時の救護義務など)

【自動運転に係る制度大綱】

- ・ H30. 3. 30 政府の未来投資会議でとりまとめられ、以下のことが盛り込まれた。
○ 交通ルールに関する国際的な議論等を踏まえた速やかな国内法整備 など

【バス・タクシー事業者のためのガイドライン】

- ・ R1. 6. 26バス・タクシー事業への自動運転の導入に関して、事業者が対応すべき事項等についてガイドラインを公表

【本県の自動運転の実証実験の実施状況】

実施エリア	実施時期	内 容
神戸市北区筑紫が丘	H29. 11. 7～12. 24	ラストマイル自動運転移動サービス実証実験
淡路市夢舞台	H30. 3. 3～6	自動走行実証実験
三木市緑が丘青山地区	H31. 2. 16～22	ニュータウンにおける自動運転移動サービス実証実験
播磨科学公園都市	R 1. 12. 5～9	自動運転公道実証運行
三田市ウッディタウン地区	R2. 7. 20～8. 23	公道を使った中型バスの自動運転の実証実験

② 所有者不明土地に対する抜本的な対策の検討

- ・ 相続登記等がされておらず直ちに土地所有者情報の把握が困難な場合があることから、相続登記を義務化するとともに、登記簿と戸籍などの情報を一元化するなど土地所有者情報を円滑に把握できる仕組みを検討すること
- ・ 土地を手放すことができる仕組みの検討に当たっては、土地所有権の帰属先と管理の在り方について県・市町等の意見を十分踏まえること

【所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針】

- ・ R2. 7. 3 関係閣僚会議において、以下の内容を盛り込んだ基本方針を決定。
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等の新しい法制度の円滑な施行
○ 民法・不動産登記法の抜本的な見直し、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み など

【R1年度地籍調査実施状況（R1年度地籍調査実施面積等調書より）】

調査筆数 A	不明筆数 B	率 B/A	備考
52, 785	13, 552	25. 6%	不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地

③ 公共事業用地取得に係る国庫補助対象の拡充

- ・公共事業用地取得にあたり必要となる不動産登記等業務(表示関係)の費用を全て国庫補助対象とすること。

【提案の背景】

- ・従前工事雑費で支弁していた分筆登記等に必要な地積測量図の作成等に要する費用は、平成22年度以降補助事務費が廃止されたことから、登記事務の一環として委託していたものは、補助対象とはならないとされている。
- ・一方、分筆登記等に必要な地積測量図の作成等は、専門的知識と技術が必要なことから、土地家屋調査士へ業務委託を行わざるを得ず、財政的負担が生じている。

④ 地籍調査事業の予算確保

- ・地籍調査事業の予算を十分に確保すること
- ・担当する地方自治体職員確保への支援等の措置を講じること
- ・民間事業者の測量成果を活用する補助制度の充実を図ること

【提案の背景】

- ・国直轄事業で整備した「北近畿豊岡自動車道」では、道路事業に先行して地籍調査を実施したことにより、用地取得に要した期間が通常の概ね1/3となるなど、社会基盤整備等の事業期間が大幅に短縮される。
- ・東日本震災の被災地で、地籍調査実施の有無が復旧・復興のスピードに大きく影響することなど、今後想定される大災害発生時における円滑な復旧・復興に大きく寄与する。
- ・地籍調査以外の民間事業者の測量成果を活用することで地籍整備の更なる推進が図られる。

[令和2年度本県地籍調査事業計画]

(単位：百万円)

区分	実施主体	所要額(国費)
地籍調査費負担金	神戸市ほか28市町、1組合	588
社会資本整備総合交付金	播磨町ほか5市	48
防災・安全社会資本総合整備交付金	西脇市ほか13市町、2組合	417
合計	神戸市ほか34市町、2組合	1,053

(7) 社会資本の老朽化対策の推進

【総務、厚労、国交、警察、環境】

① 社会基盤施設の老朽化対策の充実

主ア 老朽化対策に必要な予算の確保

- ・ 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を安定的に別枠で確保すること

[R3概算要求(国土交通省)「3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応(事項要求)】

・ 防災・減災、国土強靱化やインフラ老朽化対策、サプライチェーン等を強化する交通ネットワーク整備等の更なる加速化・進化を図るものとして行う、3か年緊急対策後の中長期的な視点に立った計画的な取組のための予算については、激甚化・頻発化する自然災害等にかんがみ、3か年緊急対策として講じられてきたこれまでの実績を踏まえ、今後中長期的に達成すべき安全度等の水準を見据えて、これまでの実績を上回る必要かつ十分な規模となるよう、予算編成過程で検討

<ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画> 計画期間：R1～R10年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁	705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装(道路)	950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所			
④アンダーパス	6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	⑲舗装(港湾)	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km			
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設	400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート	4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド	5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場	51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰	57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸閘	148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸	8.8km	64億円			

イ 定期点検、小規模な修繕・更新工事等の補助対象化

- ・ 交付金事業を以下の工事等でも活用できるようにすること
 - 社会基盤施設の定期点検
 - 修繕・更新計画策定
 - 小規模な修繕(予防保全対策)・更新工事

【提案の背景】

- ・ 社会基盤施設を将来にわたり安全に使用するためには、定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新工事が欠かすことができないが、地方単独事業では十分な対応が困難である。
- ・ 地方港湾に存在する事業規模の小さい港湾施設も、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。

【地方単独事業で実施している社会基盤施設の修繕・更新】

港湾施設	岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新
河川管理施設	矢板護岸の修繕・更新、排水機場等の非致命的機器(遠隔監視操作制御設備等)の修繕・更新等

- ・ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「公害財特法」という。）に基づく公害防止対策事業債の地方財政措置を継続すること

【提案の背景】

- ・ 公害財特法において、公害防止計画の対象事業を実施する場合に発行する公害防止対策事業債は、通常の下水道事業債より手厚い財政措置がなされており、対象地域の財政負担軽減が図られている。
- ・ 令和2年度末で公害財特法の期限を迎えるが、総務省の「下水道財政のあり方に関する研究会」において下水道事業における財政措置の見直しが検討されている。
- ・ 下水道事業に係る一般会計の負担が多額である中、特に環境基準達成に要する市町の負担の状況を踏まえ、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置の継続を要望する。
（参考：高度処理に係る一般会計の負担の状況）

（単位：千円）

	H22	H30	差引 (H30-H22)
実繰入額 (A)	380,711	502,095	121,384
特交措置額 (B)	114,812	208,877	94,065
市町負担額 (A) - (B)	265,899	293,218	27,319

【公害防止対策事業に係る財政措置（下水道事業）の概要】

区 分	交付税措置率	
	下水道事業債	公害防止対策事業債
公共下水道	16～44%＋単位費用分5%	50%
流域下水道 特定環境保全公共下水道	44%＋単位費用分5%	

※充当率はいずれも100%。

ウ 下水道事業の広域連携への財政支援

- ・ 広域化・共同化のための処理場等の用途廃止に係る公営企業施設等整理債への公的資金充当や当該取組に伴い用途廃止になった処理場等に係る国庫補助金等の返還免除、繰上償還に伴う公的資金補償金免除を行うこと
また、公的資金補償金免除に係る要件緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・ 下水道事業の広域連携を促進するには、施設の統廃合に伴う財政負担を軽減する必要がある。
- ・ 今後、施設の統廃合を進めるにあたり、公営企業施設等整理債は、借入先が民間等資金に限定されており、公的資金に比べると償還年限が短く、市町の財政負担となる。
- ・ また、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還義務が生ずる場合がある他、繰上償還に伴い発生する補償金負担を軽減する必要がある。さらに、過去に実施された補償金免除制度での実質公債費比率等の要件の緩和も併せて必要である。

【公営企業施設等整理債の概要】

対象事業	将来にわたって活用する見込みがない事業用施設を整理することで事業規模の適正化や経営の効率化を図る事業等
対象経費	用途廃止施設の処分に要する経費
充 当 率	100%
資 金	民間等資金

【公的資金補償免除の概要】

- ・ 地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる貸し手の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要がある。

主② 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大

ア 建設・整備事業

- ・災害発生時の対策活動拠点も含めた県政の中核拠点を担う兵庫県庁舎等整備について、市町村本庁舎と同様、建替事業を対象とすること（再掲）
- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
- ・地方債充当率や地方交付税措置率の引き上げを行うこと

現行	充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案	充当率：100%、交付税措置率：70%（緊急防災・減災事業債並）
- ・令和3年度までとされている制度の恒久化を図ること

【国制度の問題点】

- ・発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- ・警察施設等の公用施設や空港施設は、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

【公共施設等適正管理推進事業債の概要】

対象事業			充当率	交付税措置率
長寿命化事業	公共用施設	施設の使用年数を法定耐用年数を超過して延伸させる事業	90%	財政力に応じて30～50%
	社会基盤施設	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、都市公園施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、林道、農道、地すべり防止施設）		
市町村役場機能緊急保全事業	新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替え等			交付税措置対象分（75%）の30%

イ 除却事業

- ・公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ（現行：90% → 100%）や、地方交付税措置（現行：交付税措置なし）を講じること

③ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など財政措置を更に充実すること

【提案の背景】

- ・公共施設等適正管理事業債（除却事業）については、交付税算入のない資金手当債である。
- ・個別施設の老朽化度合いを把握するためには調査・点検等を実施する必要があるが、これらに要する経費に対しては何ら交付税措置がない。

④ 交通安全施設の老朽化対策の充実

- ・ 信号機をはじめとする交通安全施設の老朽化対策の予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- ・ 交通の安全と円滑を確保するため、重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・ 特に、信号制御機については、老朽化率が令和元年度末時点で全国ワースト2位（暫定値）となっており、突然の機能停止等に陥るおそれがあり、早急に老朽化対策を講じる必要があるため。

【老朽化した交通安全施設数（令和元年度末時点）】 ※老朽化更新基準：信号制御機（19年）、信号柱（40年）

区分	信号制御機	信号柱
総数	7,226	35,319
老朽化数	2,635	7,366
割合	36.5%	20.7%

⑤ 水道事業への財政支援の拡充等

ア 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

i) 中長期課題に対応する取組への財政支援

- ・ 人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと

【料金収入の推移】



- ・ 水道事業は、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされており、今後、人口減少による水需要の減少により、各事業体の料金収入は大きく減少することが想定される。
- ・ 特に小規模事業体（県内50事業体中39）は、将来にわたる経営維持に大きな支障が生じる懸念がある。
- ・ 現行の財政支援制度は、耐震化など、現状の課題に対応するものしか措置されていないことから、水需要の減少等中長期の課題にも対応できるよう新たな財政支援制度を創設する必要がある。

※ 小規模事業体とは：給水人口10万人未満の事業体（簡易水道事業含む）

ii) 繰出基準の拡充

- ・ 水道事業に対する繰出し基準を拡充した上で財源措置を設けること

【国制度の問題点】

- ・ 水道事業への一般会計繰出金に対する財政措置の対象が極めて限定されており、簡易水道の上水道への統合の進展により、今後、更なる切り下げが行われる予定である。
- ・ 人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営を維持することが困難な地域が増加することから、地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要がある。

※ 一般会計繰出金とは：地方財政措置の対象となる一般会計等が負担する経費

【建設改良に要する経費への財政措置】

上水道事業	なし
簡易水道統合後の上水道事業（国庫補助対象事業）	地方負担の25%
簡易水道事業	地方負担の55%

イ 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

i) 国庫補助・交付金制度の拡充

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金の必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること（1/4～1/2 → 一律1/2）
- ・ 上水道に統合された旧簡易水道区域への財政支援を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 市町の財政力、資本費等により補助率が設定されているが、施設のダウンサイジングや建設投資の縮減など経営努力に取り組んだ結果、資本費が低減すると補助率が低くなるため、必要額が措置されない状況となっている。
- ・ 補助率が下水道と比べ低いことから（下水道では1/2～2/3）、財政基盤の弱い事業者においては、耐震化等、必要な整備が進まない状況となっている。
- ・ 国の施策により、簡易水道の上水道への統合が進んでいるが、山間部等、地形的な理由により、施設の統廃合等を伴わないソフト統合（経営・会計の一元化）とならざるを得ない団体が多い（13団体中10団体）ため、建設改良費は統合前から比較して縮小されていない。
- ・ 一方で、上水道に統合された旧簡易水道への財政支援は、他の水道施設からの距離や有収水量あたりの事業費等の要件を満たしたものに限定され、事業実態に応じた財政措置がなされていない状況となっている。

[旧簡易水道に対する補助採択要件]

要件	内容
他の水道施設からの距離	200m以上離れている
統合後の上水道資本単価	103.5円以上
有収水量あたりの事業費用	全国平均以上(例:連絡管整備 735.4円/m ³)

ii) 過疎・辺地対策事業債の対象事業の拡充

- ・ 旧簡易水道区域を含む上水道を過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、上水道は過疎・辺地対策事業債の対象となっておらず、上水道に統合された旧簡易水道同様に対象とならない。
- ・ 旧簡易水道区域を含む不採算な条件のもとでの経営を余儀なくされる上水道が増加していることから、上水道に統合された旧簡易水道に対しても適切な財政措置が不可欠である。

[簡易水道の上水道への統合の状況]

時期	団体数（認可事業数）
平成19年3月末	14団体（128事業）
平成29年3月末	3団体（28事業）
平成29年4月1日以降	1団体（6事業）

[過疎・辺地対策事業債の対象事業]

区分	過疎・辺地対策事業債の対象
上水道事業	対象外
上水道に統合された簡易水道事業	対象外
簡易水道事業	対象

iii) AIやIoTなどの新技術活用への財政支援

- ・ AIやIoTを活用した施設の自動化や遠隔操作等の先端技術の導入を支援する国のモデル事業の成果を踏まえ、早期に本格実施すること
- ・ 広域化が困難な地域においても同様の事業が実施できるよう採択要件を設定すること

【国制度の問題点】

- ・ 小規模事業者や地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、IoTやAI等を活用した施設運転の自動化や遠隔操作等による事業効率化が有効な対応方策となる。
- ・ モデル事業では、地域条件により広域化が困難な事業者は先端技術を活用した設備の導入のみが対象となり、設備とあわせて整備する取水・導水施設等の施設は補助対象とならない。

【国の制度】

- 広域的な水道施設の整備と合わせて実施するIoT 技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業
(対象施設)・先端技術を活用した設備
・先端技術を活用した設備と合わせて整備する施設(取水・導水・浄水・送水・配水施設)
- IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業
(対象施設)・先端技術を活用した設備

iv) 施設基準の緩和と地方裁量の拡大

- ・ 全国一律に適用される施設基準の検証を進め、水道事業者の経営状況に配慮した基準の緩和と地域の実情に応じて基準を運用できるよう地方の裁量を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・ 水道事業の運営には、その施設規模や原水水質[※]等に関わらず、水道法に定める施設基準、水質基準、人的基準等、全国一律に適用されている。
※原水水質：一般細菌数、重金属類、pH、色度、濁度等)
- ・ 水道事業者の経営状況に差がある中、基準に適合させるための施設整備が大きな負担である。
- ・ 新たな知見や新技術を考慮し、必要性・合理性を検証の上、制度を見直す必要がある。

ウ 水道事業の広域連携への財政支援

i) 地域の実情に応じた再編に対する財政支援の拡充及び要件緩和

- ・ 事業統合等による広域化事業に加え、施設の共同利用など、事業統合等を伴わない広域連携を行った場合も交付金等の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 本県では、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、本県の地理的条件や地域ごとに抱える課題が異なるという特性から、事業統合等を伴わない広域連携を対応方策の一つとして進めることとしている。
- ・ 施設の共有化や共同利用は施設の集約にもつながり、事業統合等と同様にコストの削減に資することから、広域連携を進めるための支援が必要である。

【生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化等推進事業等）】

現 行	課 題	提案する対象の拡大
市町域を越えた3事業以上の統合・経営の一体化	事業統合や経営の一体化及び3以上の事業間の調整は、地理的条件、水道料金の格差等により困難であり、事業統合等を伴わない広域連携の推進に支障をきたす。	事業統合等を伴わない2事業間の広域化、共同施設の整備事業に拡大

ii) 市町が行う共同発注・共同委託・共同購入等への財政支援の拡充

- ・ 広域化を促進するためのシステム共同化等事業の経費に対する支援を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・ 地域特性により施設の共同化等が困難な場合、料金システム等の共同化や資材の共同発注などにより、事業の効率化を進めることは有効な手段であることから、こうした取組を進めるためにも財政支援が必要である。
- ・ 複数市町村（2以上）におけるシステム整備等に要する経費については、地方財政措置がなされているが、生活基盤施設耐震化等交付金については、市町域を越えた3事業以上の統合・経営の一体化が前提となっており、事業の効率化の推進に支障をきたす。

【想定する経費】

- ・ システムの共同化に伴う新システムの開発費用
- ・ 水質検査の共同実施等に伴う新機器の共同購入費用
- ・ 災害時応急給水のための資機材の共同購入費用等の経費

iii) 統廃合・集約化に伴う施設整備への財政支援

- ・ 事業のダウンサイジングに伴う施設の取り壊しに対して財政支援を行うこと
- ・ 統廃合・集約化に伴う施設整備や施設の取り壊しに対して財政支援を行うこと
- ・ 水道施設の廃止等における国庫補助金等の返還免除を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 事業のダウンサイジングに伴う施設の統廃合・集約化に係る施設整備については、令和2年度より生活基盤施設耐震化等交付金の対象となっているが、施設の取り壊しについては対象とされていない。適正な事業規模で経営の効率化を図るためには、使わない施設等を処分していかなければならない。そのため、取り壊しに要する経費に対しても同様の取扱いが必要である。
- ・ 今後、水需要の減少を想定した施設の統廃合を進めるに当たり、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還が生ずる場合がある。

Ⅶ 自立の基盤づくり

1 地域創生の推進

(1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実等

【内閣府】

主① 予算額の確保

- 地方創生拠点整備交付金については令和2年度から地方創生推進交付金の枠内で当初予算措置されたが、その額は30億と少額であるため、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること

[令和元年度まで]

地方創生推進交付金1,000億円(当初計上) + 地方創生拠点整備交付金600億円(補正予算)

[令和2年度から]

地方創生推進交付金(1,000億円)のうち、30億円を地方創生拠点整備交付金として、当初予算において計上

【提案の背景】

- 令和2年度から、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化を図るため、当初予算において、地方創生推進交付金(1,000億円)のうち30億円を、地方創生拠点整備交付金として措置することとなった。
- その結果、従来の補正予算額(600億円)を大きく下回り、また、推進交付金分も予算額も削減されているが、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、今年度からの第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予算措置を講じるべきである。

② 制度運用の抜本的な見直し

- 年度当初から実施しなければ効果が十分に得られない事業もあることから、追加内示に当たっては、既に着手している事業についても対象とすること
- 複数年度にわたる事業に活用できるよう、後年度事業分を基金造成することを認めること
- 地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば、改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど手続きを簡素化すること

③ 採択基準の明確化

- 外部有識者による審査の対象となる事業については、申請団体が審査会で直接説明できる機会を設けること

【国制度の問題点】

- 申請事業の検討段階や交付決定後の執行段階において制約が多く、使い勝手が悪い。
- 地域再生計画に基づく「先駆的な事業」では、採択基準(自主性、官民協働、地域間連携、政策間連携の確保)が曖昧で、採択されるかどうか予見できず、戦略の計画的・効率的な推進に支障が生じている。

【使い勝手が悪い例】

- 対象分野や対象経費等の制約が多い。
- 実績報告期日が4月10日となっており、年度末の実施が困難となっている。
- 基金の造成や繰越が原則認められないことなど、機動性がない。
- 地方版総合戦略に位置付けた事業も、改めて地域再生計画の事業認定を受けなければならない。

【地方創生推進交付金の事業タイプ】

先駆タイプ ①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
横展開タイプ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①から③のうち、2つ以上含まれている事業)
Society5.0/17 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業

[ひょうご地域創生交付金の概要 [R2県予算：40億円(事業費ベース)]]

- ・ 少子高齢化の進展や本格的な人口減少の中にあっても、活力ある地域社会を実現するため、市町、地域団体等の取組を支援する交付金を平成30年度に創設
(国の交付金の申請を優先した上で、国の交付金の対象外となる事業も対象)

申請上限額	政令・中核市	2.0億円
	上記以外の市	1.5億円
	町	1.0億円
補助率	政令・中核市	1/3
	地方交付税不交付団体	
	上記以外	1/2

令和元年度は、市町から申請があった地域独自の地域創生に資する215事業(約42億円)について交付決定

④ 地域再生計画に基づく施設整備に対する財源の確保

- ・ 令和3(2021)年度以降も、地域再生計画に基づく、道、污水处理施設、港の整備が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金制度を堅持し、十分な予算を確保すること

[地方創生推進交付金の活用を予定している地域再生計画 (令和2年4月時点)]

地域再生計画の名称	計画作成主体	計画期間	総交付金額(千円)		交付金の種類	施設の種類の種類	地区等の名称	事業主体
				うちR3年度要望額				
水・緑・人がともに生きるまちづくり計画	兵庫県、神河町、多可町、西脇市	H27～R3	3,050,000	253,061		道 林道	千ヶ峰・三国岳線	兵庫県
						道 市町村道	水走り中河原線 ほか2地区	神河町
						道 市町村道	町道豊部35号線 ほか3地区	多可町
						道 市町村道	市原羽安線	西脇市
『食』をつなぐ南淡路活性化計画	兵庫県、洲本市、南あわじ市	H28～R2	1,231,317	0		道 広域農道	南淡路3期地区	兵庫県
						道 市町村道	宇原千種線	洲本市
『～食極めれば淡路島～』南淡路地域再生ネットワーク化計画【仮称】	兵庫県、洲本市、南あわじ市	R3～R7	3,066,300	517,500		道 広域農道	南淡路4期地区	兵庫県
						道 市町村道	宇原千種線	洲本市
南あわじ(福良・沼島)の観光と産業を支える港づくり	兵庫県、南あわじ市	R2～R5	850,000	443,500		港 港湾	福良港	兵庫県
						港 漁港	灘漁港	南あわじ市
あなたが好きなまち・朝来市計画	兵庫県、朝来市	H28～R3	1,505,000	12,889		道 林道	千ヶ峰・三国岳線ほか1地区	兵庫県
						道 市町村道	物部伊由市場線	朝来市
響きあう心 世界へ拓く結の郷やぶ計画	兵庫県、養父市	H29～R3	695,000	95,936		道 林道	須留ヶ峰線	兵庫県
						道 市町村道	市道朝倉高柳線	養父市

(2) 地方創生経費の地方財政計画への反映等

【内閣府、総務】

① 総額の確保

- ・ 地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和3年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること
- ・ 地域社会の維持・再生に向けた施策に自主的・主体的に取り組むため、地域社会再生事業費を継続した上で、今年度の0.4兆円を上回る規模を確保すること。
- ・ 所要額を地方財政計画に計上する際には、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること

② 算定方法の見直し

ア まち・ひと・しごと創生事業費の適切な算定

- ・ 人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分することはもちろんのこと、地方創生関連の追加需要等に基づき適切に算定すること
- ・ 特に、地域の元気創造事業費については、市町村分に優先的に配分されていることから、道府県分の配分を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 人口減少等地方が抱える構造的な課題の解決には、長期的取組が必要であるが、団体ごとに進捗が異なる行革努力等の短期的な成果に基づく算定は適切でない。
- ・ R2算定額の内訳
(地域の元気創造事業費：道府県分；975億円、市町村分：2,925億円)
(人口減少等特別対策事業費：道府県分：2,000億円、市町村分：4,000億円)

(3) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設

【総務、財務、文科、文化】

① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・ 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付金算入率70%)に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

【提案の背景】

- ・ 合併市町、過疎地域・辺地を有する市町以外にあっては、地域創生のための施設整備事業に対して、活用できる有利な起債がほとんどない。(過去には地域総合整備事業債があった)

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・ 老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること
- ・ 特に、閣議了解された国家的なプロジェクトについて、早急に財政措置を講じること

(4) ふるさと納税の適切な制度設計

【内閣官房、内閣府、総務】

① 過度な返礼品に対する対応の検討

- ・ ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、返礼品制度は廃止すること

【提案の背景】

- ・ 寄附金は経済的利益の無償の供与であることや、ふるさと納税は通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえて、適正に運用すべきであるため

② ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止

- ふるさと納税ワンストップ特例制度では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除され、本来地方の財源となるべき税収が損なわれているため、廃止すること

【国制度の問題点】

- ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる。
- ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分については、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されるが、ワンストップ特例制度では、全額が住民税から控除されることになっており、国が負担すべき所得税控除分相当額まで地方の負担となっている。

【兵庫県へのふるさと納税における控除額の内訳（平成31年度）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	172.4億円
うち ワンストップ特例制度分控除額	51.1億円
うち 所得税控除分相当額	9.3億円

③ 個人住民税からの税額控除の見直し

- 個人住民税の特例控除の限度額（所得割額の2割）を見直すこと
- 市町村への寄附に関する住民税の控除は、市町村民税のみとすること

【国制度の問題点】

- ほとんどの都道府県において都道府県民税の控除額が寄附額を大きく上回っている。

【ふるさと納税における控除の概要】

←控除外→		← 控 除 額 28,000円(B+C+D) →	
適用 下限額(A) 2,000円	所得税の控除額(B) (ふるさと納税額-2,000円) × 所得税率 (30,000円-A)×20% =5,600円	住民税の控除額 (基本分)(C) (ふるさと納税額-2,000円)× 住民税率(10%) (30,000円-A)×10% =2,800円	住民税の控除額(特例分)(D) ※所得割額の2割を限度 (30,000円-A)-(B+C) =19,600円

※年取700万円の給与所得者(夫婦なしの場合)が30,000円のふるさと納税をした場合のもの

【ふるさと納税の寄附受入額と個人住民税控除額の状況(H30)】

(単位：百万円)

区 分	件 数	受入額①	翌年度税控除額②	差 額①-②
兵庫県分	1,707	145	5,793	△5,648
県内市町分	284,430	7,502	11,444	△3,942
合 計	286,137	7,647	17,237	△9,590

④ 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善

ア 制度の運用見直し

- 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること
- 令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充て可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること
- 着手済みの事業に対する寄附を可能とするなど、幅広い地方創生の取組に弾力的に適用できる制度設計とすること

【国制度の問題点】

- 企業の創業地等、縁のある地方自治体が行う地方創生の取組に対して寄附することで、大都市部から地方への資金の流れを高めることを目的に、本社（地方税における主たる事務所または事業所）がある自治体に対する寄附は制度対象外とされている。
- 地域再生計画の認定前に事業に着手することを想定しており、原則着手済みの事業は対象とならない。
- 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることができない。

イ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

- ・ 税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること

【国制度の問題点】

- ・ 地方法人課税は、①地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、②法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、税額控除は国税で対応すべき。

2 地方税財政の充実強化等

(1) 地方一般財源総額の充実・確保等 【内閣官房、内閣府、総務、財務、国交】

主① 令和3年度地方財政計画の充実(再掲)

ア 一般財源総額の確実な確保

- 令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。

イ 新型コロナ関連経費の特別枠としての計上・十分な規模の確保等

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置すること。

あわせて、リーマン・ショック時に措置された地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。

【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円

ウ 留保財源の減少に対する特例債の創設

- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。

留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。

国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。

【特例地方債の内容】

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額

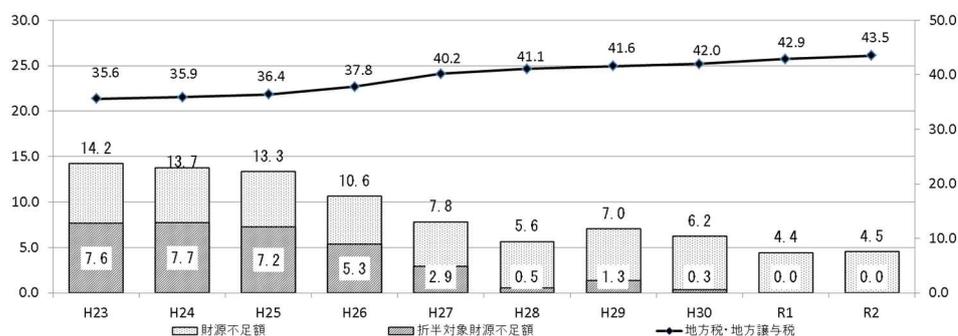
② 常態化している地方の財源不足への対応

- 常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しとあわせ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること

【提案の背景】

- ・令和2年度の通常収支分の地方財源不足額は、4.5兆円に上っている。

[地方財政収支の財源不足額の推移]



[令和2年度 地方の財源不足額の内訳]

(出典：総務省)

区 分	金 額
財源対策債の発行	7,700億円
一般会計加算	5,187億円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
臨時財政対策債（既往債[H13～]の元利償還金分等）	3兆1,398億円
合 計	4兆5,285億円

※ 折半対象財源不足額は、令和元年度に引き続き生じていない

③ 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

ア 地方一般財源総額の確保

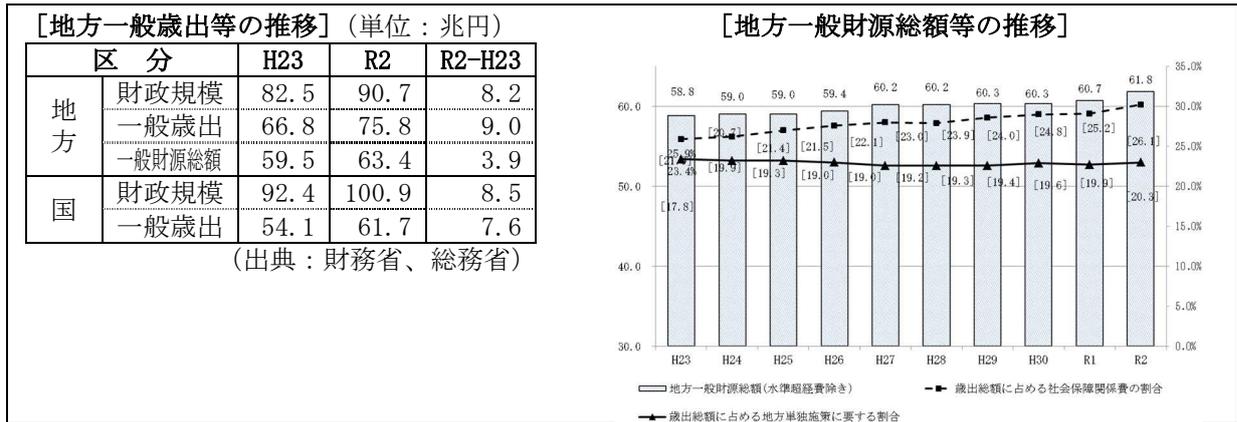
- ・骨太の方針2018において、地方の一般財源総額は、2019年度から2021年度まで2018年度と実質同水準を確保するとされたが、今後とも増加する社会保障関係費や地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を確保すること

【提案の背景】

- ・令和2年度の地方財政計画では折半対象財源不足額は令和元年度に引き続き生じていないが、国の財政健全化を実現するために、地方の実情を無視した地方財政計画の歳出削減圧力が強まることが予想される。
- ・また、H31年度地方財政計画では、消費税率等の引上げに伴う増収分のうち、社会保障の充実、新しい経済政策パッケージ分や公経済負担増分として、少子化対策や医療・介護等の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

[経済財政運営と改革の基本方針2018（地方の歳出水準）]

- ・国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、H30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質同水準を確保



主イ 給与関係費の適切な算定

- 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにもかかわらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること

[令和元年度給料月額と比較]

(単位：円、%)

区 分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般職員	都道府県	253,332	322,482	△69,150	78.6
	市町村	245,178	307,136	△61,958	79.8
警察官		283,100	312,763	△29,663	90.5
教職員	小学校	324,444	348,870	△24,426	93.0
	中学校	324,671	349,235	△24,564	93.0
	高等学校	321,799	369,105	△47,306	87.2
	特別支援学校	314,080	382,647	△68,567	82.1
消防職員		250,100	307,136	△57,036	81.4

ウ 地方が保有する基金の残高の適正な評価

- 財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方交付税の配分のあり方を再検証すべきとの議論がある。しかし、基金の増加理由は各自治体によって異なるため、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切である。一方で、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、財政調整基金を取り崩す団体も多数ある。したがって、安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること

[財政制度等審議会の議論への本県の見解]

- 地方の財政調整基金を含めた基金残高の増加は、国の制度の枠内でしか赤字国債の発行が認められない中、災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来への備えとともに、合併算定替終了後の対応など、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の結果として評価すべきである。

[地方の基金残高等の推移]

(単位：兆円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H19
基金残高合計	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.6	22.0	+8.1
兵庫県(億円)	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	497	+289
財政調整基金残高	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	7.4	+3.2
兵庫県(億円)	0	0	0	0	3	6	9	12	16	20	25	+25

※出典：総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金（満期一括償還分）を含まない

エ 地方単独事業費の確保

- ・ 地域密着型の施策を推進できるよう地方単独事業費を確保すること
 - 経済雇用対策
 - 子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実
 - 女性の活躍促進
 - シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策
 - 再生可能エネルギーの導入支援
 - 自然環境の再生 等

【提案の背景】

- ・ 地方一般財源が2021年まで2018年と実質水準となっているなか、社会保障関係費が伸びている一方で、社会保障関係費以外の地方単独分は、会計年度任用職員制度の導入に伴う増等（+0.5兆円）を除くとこの10年間、ほぼ横ばい（+0.1兆円）となっていることから、地方密着型の施策を推進できるよう地方単独事業費の確保が必要である。

【地方の一般行政経費】（単位：兆円）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2- H22
一般行政経費	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	37.5	9.3
うち補助分	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	22.7	8.3
うち社会保障関係費	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	20.4	6.7
うち社会保障関係費以外	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	2.3	1.6
うち地方単独分	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	14.8	1.0
うち社会保障関係費※	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	8.2	0.6
【参考】投資的経費	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	12.8	0.9
うち地方単独分	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	6.1	▲0.8

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

オ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- ・ 地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として、臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること

【提案の背景】

- ・ 消費税率引き上げによる増収分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備、幼児教育の無償化といった社会保障の充実・安定化や人づくり革命に要する経費に充てられている。
- ・ 令和2年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

【令和2年度地方財政計画における一般行政経費】

（単位：兆円）

区 分	R1	R2	R2-R1	備 考
補助	21.5	22.7	+1.2	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
単独	14.2	14.8	+0.6	会計年度任用職員制度の導入に伴う増等を除くと伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が明示されていない
うち、会計年度任用職員分	—	0.2	+0.2	
うち、旧重点課題対応分	—	0.3	+0.3	
その他	14.2	14.3	+0.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.0	△0.3	
地域社会再生事業費	0.0	0.4	+0.4	
計	38.5	40.4	+1.9	

[令和2年度における社会保障の充実等] (地方)			(国)		
区分	R2	構成比	区分	R2	構成比
消費税増収額等 ①	3.92	-	消費税増収額 ①	10.18	-
地方消費税引上分	2.98	76.0%	歳出	10.18	-
交付税法定率分	0.94	24.0%	社会保障の充実 ②	2.09	20.5%
歳出	3.92	-	新しい政策パッケージ分 ③	0.92	9.1%
社会保障の充実分 ②	0.88	22.5%	公経済負担増分 ④	0.43	4.2%
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	17.1%	基礎年金 ⑤	3.40	33.4%
公経済負担増分 ④	0.17	4.3%	差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	3.34	32.8%
差引き(安定化) ①-②-③-④	2.20	56.1%			
<臨時財政対策債H25→R2増減>	△3.07	-			

※安定化に要する経費は明示されていない

カ 新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症に備える経費の適切な積み上げ

- 令和3年度以降も続く見込まれる新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について、地方の実情を十分に踏まえ、必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること

<想定される事業(例)>

- アビガン、レムデシビル等について、臨床研究、観察研究等において新型コロナウイルス感染症に対し治療効果が認められた場合、タミフルと同様に都道府県の行政備蓄
- マスクやアルコール消毒薬・防護服の備蓄
- 学校における空調・換気設備の整備

キ 地方の投資的経費の確保

- 今後30年以内の発生確率が70%～80%程度と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等について、中長期的な視点で計画的に取り組む必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」につづく対象事業の拡大も含めた5か年計画の策定等により必要な予算を安定的に別枠で確保すること

[防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応]			
対象事業	充当率	交付税措置率	
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	100%	50%	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業
緊急自然災害防止対策事業債		70%	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川・治山・農業水利施設等の防災インフラの整備

ク 社会基盤整備予算の安定的な確保

- 社会基盤整備を安定的・持続的に推進するため、中長期的な投資額を示した整備計画を策定し、予算の安定的な確保を図ること

【提案の背景】

- 社会基盤整備は、企業立地、雇用や民間投資の誘発といった様々なストック効果を発揮するものであり、安全・安心な社会を実現するとともに、新たな経済や人の流れを生み出し経済の活性化につなげるためには、戦略的かつ計画的な社会基盤整備の推進が必要である。

④ 追加財政需要への適切な措置

- ・ 給与改定はもとより、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等、国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと

⑤ 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保

ア 財源保障機能の確保

- ・ 地方交付税を国の政策誘導の財源として活用しないこと

【提案の背景】

- ・ 地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものである。

イ 業務改革の取組等の成果を反映した算定の見直し

- ・ 地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、個々の団体の地方税の徴収努力や歳出削減努力をもって地方全体の地方交付税の削減を行う業務改革の取組等の成果を反映した算定を見直すこと。また、その拡大は厳に慎むこと

主ウ 包括算定経費の適切な算定

- ・ 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.7兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+1.2兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.9兆円減少している。

このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと

【一般財源総額と基準財政需要額の推移（全国：不交付団体含む）】

（単位：兆円）

区分	H19	H23	H26	R1	R2	H23-H19	R2-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	47.3	2.9	3.8
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.0	2.5	2.7
消費税増収分を活用した社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.7	▲0.1	▲0.9
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	51.0	2.8	2.9
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	49.3	2.8	1.2
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	61.8	1.9	3.0

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%)初年度

R1：消費税率引上げ(8%→10%)初年度

⑥ 地方単独事業と地方負担への財源措置

- ・ 補正予算による臨時的措置などを含め、地方単独事業及び国庫補助事業の地方負担に対し、必要な財源措置を行うこと

⑦ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

- 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、令和3年度には期末手当の在職期間別支給割合が100%となる職員が相当数に及ぶこと、また、フルタイムで任用された職員への退職手当の支給などにより、財政需要のさらなる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる財政需要については、引き続き財政措置を確実に講じること

【提案の背景】

- 国の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（技術的助言）に基づく対応を図れば、常勤職員との均衡を考慮した期末手当の支給をはじめ、給料水準の引上げ、退職手当の支給、社会保険料の負担など財政運営に大きな影響を及ぼすこととなる。

【法案審議における総務大臣の発言内容（平成29年5月9日衆議院総務委員会）】

- 「今回の制度改正により必要となる地方財政措置については、地方公共団体の実態も踏まえつつ、しっかりと検討をしております」

【財政措置に係る国の方針（平成30年10月総務省自治行政局公務員部事務処理マニュアル）】

- 「新たに支給すべき期末手当の所要額の調査（制度改正による影響額の調査）を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定」

② 地方税体系の充実強化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、農水、経産】

① 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討

- 自動車税は、財産税的性格や自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格とともに環境損傷負担金的性格を有している。また、その税収は都道府県税全体の1割を占め、道路の整備や維持を行う都道府県の重要な財源である。

このため、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、自動車関係税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に、慎重な検討を行うこと。

【提案の背景】

- 令和元年度税制改正において、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用自動車から、自動車税種別割の税率が引き下げられるなど自動車関係税の抜本的な改正がなされた。
- 令和2年度与党税制改正大綱の検討事項においても、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとされた。

② 地球温暖化対策のための税における地方税財源の確保

- 石油石炭税の税率上乘せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること

【提案の背景】

- 環境施策の推進は、地方公共団体が大きな役割を担っているが、「地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率上乘せ分）」による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。

【「地球温暖化対策のための税」の概要】

- 全化石燃料（原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭）に対してCO₂排出量に応じた税率（289円/CO₂トン）を上乘せ
- 税収（初年度391億円/平年度2,623億円）は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制施策に充当
- リチウム電池などの革新的な低炭素技術集約産業の国内立地の推進、中小企業等による省エネ設備導入の推進、再生可能エネルギー導入の推進等を国が実施

③ 森林環境税及び森林環境譲与税の導入・創設に伴う対応

ア 国民の理解の促進

- ・ 森林環境税の導入に当たっては、以下の点などについて国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること
 - 地方の基幹的税目である個人住民税に国税を附加すること
 - 森林整備により、防災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能を回復させ、その効果は、地方部はもとより都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であること

イ 造林事業の推進に関する予算の確保

- ・ 地域材の安定供給等に必要の間伐、路網整備などの造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 植林・保育・伐採・利用のサイクルが実現する「資源循環型林業」の構築に当たっては、森林全体の整備が必要である。
- ・ 造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、引き続き十分な予算の確保が必要。

【森林環境保全直接支援事業の概要】 R2国予算：302億円

事業内容	間伐（伐捨・搬出）、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等
事業主体	森林経営計画作成者 等
補助率	68%（国51%，県17%）ほか

ウ 森林環境税の導入に伴う適切な財源措置

- ・ 森林環境税導入に伴い発生する、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等について、森林環境譲与税の使途に追加するなど適切な財源措置を行うこと

【賦課徴収事務の流れ】

- ・ 森林環境税は、市町村が賦課徴収し、都道府県を経由して国へ払い込むとされている。

④ 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- ・ 応益性を反映する法人事業税の外形標準課税をさらに拡大すること
- ・ 適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること

【提案の背景】

- ・ 外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象である。
- ・ 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、法人事業税の応益性を反映した外形標準課税の拡充や、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことを踏まえた外形標準課税の対象拡大の検討が必要である。

主⑤ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持

- ・電気供給業(送配電事業)及びガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること
- ・令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業(発電・小売事業)については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと

【提案理由】

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- イ 発電・製造施設及び送配電・導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2実施)及び導管事業(R4実施)は、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金(電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可)が維持される。
- エ 小売事業(一般家庭用等)については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。(経過措置の期間は、定められていない。)
- オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収に繋がり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。
(cf. 本県の発電実績:45,565,447MWh > 電力需要:37,658,266MWh ※2019年度実績)

【兵庫県内における影響額(本県試算)】

区分	R2税制改正による影響	収入金額課税を所得課税に切り替えた場合 (経産省・R2税制要望時)
電気	▲7億円(県:▲6.5、市町▲0.5)	▲53億円(県:▲49、市町▲4)
ガス	—	▲13億円(県:▲12、市町▲1)
合計	▲7億円(県:▲6.5、市町▲0.5)	▲66億円(県:▲61、市町▲5)

- ※所得課税に切り替えた場合は、収入金額により課税される電気・ガス供給業の法人のうち、収入金額課税額(地方法人特別税を含む。)が1億円を超える法人について試算
- ※市町分・・・法人事業税交付金(法人事業税額の7.7%)本則上従業者数で按分
(県内市町の従業者数上位5団体:神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)
- ※この他に特別法人事業譲与税の配分額で減収が見込まれる。

<R2年度税制改正>

- ・新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直されたところであるが、同年度与党税制改正大綱では収入金額による外形標準課税のあり方について今後も引き続き検討

<R3年度税制改正要望(経済産業省)>

- ・小売全面自由化が行われたガス供給業の法人事業税の課税方式を、一般の事業と同様の課税方式に変更
 (要望理由:地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点からは是正が必要(H30年度税制改正において、ガス供給業を含む中小ガス事業者のみ、一般の事業と同様の課税方式に見直し))
- ・電気供給業の課税方式のあり方は、本年度改正を踏まえ、引き続き検討

⑥ 法人住民税均等割の拡充

- 法人住民税について、赤字法人が多いという実情に鑑みても、それらの法人にも応分の負担を求める観点から、均等割を拡充すること

【提案の背景】

- 法人住民税は、地域社会の費用をその構成員でもある法人にも幅広く負担を求めるため、均等割(資本金等の額によって一定額)と法人税割(法人税額×税率)により課するものである。
- 法人の7割が赤字法人であるが、赤字法人には法人税割は課せられず均等割のみ課せられている。
- 均等割は、様々な行政サービスに対する会費的な性格を有することから、赤字法人にも応分の負担を求めることが必要である。

主⑦ ゴルフ場利用税の堅持等

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること

【提案理由】

- ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
- イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
- エ ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
- オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約433 億円、本県では約34 億円(うち市町への交付金約24 億円。H30 年度決算額)の減収が見込まれる。

[兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額]

項目	主な事業	R2予算額(百万円)	
		一財	二財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,449	1,166
環境対策	水質調査、安全指導等	108	14
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,755	2,647
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	25	25
合計		4,360	3,875

[兵庫県における交付額上位団体]

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	550.846
2	神戸市	351.612
3	加東市	298.658
4	宝塚市	175.076
5	西宮市	138.777

(令和元年度決算)

- 70 歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること

[1世帯あたりの貯蓄額(国民生活基礎調査(R元))]

70歳以上：1,233.5万円、65歳以上：1,276.6万円、全体平均：1,077.4万円

⑧ 固定資産税の安定的確保

ア 特例措置の廃止等

- 平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置については、新型コロナウイルス感染症対策として2年間延長したととしても、期限到来により確実に廃止すること

新・経済状況等を踏まえた更なる軽減措置の拡充等を行わないこと

【提案の背景】

- ・固定資産税は、市町が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であり、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、国税や国庫補助金などにより実施すべきものである。

<R3年度税制改正要望（経済産業省、国土交通省）>

- ・3年に1度の固定資産評価替えによる、地価上昇地点における税負担の上昇が緩やかなものになるよう、上昇幅を一定範囲に抑えるなど、土地の固定資産税等の負担調整措置等を3年間延長
- ・上記延長の上で、経済状況に応じた所要の措置を実施

イ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること

⑨ たばこ税の税率引上げの際の地方分の財源の堅持

- ・たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合を従来どおり1：1として地方分の財源を堅持すること

【提案の背景】

- ・税率引上げは売上減少に繋がる傾向にあり、国分のみ引き上げると地方分の税収が減少する。

⑩ 消費税率引上げへの対応

ア 消費税率引上げに伴う中小企業者への配慮

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の強力かつ実効性のある転嫁対策を引き続き実施すること

イ インボイス制度導入に向けた適切な支援

- ・令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要の十分な周知や指導など、制度導入に向けて引き続き事業者への支援を行うこと

① 地方消費税の清算基準の見直し

- 支出側の統計調査が活用できるよう「全国家計構造調査」等の充実を図ることなども含め、より適切な清算基準となる統計指標について十分に検討すること

【国制度の問題点】

- 現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費地等の消費の実態を十分に反映できていない。
- 消費を的確に把握する観点から、調査対象数増など調査内容を充実した上で「全国家計構造調査」等を基にした「県民経済計算」の最終消費支出といった支出側の統計指標の活用を検討が必要。

【現行の基準】

統計基準	小売年間販売額（商業統計）	50%
	サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）	
人口基準（国勢調査）		50%

【現行の統計資料】

	統計名	頻度	調査対象	内 容
支出側	県民経済計算	毎年	—	「国民経済計算」(GDP統計)の基礎として、各都道府県が計算。消費側の指標として民間最終消費支出や政府最終消費支出を調査。「家計調査」や「全国家計構造調査※」から推計
	家計調査	毎月	約9,000世帯 (本県266世帯)	家計の収入・支出、貯蓄・負債などの実態を調査
	全国家計構造調査	5年	約90,000世帯 (本県3,279世帯)	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、住宅・宅地などの家計資産を調査

※平成26年度までは「全国消費実態調査」として実施

(3) 国・地方を通じた税制改革の実施

【内閣官房、内閣府、総務、財務】

① 税財源の充実を図る税制の抜本改革の実施

ア 国・地方間の税源配分のあり方を見直し

- 地方は福祉や教育などの内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を見直すこと

【提案の背景】

- 社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。
- 国と地方の税源配分は6：4、歳出費は4：6であり、比率が逆転している。
- 令和2年度の地方の財源不足額は4.5兆円であり、地方財政計画総額の約5.0%に達する。
- 地方が担うべき事務と責任に見合う国と地方の税源配分の見直しが必要であり、増大する社会保障等の行政サービス需要に対応するため、税源の偏在性が少なく、安定的な税収確保が必要である。

イ 地方共有税の創設

- 法人税等のうち交付税原資となる税収を特別会計に直接歳入するなど、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること

【提案の背景】

- 税源交換などの新たな措置を講じた場合でも残らざるを得ない地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能の充実強化が必要である。
- 地方交付税は本来地方の固有財源であり、地方団体全体で共有している財源であることから、地方交付税が自治体の「連帯」と「自立」の精神に基づくセーフティネットであることを制度上明確化させることが必要である。
- 地方の固有財源である地方交付税が国による政策誘導に用いられる事態を防ぐためにも、地方交付税を国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れる等の方式（地方交付税の地方共有税化）を検討すべきである。

② 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

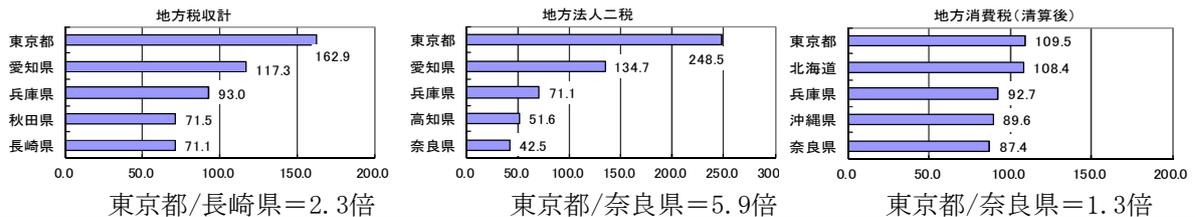
主ア 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・ 地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

【提案の背景】

- ・ 令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

【人口一人当たりの税収額の指数（平成30年度決算）】



主イ 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

- ・ 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと
- ・ 応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

ウ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- ・ 法人事業税交付金について、むやみに拡大しないこと

【提案の背景】

- ・ 当該交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税(都道府県税)の一部(7.7%)を都道府県から市町村に交付する制度として創設(平成29年度～)されたが、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わずに創設されたもの。

主③ 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

ア 事業活動の実態を反映した検討

- ・ 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること
- ・ その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと
 - 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
 - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

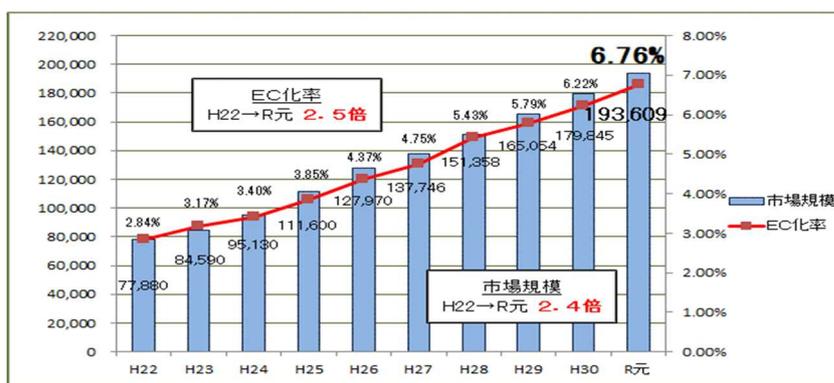
イ 国際課税の見直しを踏まえた検討

- ・OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設(PE)を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること

【提案の背景】

- ・事業活動の情報化により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみに帰属している状況が生じている。
- ・消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率

すべての商取引のうち
電子商取引が占める割合
〔経済産業省
「令和元年度電子商取引
に関する市場調査」〕

④ 格差拡大に対応する累進性を高めた税率構造の構築

- ・所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること

【提案の背景】

- ・現行所得税は5%~45%の7段階であるが、昭和61年分は10.5%~70%の15段階。
- ・これまでの大幅な累進緩和の結果として税率のフラット化が進み、経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得再分配機能が低下している。
- ・平成25年度の税制改正で、格差是正に向けて一定の見直しが行われたが、所得税が有する所得の再分配機能が高まることにより、税の公平性の拡大につながり、社会全般の活性化が期待される。

⑤ 法人税率引下げに伴う税収減の代替財源の確保

- ・法人実効税率の引下げの一部を法人税率の引下げで対応することにより、法人税額を課税標準とする地方税の法人住民税法人税割が減収となる場合には、代替財源の確保や地方交付税の法定率の引上げ等の恒久的な措置により、必要な地方税財源を確保すること

【提案の背景】

- ・平成28年度税制改正において法人実効税率が20%台まで引き下げることとされた。
- ・国税である法人税は、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される。

④ 地方税の充実に向けた諸制度の改善 【内閣官房、内閣府、総務、財務、農水】

① 税制の公平性の確保

ア 事業税の課税方法の見直し

- ・ 事業税について、以下のような取組により簡素で公平な仕組みへ抜本的に見直すこと
 - 社会保険診療報酬の所得計算特例及び医療法人軽減税率の見直し
 - 課税所得の算定上損金扱いとされている日本銀行の国庫納付金の課税対象化
 - 付加価値割の算定における報酬給与額の算定方法の見直し
 - 個人事業税の対象業種限定の廃止及び対象事業の認定基準を外形基準（不動産貸付業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準へ

【提案の背景】

- ・ 社会保険診療報酬関係は、税制改正大綱において、実質的非課税措置及び医療法人の軽減税率のあり方について検討することとされているが、見直し等への動きが確認できない。
- ・ 税制の公平化を図るとともに、都道府県の貴重な財源の安定的な確保のため、日本銀行の国庫納付金の課税対象化が必要である。
- ・ 労働者派遣法に基づく労働者派遣料は派遣元への支払額の75%を報酬給与額に計上しているが、業務委託料、外注費等で計上し、実質、労働者派遣に該当する場合の規定がない。算入率の適否を含めた取扱いの検討が必要である。
- ・ 個人事業税の課税対象は、限定列挙されている業種に限られており、第1～3種の事業区分に応じて3～5%の異なる税率を適用するが、事業形態が多様化し、業種認定に多大な労力とコストを要している。
- ・ 不動産貸付業と駐車場業について、所得税では同じ不動産収入として申告しているにも関わらず、個人事業税では両者を区分して外形基準（室数・駐車台数等）により課税対象か否かを判断した上で所得計算する必要があることから、課税実務が煩雑であり、課税の公平性からも問題である。

イ 不動産取得税の特例措置の見直し

- ・ 不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率を見直すこと

【提案の背景】

- ・ 宅地評価土地及び住宅の取得に対し、不動産価格の3%（本則4%）を特例課税（S56～）。
- ・ 宅地に対し、その課税標準である固定資産税評価額を1/2に軽減（H8～）。
- ・ 税制の公平性を図るとともに、都道府県の貴重な財源の安定的な確保のため、延長が繰り返されている不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率について、税率を本則に戻すなど恒常的な制度としての抜本的な見直しが必要である。

ウ 軽油引取税の免除対象の更なる限定

- ・ 軽油引取税の一般財源化に伴う課税免除対象の更なる限定を行うこと

【提案の背景】

- ・ 軽油引取税は平成21年に道路特定財源制度の廃止に伴い一般財源化されたが、エチレンなどの石油化学製品の原料の用途を除き、令和3年3月まで農業・林業・漁業・鉱物の採掘事業など法令で定める用途に供する免税が継続されている。
- ・ 令和3年度は特例措置の改正年度となるため、課税免除対象の検討が行われる。

② 賦課徴収事務の効率化

ア 自動車税の延滞金計算の見直し

- ・ 自動車税の納期内納付の推進の観点から、全額切り捨ての対象となる延滞金額を千円未満から引下げること

【国制度の問題点】

- ・ 地方税法において、延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるとの規定がある。
- ・ 自動車税の納期である5月末が過ぎてても、延滞金の計算上、千円未満を切捨てるため、延滞金の発生は数ヶ月後となる。

イ 自動車税の納税確認制度等の導入

- ・ 自動車税の抹消・転出時の納税確認制度等を早期に導入すること

【国制度の問題点】

- ・ 地方税の徴収率向上のため、継続検査時に加えて移転登録・抹消登録時の納税確認の義務付けが必要である。
- ・ 割賦販売代金完済後、所有権は滞納者にあるにも関わらず、登録上の所有者が滞納者ではないため差押が困難になる場合があることから、所有権留保付き自動車の所有権移転の代位登録制度の導入が必要である。

ウ 督促状発付期限の条例委任化

- ・ 地方税法で一律に規定する督促状発付期限について、各地方公共団体がその置かれた状況に応じて適切な発付日の判断を行えるよう条例委任化すること

【国制度の問題点】

- ・ 督促状は、地方税法上、納期限後20日以内に発し、特別な事情がある場合のみ、条例で上記と異なる期間を定めることが可能である。
- ・ 上記規定は地方税法制定(S25)以来改正されていないが、国税通則法ではマンパワー不足を理由に20日→50日以内に延長(S59)されている。
- ・ 督促状発付期限の変更は特別な事情がある場合に限られているが、各地方団体の置かれた状況は異なっており、それぞれの団体において最も効率的・効果的な発付期限を条例で規定可能とする必要がある。また、国税で50日以内に延長しながら、地方税で20日以内とする合理的理由はない。

エ 税務手続のオンライン化の推進

- ・ 税務手続のオンライン化等への支援及び税務署・登記所等から県への電子データによる情報提供について一層の改善に取り組むこと

【提案の背景】

- ・ 利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化を実現するため、税務署からの所得税情報、登記所からの不動産登記情報等の電子データを県にも提供促進することが必要である。

[現在の状況]

- ・ 令和2年1月より登記所から市町への登記済通知は、オンラインによる受渡しが可能になったが、不動産取得税の課税のために県が当該通知の電子データを利用する場合には、個別に市町と協議しなければならず、非効率。
- ・ 個人事業税の課税にあたり、確定申告書の一部情報は、電子データで提供されているものの、添付書類などについては、税務署で職員が転写しており非効率。

③ 個人住民税の見直し**ア 各種控除の見直しの慎重な検討**

- ・ 所得再分配機能の回復に向けた税額控除方式の導入など各種控除の総合的な見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼさないよう、慎重な検討を行うこと

【提案の背景】

- ・ 個人住民税が広く住民が負担を分かち合う性格や応益的性格を有することを踏まえつつ、地方公共団体の行政サービスを支える基幹的な税目としての位置づけから、慎重な検討が求められる。

イ 徴収取扱費市町村交付金の算定方法の見直し

- ・ 個人県民税徴収取扱費市町村交付金の算定に当たっては、市町村の徴税費用・徴収努力を反映する方法へ見直すこと

【提案の背景】

- ・ 平成19年度から、税源移譲に併せて、算定方法が納税義務者数を基礎としたものに改正された。
- ・ 納税義務者数を基礎とした場合、賦課徴収を法定委任している市町村の徴収努力に関係なく交付金が算定されることから、市町村の徴収努力を促すため、徴税費用に見合う交付金額となるような算定方法へ見直しが必要である。

(5) マイナンバーの活用【内閣官房、内閣府、個保委、総務、財務、厚労、国交、文科】

① 円滑な制度運用に向けた一層の周知

- ・ 制度の概要やメリット、今後の利活用拡大等について、若者から高齢者までの各階層、民間事業者等の各ターゲットに応じた、分かりやすい周知・広報を強化すること
- ・ マイナンバーカードの取得方法について、国民に分かりやすく周知・広報すること
- ・ 広域的行政主体である都道府県における周知・広報の取組経費についても十分な措置を行うこと。

【提案の背景】

- ・ マイナンバー制度広報については、現状、政府による広報物は多種作成されているが、住民からは分かりにくい、メリットが見えないとの声が多いため、より国民目線に立った、ターゲットを意識した周知・広報を行う必要がある。
- ・ 都道府県における周知・広報経費に充当可能なマイナポイント事業費補助金の基準額が市町村の基準額に比べて非常に低く、広域的な広報が十分にできない状況である。

② システム運用等に関する問題への対応

ア 円滑な運用に向けた対策

- ・ 情報連携の運用を円滑に実施できるよう、システム面及び運用面で発生する問題点に対して適切な措置を講じること

イ システム運用経費等の国による負担

- ・ 番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム運用及び国システムの仕様変更に伴う改修に要する経費は国が負担すること
- ・ 中間サーバー及び宛名管理システムなど情報連携のためのシステムの運用及び更新等に必要な経費についても、国において責任をもって財政措置を講じること
- ・ マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用や戸籍関係情報の情報連携への導入に向けて、令和2年度中に改修が必要とされている「戸籍附票システム」及び「住民基本台帳システム」について、改修に要する費用に市町負担が生ずることがないようにすること

【提案の背景】

- ・ 令和3(2021)年度以降も番号法や関連法の改正及びデータ整備ルールの改訂等が予定されており、自治体においてはこれに伴うシステム改修等の対応が必要であるため、国の適切な措置および経費負担について引き続き要望する。

③ 効果的・効率的な制度への改善

主ア 安全性と利便性の向上

・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること（再掲）

新・マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立するとともに、各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること（再掲）

新・生活支援や事業者支援あるいは経済対策として、今後新たな給付施策が実施されることも想定されることから、住民基本台帳と連携可能なマイナンバーや口座情報と連動させる法整備について、早急に検討を行うこと（再掲）

・マイナンバーカードに新たな機能を導入するには市町に負担や混乱が生じないよう早期に概要や具体的なスケジュールを提示すること

・マイナンバーカードが社会保障・税番号制度の有効なツールとして定着するよう、引越しや死亡等に関する住民票や健康保険の異動届をオンラインで一括手続を可能とするなど、手続の簡素化を早急に導入すること

主イ 健康保険証としての利用開始に向けた対応

・令和3年3月から、医療機関の運営の効率化にも資するマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される。

しかし、健康保険証の資格確認をオンラインで行うための顔認証付きカードリーダー等の各医療機関への配布が上限3台とされており、各医療機関のシステム改修に要する経費への補助（上限：105万円）も限定され、医療機関の持ち出し負担が懸念される。

このため、速やかに必要数を確実に配布するとともに、医療機関に対する十分な財政支援を行うこと。（再掲）

・医療機関等でのマイナンバーカードを活用した医療保険オンライン資格確認の導入に際し、制度の周知を徹底し、医療現場で混乱が生じないようにすること

・公立病院の果たす役割を考慮し、読み取り端末導入やシステム整備経費について、十分な財政措置を行うこと

【提案の背景】

- ・令和元年度において、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の運用が年度途中で大幅に変更になるなど、市町に多大な混乱が生じた。
- ・マイナンバーカードの取得を促進するためには、マイナンバー制度による国民の利便性向上や行政運営の効率化等を実現し、その効果を国民が実感できるような新たな利活用策の導入を早急に実施することが必要である。
- ・令和3年3月からの健康保険証としての利用開始にあたり、住民及び医療機関等に丁寧及び確実な周知を行い、円滑な制度導入を進める必要がある。
- ・へき地医療や小児救急等、公立病院の果たす役割を考慮し、導入整備に係る経費に対して十分な財政措置が必要である。

ウ 交付事務経費の負担軽減

- ・各市町の交付円滑化計画に基づいて行うカード交付体制の増強に関する費用については、引き続き市町負担を生じさせないよう十分な予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することが想定されており、そのためには、カード申請者の増加に対応するため、市町の窓口体制をさらに強化するための十分な予算を確保する必要がある。

- ・コンビニ交付サービス導入に要する経費等について財政措置を拡充すること
- ・コンビニ交付サービスは、今後一般化することが見込まれることから、その運用経費についても、十分な財政措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・コンビニ交付サービスの導入に要する経費等について、このたび3年間延長され、令和4年度までに導入した場合に限り特別交付税で措置されることとなったが、対象経費の1/2であり、コストの高さが導入しない一番の理由となっている。

エ 安定的なシステム稼働

- ・マイナンバーカードの円滑な交付のための安定的なシステム稼働について引き続き必要な措置を講じること

主オ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長(再掲)

- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- ・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、または住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるようにすること

【国制度の問題点】

- ・電子証明書は、e-TAXや証明書のコンビニ交付など、事務手続を行政の窓口に行かずにできることがメリットであるが、電子証明書の更新のために5年に1回窓口に行く必要がある。
- ・そのため、更新されないまま失効し、マイナンバーカード(多くの場合、有効期間は発行から10年)は有効であるのに、コンビニ交付等のサービスが使えないという状況が発生することで、カードの利用価値が下がり、取得率・利用率が低迷することが懸念される。

<R2年度 地方分権改革に関する提案募集における関係府省からの第2次回答>

- ・有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号方式自体の安全性が低下する。
- ・電子署名等に用いる秘密鍵及び公開鍵は、個々のカードに記録されており、地方公共団体情報システム機構が保有する公的個人認証システムの更改等により対応できない。
- ・国WGにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられており、必要な検討を行う。

④ セキュリティ対策の徹底

ア 再点検と安全対策の提示

- ・セキュリティ対策を再点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと

イ セキュリティ対策への財政措置

- ・セキュリティ対策に必要な経費について、引き続き財政措置を講じること
- ・機器のリースに要する経費についても補助対象とすること
- ・自治体情報セキュリティクラウドについて、初期構築だけでなく、維持・運用に必要な経費についても、財政措置を講じること

⑤ 市町への適切な財政措置等(再掲)

- ・マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を行うこと

主(6) 宝くじの販売促進に向けた取組の推進

【総務】

- ・より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直しや中間当せん金帯の拡充、財源確保のための払戻率の見直し、インターネット販売の促進など抜本的な見直しを行うこと

【提案の背景】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,932億円まで落ち込んでいる。

<(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)>

- 宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になると考える取組 1位：中間当せん金帯を拡充する

[近畿宝くじによるWMG応援協賛くじ (R2.11月発売)]

- ・中間当せん金帯の本数増 5万円 R1：450本→R2：900本、1万円 R1：1,500本→R2：2,250本
(1等(1本) R1：2,000万円→R2：1,000万円)

3 地方分権改革の推進

(1) 地方分権型の行政システムの確立【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 日本国憲法における地方自治に関する規定の改正

ア 地方自治の本旨の明確化

- ・ 国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

イ 国の事務を限定する規定の追加

- ・ 地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること
- ・ 地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

【提案の背景】

- ・ 地方自治に関する規定の検討に当たっては、現行の地方制度に関して全般的な検討を加えることを目的として設置された地方制度調査会において、国と地方の役割分担の見直しを前提として地方の統治機構のあり方等も併せて検討する必要がある。

ウ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・ 地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・ 地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

② 関西広域連合への事務・権限の移譲等

国の事務・権限の受け皿となることを設立目的とする関西広域連合の発展・充実を図るため、以下の措置を講じること

ア 府県域を超える大括りな事務・権限の移譲

- ・ 広域地方計画の策定権限など中央府省の事務・権限も含め、府県域を超える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を、関西広域連合へ移譲すること

イ 規約の一部変更の際の許可を届出制に変更

- ・ 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

ウ 幅広い事務の移譲の要請を可能とする法改正

- ・ 広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲について、広域連合に密接に関連する事務のみに限定されている地方自治法の規定を改正し、幅広い事務の移譲を要請できるようにすること

(2) 地方分権改革に関する提案募集方式における地方意見への真摯な対応

【内閣官房、内閣府、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 「提案募集方式」の更なる充実

ア 国から地方への事務・権限の移譲の提案に関する支障事例の不要化

- ・ 国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との調整を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の提案募集方式では、地方が支障事例を提示する必要があるが、現状で権限を持っていない地方が、国から事務・権限を移譲された際の支障事例を提示することは困難である。
- ・ 権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担を進めるという観点から具体的な支障事例がなくとも関係府省との調整を行うべきであり、移譲が不可能であれば、国が地方に権限移譲を行うに当たっての支障を立証すべきである。

イ 複数団体から再提案があった場合の再検討要請

- ・ 過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、複数の団体から提案があった場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること

【国制度の問題点】

- ・ 複数の団体から支障事例の提出があるものは、国の制度そのものが現状に沿っていないことの証左であるため、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すべきである。

ウ 提案募集検討専門部会における提案団体の発言機会の付与

- ・ 制度の見直し等において、地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言する機会を付与すること

【国制度の問題点】

- ・ 提案募集検討専門部会においては、提案団体は陪席できるものの、発言機会がないことから、直接関係府省や有識者に地方の現状を説明することができない。

② 実証実験的な権限移譲の導入

- ・ 地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する実証実験的な方法導入すること

【国制度の問題点】

- ・ 行政実務上の支障事例の解決を主な目的とする提案募集方式では、大括りの権限移譲が進まない現状を踏まえ、地方が求める場合に試験的に事務・権限の移譲を行う仕組みの創設が必要である。

③ 提案の実現に向けたフォローアップ

- ・ 「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 引き続き検討を行うとされた提案については、内閣府と関係府省との間で検討が進められているものの、提案団体へはその検討過程や理由は知らされず、〇×等の結果のみが知られることが多いことから、地方の意見を適切に反映できるような仕組みが必要である。

(3) 国と地方の協議の場の運用【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 国と地方の協議の場の積極的活用

ア 事前協議の義務付け

- ・ 地方との十分な協議がない状況で成立した高校無償化法の改正のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること

イ 適時適切な協議の場の開催

- ・ 地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、閣議決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること

【現行の問題点】

- ・ 地方自治法第263条の3第5項の規定の趣旨に基づき、事前に情報提供されるが、閣議決定まで時間がなく、十分な協議を行う期間が形式的なものとなっている。

② 分科会の設置

- ・ 地方自治にとって重要なテーマについては、分科会を設置し、十分に活用すること

【提案の背景】

- ・ 社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に地方自治にとって重要なテーマである、「地方財政対策」「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」などは、それぞれの分科会を設置して議論をすべきである。

(4) 地域の実情を踏まえた圏域行政の検討【総務、国交、経産】

① 地域の実情に踏まえた都市機能の集約

- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等、都市機能や行政サービスの集約により地域の活性化を進めるに当たっては、効率性のみを重視せず、それぞれの地域の実情に合わせて実施すること

② 財政支援措置の拡充

- ・ 連携中枢都市圏及び定住自立圏の複数圏域に参加する場合、それぞれの制度において各市町が取り組む事務・事業に応じた財政需要が増加するため、各圏域での取組状況を踏まえた財政支援を行うこと

③ 中心市要件の緩和

- ・ 定住自立圏における中心市の要件である昼夜間人口比率「1以上」について、連携中枢都市と同様に「おおむね1以上」とすること

(5) 道州制に関する懸念への対応 **【内閣官房、内閣府、総務】**

- ・ 政府与党において検討されている「道州制」については、以下の懸念があることから、検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえて慎重に対応すること
 - 道州制の議論は、国、都道府県、市町村という国のかたちを根本的に見直すもので、憲法に定める「地方自治の本旨」に基づく検討が必要
 - 平成の市町村合併の検証が必要
 - 広大な道州では地方自治の本旨に基づく住民自治が機能する地方公共団体になり得るか疑問
 - 現体制で何が欠けているのか不明のまま都道府県廃止を先決すべきではない

【提案の背景】

- ・ 広域行政を検討するに当たっては、国と地方が担うべき事務・権限のあり方や国、広域行政体、基礎自治体の関係などについて十分議論することが必要であり、国主導による中央集権型の道州制の導入が進まないようにすべきである。

(6) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施 **【内閣官房、内閣府、総務、文科】**

① 基本方針で決定した地方移転の着実な実施

- ・ 基本方針（H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること
 - 兵庫県関係：理研「科学技術ハブ推進本部関西拠点」

② 地方移転に関する実証実験の速やかな実施

- ・ 基本方針及び今後の取組（H28.9.1 同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成し、速やかに実施すること